

木簡研究

第二二號

木簡研究

第二二二号



木  
簡  
学  
会

題字  
藤枝  
見刻



# 目次

巻頭言——最近の木簡を取り巻く状況に思う——……………田辺征夫…………… i

目次…………… iii

凡例…………… viii

一九九九年出土の木簡…………… i

概要	吉川 聡	京都・長岡京跡	山口 均・中島 信親
奈良・平城宮跡	館野 和己	京都・平安京教倉院跡	松崎 俊郎・清水 みき
奈良・西院寺跡	吉川 聡	京都・六波羅政庁跡	吉川 義彦・西山 良平
奈良・阿弥陀浄土院跡	渡辺 晃宏	京都・平安京跡右京五条一坊六町	田中 利津子
奈良・平城京跡左京一条二坊十三坪		京都・難波宮跡	竜子 正彦
		大阪・大坂城跡	江浦 洋
		大阪・池島・福万寺遺跡	本田奈都子・小林 和美
			市村慎太郎・中尾 智行
			亀井 聡
奈良・旧大乗院庭園	渡辺 晃宏	大阪・吉井遺跡	上林 史郎
奈良・奈良町遺跡(平城京跡左京四条六坊十四坪)	松浦 五輪美		
奈良・上宮遺跡	荒木 浩司		

兵庫・時友遺跡	大川 勝宏	65	東京・入谷遺跡	小 俣 悟	106
兵庫・明石城武家屋敷跡	甲斐 昭光	66	滋賀・宮町遺跡	岩 宮 隆 司	109
兵庫・姫路駅周辺第四地点遺跡(仮称)	中川 猛	68	滋賀・大將軍遺跡	谷 口 智 樹	113
兵庫・龍野城跡	井守 徳男	69	滋賀・安土城跡	岩 橋 隆 浩・松 下 浩	117
兵庫・市辺遺跡	種定 淳介	71	滋賀・十里遺跡	近 藤 広	119
兵庫・宮内堀跡遺跡	西口 圭介	76	群馬・前六供遺跡	小 宮 俊 久	121
兵庫・梶原遺跡	吉 識 雅 仁	81	福島・荒井箱田遺跡	高 田 勝	123
兵庫・柿布ヶ森遺跡	加賀見 省一	82	福島・江平遺跡	福 田 秀 生・平 川 南	126
三重・雲出島貫遺跡	伊 藤 裕 偉	84	宮城・大日南遺跡	齋 藤 稔	128
静岡・山之神遺跡	鈴 木 一 有	85	宮城・市川橋遺跡	武 田 健 市	130
静岡・中村遺跡	鈴 木 敏 則	86	宮城・山王遺跡	鈴 木 孝 行	132
静岡・水守遺跡	八木 勝行・岩木 智絵	88	宮城・新田遺跡	千 葉 孝 弥	137
静岡・元島遺跡	加 藤 理 文	90	岩手・梅之御所遺跡	斎 藤 邦 雄	139
神奈川・千代南原遺跡第四地点	小 池 聡	93	岩手・志羅山遺跡(1)	酒 井 宗 孝	141
神奈川・香川・下寺尾遺跡群(下寺尾地区北B地点)	中村 哲也・大村 浩司	95	岩手・志羅山遺跡(2)	及 川 司	143
東京・港区No91遺跡	松 本 健	97	山形・山田遺跡	須 賀 井 新 人	145
東京・水戸藩徳川家小石川屋敷跡(諏訪町遺跡)	加 藤 元 信	99	青森・十三湊遺跡	榑 原 滋 高・綾 村 宏	147
東京・西町遺跡	小 俣 悟	102	福井・高塚遺跡	松 川 雅 弘	149
東京・浅草芝罌町遺跡	小 俣 悟	104	福井・一乗谷朝倉氏遺跡	佐 藤 主	151
			福井・福井城跡(1)	長 谷 川 健 一	152
			福井・福井城跡(2)	本 多 達 哉・河 村 健 史	154



一九七七年以前出土の木簡 (二二) ..... 242

奈良・飛鳥京跡 ..... 船見 泰寿 242

釈文の訂正と追加 (三三) ..... 247

兵庫・袴狭遺跡 (第二三・二四・二六・二七・二〇号) ..... 鈴木 敬二 247

滋賀・湯ノ部遺跡 (第一九号) ..... 瀬口 眞司 254

長野・屋代遺跡群 (上信越自動車道関係) (第一八号) ..... 水沢 教子・傳田 伊史 255

群馬・前橋城遺跡 (第一九号) ..... 高島 英之 260

帳簿と木簡—正倉院文書の帳簿・雜文と木簡— ..... 山口 英男 279

木簡撮影概説—表現しにくい文字の撮影— ..... 杉本 和樹 279

書評 鬼頭清明著『古代木簡と都城の研究』 ..... 北村 優季 325

書評 森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』 ..... 平石 充 334

叢 報 ..... 古尾谷 知浩 344

福島・矢玉遺跡 (第一七号) ..... 石田 明夫 262

秋田・洲崎遺跡 (第二号) ..... 工藤 直子・高橋 学 265

福井・福井城跡 (第二〇号) ..... 本多 達哉・河村 健史 267

石川・磯部カンダ遺跡 (第一八号) ..... 楠 正勝 273

福岡・井上薬師堂遺跡 (第七号) ..... 平川 南 275

編集後記

西山良平

346

英文目次

(1)

コラム

京都・浅後谷南遺跡で木簡状木製品出土

水谷壽克

57

会告

「飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書」について

340

「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」について

342

## 凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「一九九九年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、建設省国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「廿」「卅」「季」「林」などについてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向）、幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。なお、「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（x頁第1図参照）。

「    」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

<    > 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

△△△ 抹消された文字であるが、字面の明らか場合に限り原字の左傍に付した。

○    ○ 穿孔のあることを示す。

■    ■ 抹消により判読困難なもの。

□    □ 欠損文字のうら字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正

箇所の左傍に・を付し原字を上的重要領で右傍に示す。

筆者・欄者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければ

ならなかった場合、行末・行初につけたもの。

巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、

つぎの一八型式からなる（X頁第2回参照）。

011型式 短冊型。

012型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

013型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

022型式 小形矩形の材の一端を圭頭ににしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方

頭・圭頭など種々の作り方があつた。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖

らせたもの。

034型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は

折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つ

たもの。

051型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

の左右に切り込みを入れたもの。

052型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

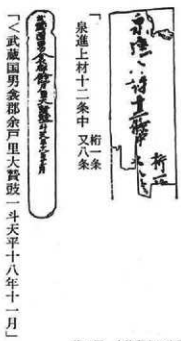
は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

053型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

054型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折

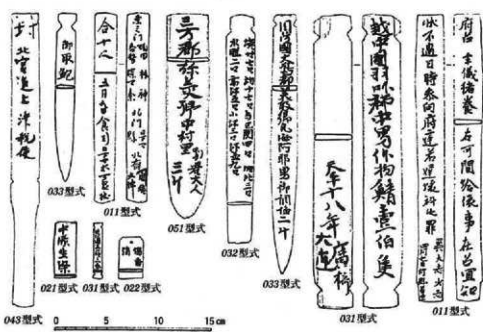
損あるいは腐蝕して不明のもの。

凡 例



第1図 木簡釈文の表記法

- ②1型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
  - ②2型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
  - ②3型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
  - ②4型式 削屑。
- なお、中・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。
- 一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいて、必ずしもこれを用いるものではない。
- 一、英文目次は天理大学のエドワーズ・ウォルター氏にお願いした。



第2図 木簡の形態分類



# 奈良・平城宮跡

へいじょうきゅう

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 第三〇一次調査 一九九九年(平旦) 四月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



本調査区は、平城宮東院地区の南門(推定建部門)南側にあたり、

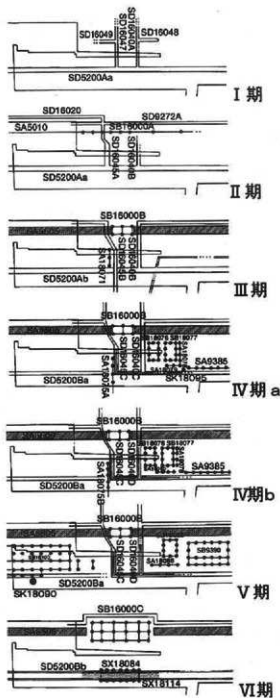
門前を東西に走る二条条間路路  
面北半部からその北側の堀地部  
分を含む、東西五六m、南北一  
一・一五m、六五〇㎡を占める。  
検出した主な遺構は、二条条間  
路SF五九四〇、同北側溝SD  
五二〇〇の他、堀地部分に建つ  
掘立柱建物五棟、堀地部分を流  
れる三条の南北溝、門前の北側  
溝に架かる橋SX一八〇八四、

掘立柱塚、土坑などである。このうち木簡が出土したのは、二条条間路北側溝SD五二〇〇、宮内からSD五二〇〇に流れ込む南北溝SD一六〇四〇とSD一六〇四五、橋SX一八〇八四の柱穴、掘立柱建物SB一八一〇〇の柱穴、南北掘立柱塚SA一八〇七五Bの柱穴、それに土坑SK一八〇九五・一八〇九〇で、出土点数は二九六点(うち削層二五一点)である。

遺構は大きくI～VI期の六時期に分かれ、さらにIV期はa b二小期に分かれる。二条条間路北側溝SD五二〇〇は、改修によりA・B二時期に分かれるが、各時期はさらにそれぞれ二小期に分けられる。東院南面を区画する施設がまだ造られていない、平城宮造営当初にあたるI期のSD五二〇〇Aaは、幅一・五m以上、深さ〇・二mほどの浅い溝で、東院南面を画する東西掘立柱塚とそれに隣る一間の南門SB一六〇〇Aが造られたII期にも存続した。II期になると、東西界は築地大垣に変わり、門は桁行二間、梁間一間の掘立柱建物SB一六〇〇Bになる。北側溝は北岸を約一・二m南にずらす(Ab)。幅一・五m以上、深さ〇・三m。III期は奈良時代前半である。SD五二〇〇Aaからは五五五点(うち削層は四一点)、Abからは四点(同二点)の木簡が出土した。

天平一七年(七四五)の平城造都後の奈良時代後半にあたるIVa期には、堀地部分の南門東側に二棟の掘立柱建物造られ、SD五二〇〇Abは約二m南に掘り直され、SD五二〇〇Baとなる。こ

の溝は次に述べるBb堆積土の下層で検出したもので、検出幅1m、深さ50cmの掘形と、その中で幅0・5m、深さ0・3mの木簡抜き取痕跡の溝を確認した。さらに木簡の台とみられる凝灰岩や埴を掘形底部で検出した。ただし調査区西半部では深さ0・1m・0・2m程度しか残らず、木簡もない。SD五二〇〇Baは、南門の前あたりを境として、東西に水を振り分けていたものとみられる。このBaは奈良時代後半のV期にも存続する。この溝から木簡が一点出土した。なおV期には建物は建て替えられ、門前東で二棟、西で一棟



第301次調査遺構変遷図

検出したが、特に西側のSB一八一〇〇は大型である。奈良時代末のV期になると、東院南門は礎石建のSB一六〇〇〇Cに変わり、その基礎造成時にそれまでの門の東西両側にあった南北溝SD一六〇四〇DとSD一六〇四五Cを埋め立てる。また埋地部分の建物はなくなる。そしてそれに伴いSD五二〇〇Baは、場所を変えないが大幅に改修を加えられ、SD五二〇〇Bbとなる。すなわち幅を二・四mに広げ、〇・三m・五m大の自然石で両岸を護岸する。そして南門の前面に橋SX一八〇八四を架け、溝底に

石を敷く。敷石が残る所では、溝の深さは側石上面からわずか〇・  
一mほどしかない。SD五二〇Bbからは四点の木簡が出土した。

南北溝SD一六〇四〇及びSD一六〇四五は、南門が礎石建になる以前に、その東西両側を宮内から二条条間路北側溝に流れ込んでいた溝である。いずれも掘り直しがあがるが、新しいほど門の辺りで東に移る。SD一六〇四〇はA-Dの四時期あり、木簡が出土したのはSD一六〇四〇Bであるが、それはII期にあたり、幅〇・五m深さ〇・三mの、素掘りの溝である。木簡の出土点数は二点。

SD一六〇四五はA-Cの三時期あり、AはII期、BはIII期、CはIV期にあたる。一点の木簡が出土したSD一六〇四五Cは、幅約〇・七mの掘形に幅〇・三mの木礎を据えていたとみられる。なおBの時期にはこの溝はSD五二〇〇を越えて、二条条間路上まで延びていた。またSD一六〇四五Cの西岸には、埴地から二条条間路にかけて南北掘立柱塼SA一八〇七五が作られた。この塼は作り替えによりA・Bに分かれ、SA一八〇七五Bは四間以上で、柱間は七尺。IVb期に属し、柱穴から木簡が一点出土したが、判読不能。

橋SX一八〇八四はVI期に南門の前に造られた橋である。桁行六間、梁間一間で、柱間寸法は桁行の東西両端間が六尺、それ以外は七尺とやや広く、梁間は一尺である。東西幅は南門SB一六〇〇〇Cの中央三間と揃う。柱はいずれも方柱で掘立柱。この柱穴から木簡が一点出土したが、断ち割り調査で出土したため、柱穴が切っ

ているSD一六〇四五B・Cの埋土に含まれていた可能性が残る。

掘立柱建物SB一八〇〇〇は、南門西側の埴地部分にV期に造られた東西棟建物。西端は発掘区外に延びるため、桁行七間以上となり、梁間二間の身舎には南庇がつき、さらにSD五二〇〇Ba上に四間以上の縁台が張り出す。柱間寸法は桁行一〇尺、梁間八尺、庇の出は一〇尺。身舎は床束を持つ。柱の掘形は身舎側柱で一・八×一・二m、深さ〇・八m、庇は一・八m×一・五m、深さ約一mといずれも大きく、掘形内には礎板や根固めの材が残る。九点の木簡が柱穴の断ち割り調査で出土したが、西端の身舎側柱から出土した〇以外は、南庇の柱穴からである。ただし南庇はSD五二〇〇Aの埋土を切って柱穴を掘っているため、木簡は溝の埋土に含まれていたものである可能性もある。

土坑SK一八〇九五が発掘区東隅にあり、直径約〇・八m。SD五二〇〇Abの埋土を掘りこんでいるとみられるため、IVa期に属すると考えられる。ここからは二三点（うち削屑二〇三点）の木簡が出土したが、細片のためほとんど判読できない。

発掘区西端近くの、SD五二〇〇南半から二条条間路にかけて位置する土坑SK一八〇九〇は、東西二・二m、南北二・四mの大きさで、V期に属する。埋土中には掘立柱建物SB一八〇〇〇から生じたとみられる、椀皮と瓦の破片が大量に含まれる。ここから削屑五点が出土したが、いずれも判読不能。

8 木簡の釈文・内容

二条桑間路北側溝SD五二〇〇Aa

(1) 〔常カ〕  
・陸国那×

(40)×16×2 081

・小牧

(2) 伊与国湯□□〔味酒里カ〕□□□□

301×27×6 032

(3) ・儲備装養資

□□

(90)×(18)×2 081

(4) 「安都智打」

〔168)×〔98)8 061

(5) 二部

091

二条桑間路北側溝SD五二〇〇Ab

〔

<

讀岐国

三木郡山下里

□□赤方

一人依□

185×90×4 033\*

(7) 「四月十六日食

□□

091

二条桑間路北側溝SD五二〇〇B

(8)

□□  
〔殿カ〕

(69)×24×1 081

二条桑間路北側溝SD五二〇〇B

(9) 〔常カ〕  
V×□□ 濃敷郡車持□□

(98)×(12)×6 039

(10)

□□□□  
〔天カ〕  
□□□□  
〔美カ〕  
□□□□  
〔孔カ〕  
□□□□  
〔孔カ〕  
□□□□  
〔重カ〕  
□□□□  
〔重カ〕

(140+257)×(31)×7 081

(11) ・「一」(表面)

・「二」(裏面)

・「三」(左側面)

56×16×17 061

南北溝SD一六〇四〇B

(12) 「私門常食給受申

当月十二日」

122×29×4 011



(12)

南北溝SD一六〇四五C



(21) × (23) × 6 039

掘SX一八〇八四柱穴



(20) × 28 × 3 019

獨立柱建物SB一八二〇〇南底東より五本目柱穴



(321) × 35 × 3 019

06 浅緑

十二月廿

(183) × 35 × 4 019



191 × 28 × 5 033



(191) × (20) × 2 081

獨立柱建物SB一八二〇〇南底東より六本目柱建物形



173 × 28 × 5 032

獨立柱建物SB一八二〇〇身倉前柱西端柱建物形



(96) × (11) × 3 081

土坑SK一八〇九五



(105) × (18) × 2 081



(重書)

091



「務」養養

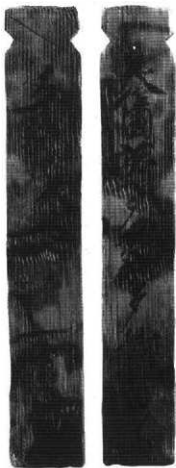
091



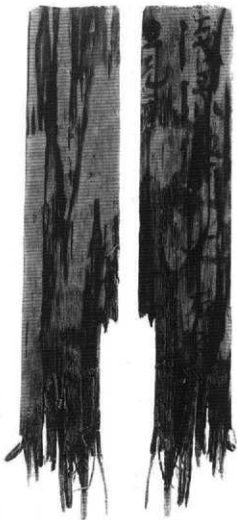
091



091



(19)



(16)

(1)は常陸国那賀(那珂)郡、(2)は伊予国湯郡(和名抄)では温泉郡)の荷札。味酒里(郷)は「和名抄」に見える。(3)は習書。(4)は曲物の底板に墨書したものの。(6)は讃岐の荷札だが、国名部分はそれ以下と筆が異なり、かつ大きな文字で書く。また下端は文字を書いた後で二次的に削り尖らせているため、文字が欠けている。粟米の荷札か。なお「和名抄」には三木郡に山下郷は見えない。

(8)は習書。(9)の若狭国速敷郡車持郷は「和名抄」には見えないが、これまでも「一条大路木簡」によって存在が知られていた(奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」二四)。(10)は四角柱で、両端を四角錐状に尖らせる。三面に「一」「二」「三」の文字を書くが、もう一面には文字はない。これまで同種のものとしては、一四本の刻線を記したものがあり、妻子あるいは算木とみられている(同「木簡集成図録 近畿古代篇」一九八五年、内山昭「計算機歴史物語」一九八三年)。

(12)は私門の常食を請求したものである。「私門」は公・朝廷に対する概念で用いられる語句ではあるが、その常食を請求していること、宮内から流れ出る溝で出土したことを考えれば、その意味での「私門」ではなく、これまで知られていなかった門号の可能性が高い。すなわち「キサイベ」門と読み、私(郷)氏に因む門号であろう。出土遺構からすると、東院地区にあったのであろうか。(15)は大蔵省にあてた藤の文書木簡。

(16)は左辺が二次的に削られ、文字が欠けている。三文字目は、字形としては人偏に「堅」だが、二文字目の「緑」の字形から判断すると、糸偏であろう。ただし「緑」は「きびしい」という意味で、一丈を単位とするにはふさわしくない。ちなみに、これまで出土している木簡で「浅緑」がつくのは、「糸」(奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一」五〇〇号木簡)、「細」(同「五〇一」号木簡)、「交紗細」(同「五〇四」号木簡)、「純」(同「五二」号木簡)、「平城宮発掘調査出土木簡概報」一九)と、いずれも平城宮跡出土の木簡に見える織維製品である。(18)は習書。(19)は年料春米の荷札。英多郡英多郷は「和名抄」に見える。「白米五斗」の文字は、郷名までと異なり。

(21)は「夕」とあるから、上日に間わるもの。(24)二字目は字形としては「右」だが、「古」の二画目が長く書かれた可能性もあろう。

#### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇」  
Ⅲ(二〇〇〇年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三五(二〇〇〇年)

(籠野和己)



(奈良)

本調査は、奈良市都市計画道路建設に伴うものである。南北に三つの調査区を設定し、調査面積は計六五〇㎡となった。調査地は、平城京右京一条一坊十五坪周辺であり、神護景雲元年（七六七）頃に造立が開始された西隆寺の、金堂から中門にかけての場所に当たっている。過去の西隆寺跡の調査では、

## 奈良・西隆寺跡

さいりょうじ

- 1 所在地 奈良市西大寺東町
- 2 調査期間 第三〇六次調査 一九九九年（平且）七月～九月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部・奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 奈文研代表 田辺征夫・奈良市 宮崎正裕
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

東門地区・金堂地区から計八〇点の木簡も出土している（奈良国立文化財研究所『西隆寺発掘調査報告書』一九七六年）。

調査の結果、平城京造営以前の斜行溝、西二坊坊間西小路及びその両側溝、それを堰め立てて造営された西隆寺金堂基壇正面の瓦敷・同灯籠裾付穴などが検出された。

木簡は、中央の調査区西端で検出された井戸SE七四〇から、副層一点が出土した。井戸SE七四〇は方形縦板組で、井戸枠寸法は東西約一・二m南北約一・四m深さ約二mである。底部には拳大の礫を敷き詰めてあった。枠内埋土は灰色～暗灰色の粘砂で、木簡はその埋土中より出土した。また埋土の最上層からは、海獣葡萄鏡が出土している。平城京期だが、西隆寺造営以前の井戸である。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) □

墨付きが認められる削屑であるが、釈読できない。出土点数も一点のみであり、内容・性格なども不明とせざるを得ない。

### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇一』(二〇〇〇年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三五(二〇〇〇年)

(吉川 聡)



## 奈良・阿弥陀浄土院跡

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 第三二次調査 二〇〇〇年(平12)二月―四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代―鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

調査地は平城京跡左京二条一坊十坪にあたる。同坪には庭園の景石と思しき立石が現存しており、天平宝字五年(七六二)六月に光明皇太后の一周忌齋会が行なわれた法華寺阿弥陀浄土院の故地と考えられてきた。同坪の北三分の一にあたる地域では過去に数次にわたる発掘調査が実施され、坤宮官の木簡も出土している(本誌第二号)が、従来

の調査地では阿弥陀浄土院

にあったと考えられる池の痕跡は検出されていなかった。

今回の調査は、遺跡の残存状況を確認するための試掘調査で、坪南三分の二の中央東寄りに三本のトレンチを設定し、計三五五㎡の発掘調査を行なった。その結果、石敷の州浜をもつ池の東岸から南岸、その中に設けられた中島、池に浮かぶ礎石建物の礎石抜き取り穴群、池と併存する池中の埋藏遺構などを検出した。池の堆積土からは、金銅製宝相華文垂木先金具、同釘隠金具、同軸端金具など、寺院遺構にふさわしい遺物が出土し、この地が阿弥陀浄土院であったことが裏付けられた。礎石建物の下層には同位置に掘立柱建物の柱穴を検出しており、阿弥陀浄土院がそれと密接に関わる前身遺構の上に建てられた可能性を示唆する。地中レーダー探査でも、今回検出した池には二時期の池岸があったようで、阿弥陀浄土院は池を伴う前身施設を継承・改作して建てられた可能性が高くなった。阿弥陀浄土院の建立は、従来は光明皇太后生前の発願とされてきたが、近年の研究により、皇太后没後約一年という短期間で造営されたことが明らかにされている。外嶋院などの前身を改造・転用して建立されたとする、短期間での造営も背けよう。

木簡は、南側の東西トレンチ東端の池底堆積土から一点、北西区トレンチ南端の池中で検出した、池と併存する埋藏遺構の要内埋土から削屑六点、以上計七点が出土した。前者と同位置からは、上部左右に二対の切り込みをもち、片面調整、片面未調整の封緘木簡状

木製品(長さ(一六五) 幅(四)厚さ(四))が出土している。  
8 木簡の釈文・内容

池SG七〇〇

(1) ×河国 遠江<sup>【国名】</sup>

(69)×18×5 (8)

埋藏遺構SX七六八六

(2) □

(8)

(1)は上下折れ、左右は削りの原形を保つ。上には本来「参」の文字が続き、「参河国遠江国」と国名を列記してあった可能性が高い。河札木簡ではなく、何らかの帳簿状の木簡の可能性が考えられる。  
(2)は「言」の文字が確認できるが、字体からみてこれは文字左半の言偏部分で、本来旁があったとみられる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇—

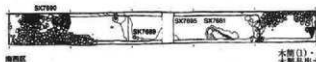
III』(二〇〇〇年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三五(二〇〇〇年)

(渡辺真生)



(1)



木簡(1)・封緘状木製品出土地点

阿弥陀浄土院跡遺構図(1:300)

## 奈良・平城京跡左京一条三坊十三坪

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)二月～三月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 松浦五輪美
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

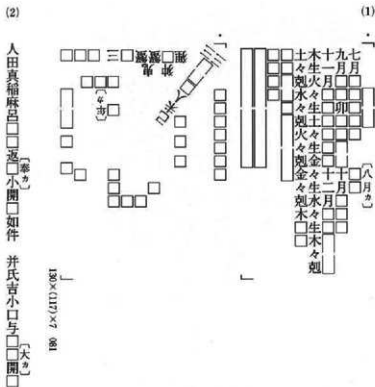
調査地は市立一条高校敷地内で、平城京左京一条三坊十三坪の東端にあたり、五三二㎡を調査した。この付近は、南に石上宅嗣の「云亭」推定地をひかえ、奈良時代には有力な貴族階層によって占地されていたと推定される場所である。一条高校敷地内では、これまで五回の調査が行なわれており、十三坪とその北側の十四坪が一つの宅地として利用されていたと推測さ

れている。また検出した建物の規模も、居住者が高い階層にあったことを裏付けている。

今回の調査では、掘立柱建物五棟、掘立柱扉六条、井戸一基、石敷などを検出した。遺構の多くは九世紀代ものと考えられ、平安京遷都後も、この付近には建物が建てられていたようである。

木簡は、発掘区北東隅で検出した大型の井戸から出土した。掘形は現代の建物基礎によって一部破壊されているが、径6m以上に復原できる。井戸枠は内法が一辺二・三mの井籠横板組みで、深さは約四・六m、一六段分が残存していた。このうち上から三段目までは、断面が扁平な五角形の板材で、建築部材を転用したものと考えられ、一度井戸の改修が行なわれたものと思われる。また井戸の周囲には、約七m四方の範囲で石敷が広がっていたが、少なくとも井戸の改修時には掘形によって壊されており、その時点ではすでに石敷は埋まっていたものと考えられる。したがって当初の井戸に伴うものである可能性があるが、確証はない。

井戸枠内からは多量の遺物が出土しており、土器から判断すると九世紀の中頃から一〇世紀にかけて、徐々に埋まったものと考えられる。井戸の構築時期の手がかりとなる資料は少ないが、掘形や石敷の遺物から九世紀初頭と考えられる。出土文字資料としては、人形・木簡・墨書土器のほか、「嘉祥元年」(八四八)の墨書のある石が出土した。



(3) 「伊勢竹河」

128×19.5×5.5 表No 6

(4) 「伊勢宗子」

111×19×5.5 表No 31

(5) 「秦奈良子  
 又名粟日」

126×13×5.5 表No 33

(6) 「伴廣富」

98×15×1.5 表No 62

(1) はやや厚めの板の表裏に文字を書くが、右辺と下部の大部分を欠く。表は七月から十二月までの月を列記し、その後には五行相生説・五行相剋説を書く。曆に関するものであるだろうか。裏面は周囲に沿って、「鬼」や動物名を書き、また角から斜めに「己未人」などと書くが、意味は不明。井戸枠の上から一段目から出土。

(2) は、長さ(四四二)mm幅(二六)mmという長大な削片である。数人の人名が記された文書本簡で、「小開□」と「大開□」が対になるとみられるが、性格は不明。上から一五段目から出土。

(3)～(6)は墨書のある人形。人形は、上から一段目の埋土中から



(表)



(裏)

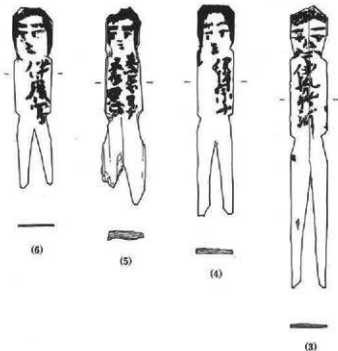
(1) 非外線圖像

大田  
 真  
 命  
 林  
 可  
 先  
 日  
 至  
 分  
 小  
 國  
 文  
 口  
 本  
 并  
 成  
 吉  
 小  
 口  
 与  
 此  
 大  
 解  
 心

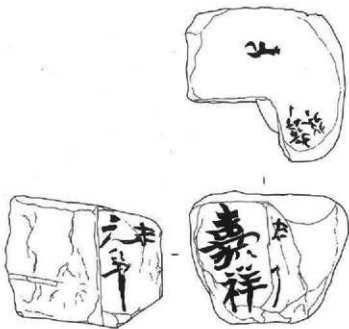
(2)

出土した五一枚以上と、同層出土の緑釉壺の中に桃枝や釘などともに入れられていた四三枚以上とがあり、確認できる物はすべて胴部に人名が記されているが（表参照）、同一の名前を書いたものが多いため、この欄には各人一点のみをあげた。

(3)は埋土中から出土した人形で、確認できる人名はすべて伊勢竹



河である。これらは七枚前後ずつくくり縛られ、一括して捨てられた状態で出土した。東がほどけていないものは、そのままの状態で保管しているため未確認であるが、同じ墨書があると考えられる。形態は基本的に圭頭状で、首と腰及び足を切り欠きで表現しており、顔は髭を生やした成人男子を表している。形と大きさにやや



(墨書石)

## 井戸内出土の墨書人形

No	取文	長×幅×厚(㎜)	備考
1	伊勢竹河	160×26×15	七枚一束並存
2	伊勢竹河	150×24×14	八枚(○)一東
3	伊勢竹河	155×25×12	七枚(○)一東
4	伊勢竹河	146×27×10	六枚(○)一東
5	伊勢竹河	106×21.5×2	No 5-11まで同一東
6	伊勢竹河	148×19.5×1.5	
7	伊勢竹河	131×16.5×1	
8	伊勢竹河	155×15×3	
9	伊勢竹河	131×16×1	
10	伊勢竹河	149×18×2	
11	伊勢竹河	156×16×1	
12	伊勢竹河	93×20×2	No 12-17まで同一東
13	伊勢竹河	135×22×2	
14	伊勢竹河	117×22×2	
15	伊勢竹河	110×17.5×1.5	
16	伊勢竹河	91×21×2	
17	伊勢竹河	96×13×2	
18	伊勢竹河	89×20×1.5	No 18-20まで同一東
19	伊勢竹河	146×19×2.5	
20	伊勢竹河	155×17×1	

21	伊勢竹河	135×16×1.5	No 21-22まで同一東
22	伊勢竹河	132×16×2	
23	伊勢竹河	152×18×2	
24	伊勢竹河	133×19×3	
25	伊勢竹河	95×13×2	
26	伊勢宗子	115×18×1.5	壺内
27	伊勢宗子	110×19×1	壺内
28	伊勢宗子	107×19×2	壺内
29	伊勢宗子	107×18×1.5	壺内
30	伊勢宗子	109×20×2	壺内
31	伊勢宗子	111×19×2.5	壺内
32	(表) 兼奈良子 又名栗日 (裏) 伊勢宗子	105×18×2	壺内
33	兼奈良子 又名栗日	104×23×5	壺内
34	兼奈良子 又名栗日	111×19×1	壺内
35	(表) 兼奈良子 又名栗日 (裏) □□□□ 時字少小□□	116×20×1.5	壺内 木簡転用
36	兼奈良子 又名栗日	109×14×1	壺内







## 奈良・旧大乘院庭園

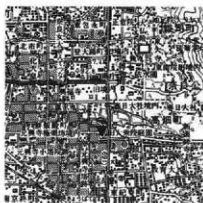
きょうだいじょういんていえん

- 1 所在地 奈良市高畑町
- 2 調査期間 第三一〇次調査 二〇〇〇年(平12) 一月～三月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫

5 遺跡の種類 庭園跡

6 遺跡の年代 古代～近代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

調査地は平城京跡左京四条七坊東端にあたる。奈良時代には元興寺の敷地で、同十三～十五坪は元興寺禪定院の故地と推定されている。一方興福寺の門跡寺院大乗院は、寛治二年(一〇八八)に創建、平重衡の南都焼き討ち罹災後、元興寺禪定院の跡地に移転する。旧大乗院庭園は、禪定院の時期に遡る可能性もある庭園で、中世に整備されその様子は尋常の「大乗院寺

「社務事記」に詳しい。当研究所では勸日本ナショナルトラストによる「名勝旧大乗院庭園保存修理事業」の一環として、一九九五年以来継続して発掘調査を実施している。

今年度の調査は、入江や岬を含む園池（東大池）西岸中央部周辺に設けた三つの調査区で行なった。調査面積は計約六〇〇㎡である。調査の結果、西小池（中世に東大池の西側に新たに掘られた池で、近世にさらに南に拡張）、岬・石敷池底・池岸・石組護岸・石組遺構・溝・井戸などを検出した。遺物には、木簡の他、大乗院以前の元興寺禅定院に関わるとみられる白鳳期の瓦、中近世の土師器・瓦器があり、古代に通る井戸からは青串が出土している。

木簡は東西溝SD七六三〇から一点出土した。この溝は西小池の南で検出した断面逆台形の素掘りの東西溝で、当初東大池から西側へ排水溝として掘削されたが、ある時期に溝半ばの深さまで青灰粘土で埋め戻され、池の一部に取り込まれた。その上層には近現代の建築廃材が多量に含まれており、最終的な廃絶は現代の整地が行なわれた段階にまで降ると考えられる。木簡は池の一部に取り込まれた段階で混入したとみられる状態で出土した。なお、この溝は江戸時代の隆温の「大乗院四季真景図」にも描き込まれており、その写実性が発掘調査によって実証されたことになる。この他、SD七六三〇につながる南北溝から出土した木片にも墨かとりられる模様があるが、文字とは認識できなかつたので報告は割愛する。

## 8 木簡の釈文・内容

(1) 

130×42×6 081

両面に大振りの文字が記されているが、判読できない。仮に字数の確定できる方を表面とした。近世の箱物に二次的に墨書したものの断片であろう。

## 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇-

## III (二〇〇〇年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三五(二〇〇〇年)

(渡辺晃彦)

## 奈良・奈良町遺跡

(平城京跡左京四条六坊十四坪)

- 1 所在地 奈良市阿字方町
- 2 調査期間 一九九九年(平旦)五月～六月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 松浦五輪美・細川富貴子
- 5 遺跡の種類 都城跡、中・近世都市
- 6 遺跡の年代 八世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

遺跡は平城京の東端にあたるが、平安時代以前の遺構はほとんど遺存しておらず、中世以降奈良町として発展した時期の遺構が多い。地形が西へ下る緩やかな斜面であるため、土地が削平や盛土によって改変されており、基本的に南北に長い宅地が形成されている。検出した遺構は、溝・土坑・井戸などで、

明確な建物跡は確認できなかった。溝は宅地を区画するためのもので、平安時代から室町時代に到るまではほぼ同様の宅地割りが見られる。検出されているようである。

木簡が出土した井戸は、一七世紀前半のものと考えられ、南北約二・四m東西約一・五mの楕円形で深さ二・六m以上の掘形をもつ。枠材は抜き取られたものと思われる。埋土からは土器の他、下駄・漆碗・皇宋通宝(北宋、一〇三八年頃)などが出土している。

8 木簡の釈文・内容

### (1) 「出雲村弥四郎」

1.83×0.93×0.22

上端は折ったまま整形していない。「出雲村」は奈良県桜井市に江戸時代から一八八九年(明治二二)まで存在しており、そこから送られた物品に付けられていた荷札木簡であろう。(松浦五輪美)





(大阪東南部・桜井)

元年(七六七)四月乙巳条などに見える称徳天皇の行宮「飽浪宮」の有力な推定地となっている。また、聖徳太子が晩年を過ごしたといわれる「葦垣宮」の跡を寺にした伝承をもつ成福寺が遺跡の南側にあり、当該期の土器が多数出土するこ

## 奈良・上宮遺跡

かみや

- 1 所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南三丁目
- 2 調査期間 第四次調査 二〇〇〇年(平成12)一月～三月
- 3 発掘機関 斑鳩町教育委員会
- 4 調査担当者 荒木浩司
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

上宮遺跡は従来の調査で、奈良時代の掘立柱建物群が検出されており、建物の規模や配置、出土遺物などから、「続日本紀」神護景雲

とからも、この周辺に「葦垣宮」が存在した可能性は高い。

今回の調査は、範囲確認調査の一環として、昨年度に続き遺跡の西側の状況を明らかにするために、トレンチを五カ所設定した。主な遺構に古墳時代の斜行溝、古墳時代から奈良時代の南北溝などがある。木簡は第三トレンチの南北溝一から一点出土した。南北溝一は幅四m以上、深さは約一・五mである。木簡を含む遺物のほとんどが溝底付近の粗砂層から出土した。遺物は木簡の飽、多数の土器、杭や流木などがある。土器の大半は六世紀後半の古墳時代のもので、七世紀後半から八世紀前半のものを少量含んでいる。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) [月カ][日カ]

(8) (8) × (10) × (8) × (8)

上下両端と左側面を欠く。日付を記していると考えられるが、欠損のため文字の判読が困難である。

上宮遺跡における木簡の出土は今回の調査が初めてであり、今後も継続される範囲確認調査で、さらに出土する可能性があり期待される。なお釈読にあたっては、奈良国立文化財研究所の館野和己氏にご教示いただいた。

(荒木浩司)

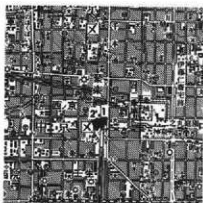


京都・平安京穀倉院跡

（はいあんきやうていこういん）

- 1 所在地 京都市中京区西ノ京梅尾町・星池町
- 2 調査期間 一 一九九八年（平10）二月～一九九九年三月  
二 一九九九年七月～一〇月

- 3 発掘機関 関西文化財調査会
- 4 調査担当者 吉川義彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 一 一九九八年度の調査



（京都西北部・京都東北部）

平安京朱雀大路及び右京三条一坊二町を含む調査である。右京三条一坊二町は、穀倉院推定地にあたり、この調査区では朱雀大路の路面・西側溝、穀倉院東築地の西側溝を検出した。木簡は、東築地西側溝の堀土中から、九世紀前半の土

器・鑄の羽口・埴塙（取鍋）・木炭片・焼土ともに出土している。  
二 一九九九年年度の調査

平安京右京三条一坊二町の西側部分の調査である。一の調査地の真西に相当する。九世紀の井戸・土坑、江戸時代の土坑を検出した。木簡は、一八～一九世紀前半の土器・陶磁器を伴う土坑より、合計三三点出土した。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。また墨書ではないが、「吉」、方形枠に「合」の焼印がある木製品も出土している。

8 木簡の釈文・内容

- 一 一九九八年度の調査



(141) × (53) × 2 180

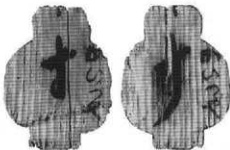
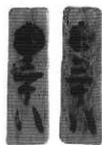
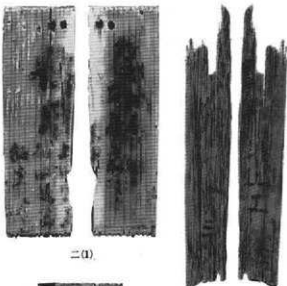
木簡の年代は、共伴の土器から九世紀前半と推定される。同時に鑄の羽口・埴塙・木炭・焼土が出土するので、木簡の「長上工」は鑄造に従事した可能性が高い。穀倉院の手工業部門としては京城の「造道橋料」があるが、その成立は寛平四年（八九二）、あるいは貞観一七年（八七五）～延喜一四年（九一四）と推測される（山本信吉「穀倉院の機能と職員」〔平安王朝〕有精堂 一九七六年）・井山温子「穀倉院の財政機能とその意義」〔史叢〕七四 一九九一年）。したがって、

本木簡は造道橋料成立以前のものであり、九世紀前半に、教倉院の内部で鑄造作業が実施されていたことが窺える。その内容は不明であるが、設備工事や修理作業などを想定しうる。

二一九九年度の調査

- (1) ・「京都町奉所」(行脱カ)  
(鈴カ)  
 古屋敷  
 御用  
 飯室  
 上田八郎  
 121×(35)×6 011
- (2) 「若王子殿御内」  
 中川主水  
 130×40×12 011
- (3) ・「(●)三十八」(墨点)  
 ・「○三十八」  
 90×28×7 011
- (4) ・「かいつや」  
 ・「す」  
 ・「かいつや」  
 ・「す」  
 91×92×6 061
- (5) 「此内廿式貫目」  
(筋カ)  
 218×33×6 011
- (6) ・「井木」  
 弥兵衛  
 改カ(盛カ)  
 御  
 御納  
 長四郎代  
 札カ  
 89×49×6 061
- (7) ・「大井一郎兵衛名代」  
 大野又三郎  
 ・「大井一郎兵衛名代」  
 大野又三郎  
 89×49×6 011
- (8) ・「七拾七」  
 ・「」  
 65×47×7 011
- (9) ・「蠟毛」  
 ・「」  
 18.3×9×8 011
- (10) ・「」  
 主  
 七  
 分  
 130×45×5 011

(1)の京都町奉行所は東西両奉行所があるが、西町奉行所は現在の  
 中京区西ノ京北聖町、東町奉行所は戦司町に所在し、ともに調査地  
 の東側の間近にあたる。また、西町奉行所の与力・同心屋敷が西町  
 奉行所に南隣し(兼司町)、さらにその南に東町奉行所の与力・同心  
 屋敷があった(南聖町・勤学院町)。東西の町奉行所にそれぞれ与力  
 二〇人・同心五〇人が所属する。木間の人名のうち、飯室という姓  
 は、京都西町奉行所与力に確認することができる。しかし、「上」<sup>(所)</sup>  
 はかの姓をもつ与力は、在任していない(『翁草』巻六二(日本随筆



(いずれも赤外線画像)

大成』第三册二〇)、『京都覚書』(『日本都市生活史料集成』一、三都編  
 一)。したがってこれらの人物は京都西町奉行所与力とは考え難い。  
 しかし、「御用」とある下に記されていることから推して、町奉行  
 所と何らかの関わりのある者であると思われる。また、これ以外の  
 木間は町奉行所との関連は認められない。  
 木間の解説は宇佐美英模氏、有坂道子氏、西山良平が行なった。  
 画像は赤外線スキャナーを使用し、入力は宮原健吾氏に依頼した。





## 京都・平安京跡右京五条一坊六町

1 所在地 京都市中京区壬生松原町

2 調査期間 一九九九年(平11)五月

3 発掘機関 (財)京都市埋蔵文化財研究所

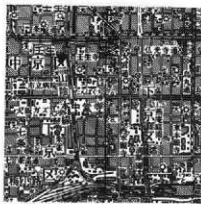
4 調査担当者 吉本健吾・電子正彦

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 平安時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査はマンション建設工事に伴う立会調査である。当地は右京五条一坊六町の東側中央部に位置している。文献では五条一坊には、



(京都西北部・京都東北部・京都東南部・京都東部・京都西南部・京都西南部)

平安時代後期から末期の貴族の邸宅と小泉荘の存在が知られるのみである。調査では敷地中央部から西側全域で池状遺構を検出した。中央部南側で確認した東側は北東方向へ続き、底部は肩口近くで少し段がつくが、そこ

から西へは緩やかに傾斜し、最深部は地表下一七二cmであった。土は二から三層に分かれるが、いずれの層からも平安時代前期の遺物が出土した。

一九八六年に立会調査した北側隣接地でも、同時期の遺物を含む北東から南西方向の西側をもつ池沼状堆積を確認しており(京都市文化観光局「京都市内遺跡試験立会調査概報 昭和六十一年」一九八七年)、今回検出した部分とあわせて、同一池状遺構の東側と西側にあたると思われる。一九八六年の調査では、池の底部には直径約五cmの石が敷きつめられていたことを確認しており、今回の調査で、池状遺構が調査地中央部から幅約六mの流路状の形状で北東方向へ続くことが確認できた。

この遺構からの出土遺物には、土師器皿・杯・蓋・高杯・甕、須恵器杯・蓋・甕・壺、平・丸瓦、木簡がある。木簡は、調査地西側の池状遺構の最下層である暗オリープ灰色泥土層から出土した。報告分以外にも数点あるが、細片のため判読できない。

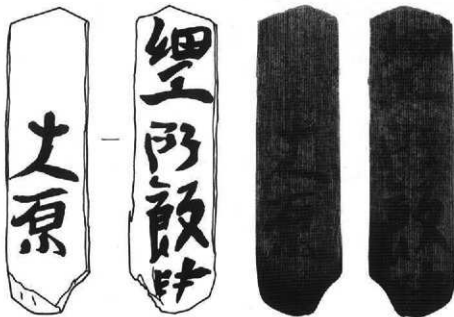
8 木簡の釈文・内容

(1) ・「細工所飯肆×

・ 大原

(81)×23×2 019

木簡の形状は、上端が圭頭状に整形され、下部は「肆」の半ばか



ら下が焼損している。柁目材。

表は長岡京から出土した「孝所飯肆升」(長岡京木簡二)一〇号木簡などと同形式の讀飯文書と考えられる。「細工所」とは、内匠寮か貴族の家政機関に関係する施設が想定される。

裏は、「大原」の書き出しが上端から約三四、二文字分下から始まるが、その下は焼損により黒変し、文字が続くかどうか不明。

なお、木簡の釈読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏、京都大学の西山良平氏、吉野秋二氏からご教示を得た。

9 関係文献

京都市文化市民局「京都市内遺跡立会調査概報 平成十一年」

(二〇〇〇年)

(竜子正彦)

大阪・池島・福万寺遺跡



(大阪東南部)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
 本調査は、思智川治水緑地建設に伴うものである。遺跡は旧大和川の形成する沖積低地である河内平野の東南部に位置する。本遺跡は、弥生時代前期から現代までの水田耕作地

- 1 所在地 大阪府東大阪市池島町・八尾市福万寺町ほか
- 2 調査期間 一一一九九七年(平成9)五月～一九九九年三月  
 三一九九八年(平成10)六月～一九九九年一〇月
- 3 発掘機関 財大阪府文化財調査研究センター
- 4 調査担当者 一 岡本茂史・市村慎太郎・清水 哲  
 二 岡戸哲紀・中尾智行・福田和浩  
 三 川瀬貴子・亀井 聡・岸本広樹
- 5 遺跡の種類 水田跡(住居跡)
- 6 遺跡の年代 縄文時代晩期～近世

であり、調査においても約三〇の水田遺構面を確認している。古代から現代にかけての条里型水田が顕著にみられ、中世以降は島島と呼ばれる浮島状の畑地が形成されるなど、当地周辺の農業発達史を考える上で貴重な資料となっている。

今回報告する木簡は、一九九七年度以降に調査を行なった、その七・九調査区より出土したものである。それぞれ出土した遺構面は異なるものの、いずれも中世に属する水田面や、これを被覆する洪水砂層よりみつかっている。

一、「その七調査区」では、中世後半と考えられる層中より卒塔婆が一点出土した。なお、放射線炭素年代測定では一四〇五～一四五五年という結果が得られている。

二、「その八調査区」では、六枚の塔婆を運ねたものが、中世と考えられる条里水田面を被覆する洪水砂下部から出土した。

三、「その九調査区」では三点の木簡がみつかり、(3)は中世末頃、(4)(5)は一四世紀頃の各耕作土層中より出土した。

8 木簡の釈文・内容  
 一 その七調査区

(1) ・「梵字」

・「梵字々」

表・裏とも墨書の残存は極めて悪く、肉眼でわずかに梵字が観察

できる程度であった。形状は五輪塔形で、下部にむかい矢板状に細く、薄くなる。なお、風輪部と地輪部の一部を欠く。

表面は、五輪の各輪に胎藏五大種の種子である「理奇摩羅刹」が書かれていると推定される。その下にも、文字が続くことが観察できるが、解説不可能である。裏面も、上半部に梵字と思われる何らかの文字が書かれていることはかろうじてわかるが、解説は不可能である。

## 二 その八調査区

(1) 「梵字」 奉為□□靈頓證存□□ (二枚目)

「梵字」 今世後世能引導 (二枚目)

「梵字」 無仏世界度衆生 (三枚目)

「梵字」 入諸地獄令離苦 (四枚目)

「梵字」 毎日晨朝入諸定 (五枚目)

「梵字」 文明十三年二月十四日 (六枚目)

(横木・裏面にも梵字あり)  
 〇〇一〇〇×〇〇一〇〇×〇〇〇

塔婆が出土したのは中世と考えられる桑里水田面で、厚い洪水砂に覆われて遺構の検出状況は良好である。塔婆は遺構面に貼り付くように洪水砂の底部から出土した。六枚の塔婆が二本の横木によつ

て束ねられ、表を下にして埋没していた。表裏面と横木に墨書が認められる。

表面の墨書の残りはよく、六枚すべての上部に胎藏界大日真言の「南無大日如来(ケン・ウン・ラ・ビ・ア)」が書かれており、その下にはそれぞれ違った文言が続く。右端の塔婆には戒名が、左端の塔婆には文明一三年(四八〇)の年号が記されている。それに挟まれた四本の塔婆には「延命地藏経」が書かれている。延命地藏経は鎌倉時代頃に成立した和製の偽経とされているが、地藏信仰の盛行に伴って広く用いられたといわれる。本来の経は「毎日」から始まって「引導」へと続くものであるが、当例では逆並びになっている。なお、この延命地藏経を使った例は岡山県百間川米田遺跡の板塔婆にも見られる(建設省岡山河川工事事務所・岡山県教育委員会「百間川米田遺跡」三(一九八九年))。

裏面には識大の「着(パン)」を始めとして、「毒着(ポロンドパン)」以下六字ほどの梵字が書かれているようであるが判読は難しい。また、上段の横木の表面には地藏菩薩の種子「唵(カ)」が六字、下段の横木の表面には阿弥陀如来の種子「唵(キリク)」が四字書かれている。これらは裏面にも同様のものが書かれていた可能性があるが、状態が悪く確認できなかった。

これらの塔婆は、真言宗などで行なわれる「流れ灌頂」に用いる塔婆と考えられる。流れ灌頂は小川などの清流に塔婆を立てる供養



二(1)



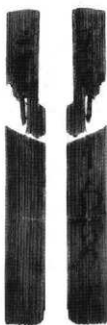
一(1)



三(3)



三(2)



三(1)

法で、主に妊娠婦などの死じや水死者の為に行なわれた。平安末から鎌倉時代始め頃に始まったものと考えられ、庶民の間で盛行したが、近代になって廃れた。今でも高野山奥の院では見ることができ。本来はひときわ大きい塔婆一本が中央に加わり、七本の塔婆を用いる形になるが、当例では洪水で流された際に大塔婆が失われたものと考えられる。上段の横木中央に大塔婆用の木釘が残っている。

## 三 その九調査区

(1) ・「〔ムアミカ〕南□□□

・「〔カ〕

(141)×18×2 019

(2) 「〔生減カ〕我我何×

(186)×55×4 015

(3) □□〔生減カ〕

(115)×30×2 019

(1)は短冊形を呈する木簡である。上端は加工痕がみられ、原形をとどめているが、下端は欠損している。表裏面に墨書が認められ、表面には金剛界大日真言を示す梵字と、経文と思われる墨書がみられる。裏面は、上端付近に大日如来の種子を示す梵字が一字のみ記されている。

(2)は上半が五輪塔形を呈する塔婆の一部であり、下半の大部分を欠損している。文字部分の塗膜は完全にとんでいたが、風化によって文字部分のみが凸状に残存していたため、木質部分に残る凹凸か

ら文字を判読した。胎藏界大日真言を示す梵字のうち、末尾一字が欠損しているものと思われる。裏面も同様に、赤外線写真から文字の存在した可能性が考えられるものの、詳細は不明である。

(3)は(2)と同一地点より出土した木簡である。上端は山型に加工しており、下半を欠損している。片面に前述の墨書が認められる。木下密運氏によると、経文の一部「諸行無常 是生滅法 生滅々已寂滅為楽」を墨書した木簡ではないかとのことである。本資料では「生滅」の部分のみが、かろうじて認められる。同様の資料の中には表裏半傷ずつ記載するものもあることから、本例は裏面の墨書のみが確認されたものと考えられる。

釈読にあたっては木下密運氏(奈良大学・千手寺)のご教示を得た。

(一) 市村慎太郎、二 中尾智行、三 亀井 聡





(2)は表面左端が剝離し、「日」の横に穿孔がみられる。「二日」は「百」の可能性も考えられる。

9 関係文献

尼崎市教育委員会「尼崎市内遺跡 復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書」(一九九九年)

(大川勝彦)



(1)



(2)

兵庫・明石城 武家屋敷跡

1 所在地 兵庫県明石市東仲ノ町・大明石町

2 調査期間 一九八六年（昭和61）三月～一九八八年一〇月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 岡田章一・長谷川真・村上泰樹・山下史朗・

久保弘幸・甲斐昭光

5 遺跡の種類 近世武家屋敷跡

6 遺跡の年代 古墳時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(明石・須磨)

人丸山に位置する明石城の南側、中堀と外堀に挟まれた空間は、江戸時代の武家屋敷地帯であり、その名残の短冊型地割りが部分的に現存している。

現在も続けられている次の発掘調査によつて、その実態が次第に判明しつつあるが、山陽電気本線連続立体交差事業に伴う調査は、

武家屋敷に対する初めての発掘調査事例であった。明石市教育委員会が確認調査を、兵庫県教育委員会が本発掘調査を実施した。本発掘調査の調査面積は約三〇〇㎡である。

検出された遺構は、屋敷境を始めたとする溝・道路・建物・池・井戸・土坑・埋壘・埋桶などであり、江戸時代後半には上水道が敷設されていることも判明した。

これらの遺構からは、約二四〇点の木製品が出土している。漆器・桶・箸・下駄など、みな日常生活に関するものであった。

今回紹介する二点の木簡は、中・上級武家の屋敷地であった中ノ町地区から出土したものである。(1)は、溝SD三三二〇二から出土したもので、一七世紀後半から一九世紀後半にかけての時期幅の広い遺物を伴う。(2)は、溝SD三三二〇三から出土したが、伴出遺物がなく、江戸時代という以上に時期の限定はできない。

8 木簡の釈文・内容

溝SD三三二〇二

(1) 「西江白川村源藏

(14) × 8 × 6

溝SD三三二〇三

(2) □ □ 寺

12 × 5 061

(1)は下端のみを失らせる形態をもつが、その先端部を欠失する。

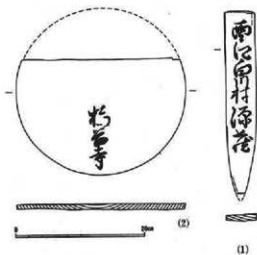
「西江」の意味は不明であるが、明石周辺に遺称地名はないようである。「白川村」は、直線距離にして約二・一km東北東に位置する。現在の神戸市須磨区白川を指すものか。源藏は人名と思われる。

(2)は桶の蓋板と思われる円形の木製品であるが、その三分の一程度を欠失する。下半部中央に寺名が記されているものの、細部が不明なため判読できない。少なくとも、絵図などに記された明石城下の杜寺名のなかに、これと一致するものはないようである。

9 関係文献

兵庫県教育委員会「明石城武家屋敷跡」(一九九二年)

(甲斐昭光)



兵庫・姫路駅周辺第四地点遺跡（仮称）  
ひめじえき

- 1 所在地 兵庫県姫路市朝日町・駅南町
- 2 調査期間 一九九九年（平成）七月～二〇〇〇年一月
- 3 発掘機関 姫路市教育委員会
- 4 調査担当者 中川 猛
- 5 遺跡の種類 集落跡（平安時代後半）、城下町（江戸時代）、交通遺跡・姫路駅舎（近代）
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～平安時代後半、江戸時代、近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（姫路）

姫路駅周辺第四地点遺跡は、姫路市の中央に位置し、JR姫路駅構内に所在する。遺跡周辺には市之郷遺跡、市之郷廃寺、豆腐町遺跡、播磨国府推定地である本町遺跡などがあり、古くから開けた地域である。一九九八年度から引き続き調査

を実施している。今年度の調査は、第三遺構面を中心に実施した。古墳時代中期の流路、一六世紀代の流路、遺跡の東方を南流している市川の支流と考えられる河道、平安時代後半の井戸・柱穴・土坑などを検出した。また一九九八年度の調査においては、遺物包含層から、円面瓦や播磨国府系軒瓦などが出土している。

木簡が出土した遺構は、平安時代後半の井戸である。二基の井戸が切り合う状態で検出された。二基の井戸に構築時期の差はあまりないと考えられ、古い方の井戸SE〇二から、木簡が出土した。井戸は二基とも一辺約七〇cm、掘形直径約二m、遺構検出面から深さ約一mで底面に至る。井戸SE〇二の井戸は、二隅に支柱を残すのみで、ほとんど残存しておらず、井戸の構造は判然としない。しかし、新しい方の井戸SE〇一には、井戸が良好に残っており、方形縦板横棧支柱型であることから、SE〇二も、構造的に類似するものであったと想定される。井戸内の埋土は、上から大きく茶褐色粘土層・黄灰色粘土層・黄褐色砂層の三層に分層できる。木簡は、黄灰色粘土層から、白磁皿・土師皿・埴などとともに一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

- (1) (符籙) (先き)

(1) 5 × 2 × 2.5

木簡は、上下とも折損しており、原形は不明である。内容から呪符木簡と考えられる。また、木簡と共に、竹筒が井戸底に刺さった



状態で出土している。土圧のため、竹の節が抜かれていたかどうかは、確認できなかったが、出土状態から、井戸の廃棄に際して、「息抜き」が行なわれた可能性が指摘できる。木簡もそれに伴って用いられたものと推察される。

なお木簡の釈読にあたっては、兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示を得た。

(中川 猛)

## 兵庫・宮内堀脇遺跡

みやうちほりわき

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内字堀脇
- 2 調査期間 一 第二次調査 一九九六年(平8) 十一月～一九九七年三月

二 第三次調査 一九九七年一〇月～一九九八年二月

- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

- 4 調査担当者 西口圭介・岡本一秀

- 5 遺跡の種類 武家屋敷跡・水田跡

- 6 遺跡の年代 弥生時代後期～中世末



(出)石

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

宮内堀脇遺跡は、山名氏宗家の居城であった此隅山城跡の西南の山裾から一段下がった水田部分に位置している。山側には入佐川を挟んで「御屋敷」と呼ばれる居館推定地が存在する。

調査は一九九五年度より実施しており、これまでに武家屋敷跡に伴う礎石建物・土器・堀などを検出している。

第二次・第三次調査においては弥生時代後期から幕末に至るまでの遺構・遺物を検出したが、主なものは前年度に引き続き、此隅山城の武家屋敷に伴うものである。

遺構では前年度の調査区からのびる戦国時代の堀・土塁・礎石建物、鎌倉時代の水田畦畔、平安時代の人形や斎串が流れ込んだ水田、弥生時代から奈良時代にかけての田下駄や加工材が多量に入った水田が検出されている。

検出された堀は一本であるが、堆積によって大きく二時期に分けられ、上層を第二次調査ではSD八〇〇一、第三次調査ではSD四〇〇一と呼び、下層を第一次調査ではSD九〇〇一、第三次調査ではSD五〇〇一と呼称している。

遺物では、木簡のほか、人名を墨書した多量の土師器皿、中国製陶磁器、鍍金された陶器片、鉄砲玉、金銅装の小柄や鉄製の惣先などが出土した。戦国期より下層からは祭祀遺物が出土している。

このうち人名墨書土師器皿は、第二次調査・第三次調査にわたって上下層の堀より出土している。数度にわたって堀に投棄されたもので、時期は天文年間の末期から水禄年間の初期と考えられるものである。二〇〇点以上出土しており、そのなかには「たうゆふ」「めうきん」「めうかう」「めうしん」「めうしゆん」「ほうせい」

「そうかう」「そうけん」「寿けい」「とうひやうへ」「又六」「とらちよ」「おかめ」など三〇名以上の名が見える。同じ宮内地区にある総持寺観音堂の本尊、十一面千手千眼観世音菩薩像には、天文四年（一五三五）に建立された際、胎内に「惣持寺本尊造立勳進奉加帳」が納められている。奉加帳には、山名家当主である山名祐豊から武士・神官・僧侶・農民など幅広い階層の人々の名がのべ一五〇名以上も書かれており、そのなかには「道祐」「妙金」「妙心」「妙春」「藤兵衛」「又六」「虎千代」「おかめ」などの名が見える（出石町「出石町史第三巻（資料編Ⅰ）」一九八七年）。二〇年程の時間の開きがあるが、同じ宮内地区のなかでもあり、墨書土師器皿の人名と同一人の可能性は高いものと考えられる。これらの墨書土師器皿は追善供養に伴って使用されたものと考えられている。

8 木簡の釈文・内容

一 第二次調査

土器内側

(1) ・「帛本 道祐禪門靈位」

・「天文廿三年七月廿三日」

(2)

「い  
ん  
す  
い」

143×86×7 061

120×160×2 061

(3)

「や  
せ  
ん」

190×246×2 061

(4)

・「銀将」  
・「堅行」

31×32×12 061

土器上

(5) 百之ひしやく

(180)×24×10 061

壺SD九〇〇一

(6)

「や  
か  
う」

143×86×2 061



—(2)



—(4)

堀SD八〇〇一



159×22×5 012

遺構外



22×26×5 011

(9) 見我身者發菩提心門我名  
 願我説者得大智慧我

・<sup>ア</sup> 南无阿弥

(26)×22×2 019

鎌倉時代水田土壇



(122)×22×6 019

(1) (4)は土塁の内側(武家屋敷内)からの出土である。

(1)は位牌である。近接して重ねられた土師器皿が出土しており元の位置からは動いていないものと考えられるが、土坑などの埋納遺構は見つからなかった。白木製で、圭頭状の頸部をもつ札型牌身に長方形の板状台座がつく。ここに記された「道祐禪門」は人名墨書

土師器皿にある「たふゆう」、「惣持寺本尊造立勸進奉加飯」にある

「道祐」と同一人である可能性が高い。また、袴袂遺跡の一九九三年の調査で、戦国時代の仏堂(三間堂跡)より出土した卒塔婆にも「道祐禪門」とある(本誌第一六号)。

(2)は三宝の脚部の外側面、宝珠形の透かしの横に墨書されている。「ほうせい」の墨書は人名墨書土師器皿にもある。

(3)は折敷の内面に墨書されている。

(4)は将棋の駒である。表面には「銀将」、裏面には「堅行」の墨書が達筆で書かれている。裏面が「堅行」であることから、「中将棋」の銀将と考えられる。

(5)は土塁上より出土した。形状及び文言からみて杓の柄に記された可能性が高い。

(6)は折敷の内面に墨書されている。「そまうかう」の墨書は人名墨書土師器皿にもある。

(7)は上端の左右に切り込みを入れた付札である。他端は丸くおさめている。

(8)は堀の外側の一六世紀後半の水田土壇より出土した。(9)は堀の外側の一六世紀中頃の水田土壇より出土した卒塔婆である。00は呪符木簡である。

二 第三次調査

堀SD四〇〇一





—(9)



—(10)



(参考 墨書土師器裏)



二(1)

(木簡は赤外線画像)

(1) 「過去有仏号观音王神」

(124)×27×0.5 019

堀 5D5001

(2) 「上」

(126)×283×3 061

(3) 「計」

計  
計  
計

(90)×(103)×1.5 061

(1)は堀の肩部より人名墨書土師器皿とともに出土した。柿粒の一部である。『妙法蓮華経』常不輕菩薩品第二十(大正新脩大藏経)第九卷五一頁の文言を記したものである。

(2)(3)は堀中より人名墨書土師器皿と共に出土した。(2)は折敷の底板である。外面中央に墨書されている。(3)は三宝である。脚部の外側面、宝珠形の透かしの横に墨書されている。

木簡の釈読については奈良国立文化財研究所の館野和巳氏・吉川聡氏・馬場基氏、兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示をいただいた。

#### 9 関係文献

兵庫県教育委員会「ひょうごの遺跡」二二(一九九六年)

同「平成八年度 年報」(一九九六年)

同「平成九年度 年報」(一九九七年)

(西口圭介)

# 木簡研究 第二一号

巻頭言—W E B 版木簡データーベースの公開に思う— 石上英一

一九九八年出土の木簡

概要 平城京跡右京七条一坊十五坪 扶蘇・山腰遺跡・薬師寺田境  
 内 藤原京跡右京六条四坊北西坪 大藤原京跡左京北五条二坊南西  
 坪 飛鳥池遺跡 飛鳥池東方遺跡 飛鳥池東方遺跡 川原寺跡 古  
 備池原寺 長岡宮跡 平安京跡左京三条三坊十五町 平安京跡左京  
 七条二坊八町及び本園寺 鳥羽遺跡・鳥羽離宮跡 大坂城下町跡  
 宮ノ前遺跡 武者ヶ谷遺跡 河守遺跡 難波宮跡 登岡城跡  
 長保寺遺跡 漢津遺跡 玉櫛遺跡 約坂遺跡 加都遺跡 登岡城跡  
 遺跡 岩井枯木遺跡 宮内黒田遺跡 姫路駅周辺第四地点遺跡 古  
 網干遺跡 六太A遺跡 備田地区内遺跡群奥ノ垣内地区 内垣外  
 跡 宇津宮子字墓府跡 沙留遺跡 江戸城外堀跡(四谷御門外橋  
 跡・御製遺跡・町屋跡) 法光寺跡 白鬮遺跡 池之端七軒町遺跡  
 浅草寺遺跡 上千巻遺跡 宮町遺跡 小谷城跡(伝知徳院跡) 尾  
 上浜遺跡 歴代遺跡群(北院新幹線関係) 榎田遺跡 一本櫛遺跡  
 市川橋遺跡 柳之御所遺跡 志保山遺跡 後田(旧月記)遺跡 洲  
 崎遺跡 堀井城跡(1) 堀井城跡(2) 神野遺跡 坂田B遺跡 広成遺  
 跡 中保B遺跡 東木津遺跡 坂谷南遺跡 榎井A遺跡 下ノ西遺  
 跡 崎遺跡 三田谷I遺跡 熊山田散布地 関山城(一)の九(中国電力変  
 電所)遺構 新道(清輝小)遺跡 米田遺跡 百間川米田遺跡 四  
 日市遺跡 下上戸遺跡 長登銅山跡 観音寺遺跡 平田七反地遺跡  
 元岡遺跡群

一九七七年以前出土の木簡(一一)  
 平城京跡左京一一条一坊十坪  
 長岡宮跡(一八号) 東浅香山遺跡(二〇号) 伊興遺跡(二九  
 号)

シンボジウム「長屋王家木簡をめぐる」の記録  
 熊房からみた長屋王家木簡：渡辺晃安、長屋王家の米文結団保木簡  
 と：勝浦令子、長屋王家の経済基礎と朽札木簡：柳木康昭、討論のま  
 とめ：東野由之  
 木簡の撮影  
 書評 今泉院雄著『古代木簡の研究』 井上直夫  
 彙報 森 公章

頒価 五五〇円 送料六〇〇円

兵庫・**柵布ヶ森遺跡**  
にょうがもり

- 1 所在地 兵庫県城崎郡日高町柵布にょうがもり
- 2 調査期間 第三次調査 一九九九年(平11) 一〇月  
二〇〇〇年三月
- 3 発掘機関 日高町教育委員会
- 4 調査担当者 加賀見省一
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(出 石)

柵布ヶ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約三〇mの小扇状地上に位置している。遺跡の範囲は明確でないが、東西三〇〇m南北三〇〇m以上の範囲に及び、今回の調査地点は、遺跡の西端付近に位置すると考えられる。なお、当遺跡の東四〇〇mには、但馬国分寺跡が存在してい

る。

調査目的は、国庫補助事業による遺跡の範囲確認調査で、四方所のトレンチを設定して調査を行なった。一トレンチは、東西一五m南北五mで設定、調査区の西端で暗灰褐色土の落ち込みを検出した。調査区内では遺構の性格がわからなかったため、調査区を拡張した結果、幅一・三m深さ約三〇cmを測る、南北方向の素掘りの溝を確認した。溝内からは、九世紀の土器類、顔を墨書した人形などを含む木製品、木簡三点(1)(2)(3)が出土した。溝の続きを確認するため、さらに北側にも調査区を設定し、北約四〇mに設定した二トレンチからは、溝の堆積層から多量の土器と木簡一点(4)が出土した。距離が離れているため同じ溝かどうか不明であるが、堆積層には八世紀後半から九世紀の土器片も含まれている。

8 木簡の釈文・内容

一 トレンチ

- |     |                            |       |                |
|-----|----------------------------|-------|----------------|
| (1) | ・ 気多 <small>郡</small> □□□□ | (廻蓋軸) | (77)×18×5 861  |
| (2) | ・ 「X方郡帳<br>・ 「七年死者         | (頭蓋軸) | (108)×18×5 190 |
| (3) | X方郡                        |       | (76)×18×5 181  |

二トレンチ

・〔捺カ〕三〇三日 〇〇四〇〇〇一日 〇〇〔捺カ〕

・〔大四五八九〕言田千一 〇〇三二六 天地地玄黄宇宙洪荒

〇〇〇〇〇〇

- (1)は題籤軸で、軸部は折れている。気多郡は但馬国の郡名で、林布ヶ森遺跡のある日高町のほぼ全域を含む。承和元年は八三四年。(2)も題籤軸で、上部が一部欠損、軸部は八三〇を残り折れている。「×方郡」は、但馬国一方郡を指すのだろう。内容は死亡帳とみられる。林布ヶ森遺跡第十九次調査では、天長三年(八二六)の朝来郡の死過帳の題籤軸が出土しており(本誌第一八号)、但馬国内の各郡から毎年報告されていたと考えられる。
- (3)は、上下端・右辺が折損。(2)と同様、一方郡を指すと考えられる。(4)は、表面は記録簡だろうか。裏面は習書で、「千字文」の冒



(1)



(2)



(4)裏部分

頭の句、「天地玄黄、宇宙洪荒」を書きつけている。

林布ヶ森遺跡で出土している木簡は、題籤軸の多いことが特徴である。それらはいずれも、延暦三年(八〇四)以降の年紀をもち、但馬国内の郡名を記し、税や戸籍などに関係する内容を持っている。このような特徴や、大型の独立柱建物群、輸入陶磁器の出土などから、当遺跡が延暦二三年に移転した但馬国府跡であると考えられるようになった。今回の題籤軸の出土は、こうしたことの裏付けになるものであり、出土地点周辺の遺構の性格を考えていくうえでも重要である。

なお木簡の釈読には、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。(加賀見省一)

### 三重・雲出島貫遺跡

- 1 所在地 三重県津市雲出島貫町字町中
- 2 調査期間 一九九八―第二次調査 一九九八年(平10)七月  
一九九九年一月
- 3 発掘機関 三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 伊藤裕偉・水谷 豊・豊田祥三
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代晩期―近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(松 阪)

遺跡は雲出川北岸部で、雲出川が形成した自然堤防上の標高三m前後の微高地に位置する。  
 一世紀後半―一三世紀中葉に、人工流路を外郭とし、内側に別の大規模な堀を伴う居館が存在していた。居住域からは膨大な量の京都系土師器が出土した。大溝(堀)を挟んだ居住域の北側には単基の木棺墓があ

り、そこから青磁・白磁の椀皿類七点、鹿角皮地で漆塗の腰刀、漆塗小箱入りの菊花双雀鏡(方形鏡)など、豪華な副葬品が出土した。  
 この木棺墓に関連するとみられる笹塔塚が、人工流路下層から五点出土している。頭部形態は、五輪塔状のもの、方頭のものがあり、五輪塔状頭部のものより、文字が確認された。この他に、刀・鎌・弓を象った木製形代なども出土している。

当遺跡の西隣は久居市木造町で、ここは平氏を領家とする六条院領木造荘の故地である。前述の状況から考えると、当遺跡の形成主体が伊勢平氏であった可能性は高いと考える。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### (1) 「く南无不動真言」

(20)×8×6

人工流路下層は、共存する土器から一三世紀初頭までに埋没している。笹塔塚の時期は一三世紀後半頃と考えられる。时期的にみて、十王(十仏)信仰に伴う供養塔であろう。

なお釈文には、藤澤典彦氏のご教示をいただいた。

#### 9 関係文献

- 伊藤裕偉「神宮領嶋抜御厨と六条院領木造荘」(あるく中世)一五二〇〇年)  
 (伊藤裕偉)



## 静岡・山の神遺跡

1 所在地 静岡県浜松市和田町

2 調査期間 第五次調査 二〇〇〇年(平成12)一月～二月

3 発掘機関 静岡県浜松市文化協会・浜松市博物館

4 調査担当者 鈴木一有

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 弥生時代後期、一二世紀～二三世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山の神遺跡は弥生時代後期と二三世紀～一三世紀頃を中心とした集落遺跡である。第一次調査において「長田」と記された黒書土器



(総 田)

が出土し、蒲御厨に属する長田村の範囲内にあたることとが推定されている。第五次調査では、遺跡の北東部に相当する約二七〇㎡が対象となった。

過去の調査と同様、弥生時代の遺構が多数確認できたと、破壊を免れた中世の

遺構も僅かながら確認できた。中世にかかわる検出遺構は、掘立柱建物と井戸である。

木簡は一点、井戸から出土した。木簡が出土した井戸(SEO)は井戸枠を持たない、いわゆる素掘りの形態であり、直径約二m、深さ七〇cmを測る。井戸から同時代と考えられる土器が出土せず、明確に木簡の年代を決定する材料がない。周辺において検出される中世の井戸と形態や埋土が似ることから、木簡の年代を一二世紀～一三世紀頃と推定している。

8 木簡の积文・内容

(1) ・[以今明日採]物カ  
 ・[以今明日採]物カ  
 ・[以今明日採]物カ  
 ・[以今明日採]物カ  
 ・[以今明日採]物カ

120×18×0.25

木簡は上端を山形に整え、下端に切り込みが施される。表裏に墨書が認められる。表裏とも同じ文字が記されていると考えられるが、下端の一文字に疑問が残る。最後の二文字が「物忌」を示す可能性があるが、確定的ではない。

(鈴木一有)



(表)

## 静岡・水守遺跡 みずもり

- 1 所在地 静岡県藤枝市水守
- 2 調査期間 一九九五年(平7) 一〇月―二〇〇〇年九月
- 3 発掘機関 藤枝市教育委員会
- 4 調査担当者 八木勝行・鈴木隆夫・磯部武男・池田将男・岩木智絵
- 5 遺跡の種類 官衙関連および集落跡
- 6 遺跡の年代 五世紀―一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(静岡)

水守遺跡は藤枝市内の東部、葉梨川と瀬戸川によって形成された沖積微高地上にある大規模な集落跡で、土地区画整理事業に伴う調査を一九九六年から実施している。遺構は、五〇〇mほど離れた二地点(水守Ⅰ・Ⅱ遺跡)にまとまって分布している。遺跡の南側には益野郡衙の所在地と推定される郡遺跡が



隣接する。

水守Ⅰ遺跡は古墳時代及び奈良・平安時代の集落遺跡で、調査地の東側で古墳時代の竪穴式住居・掘立柱建物・河・溝などが検出され、河跡からは、祭祀遺物と大量の土師器などが出土している。一方、西側の区域を中心に、奈良時代後半～平安時代前半の二七棟の掘立柱建物群が、およそ四〇m×六〇mの範囲にまとまって発見されている。全体的に土器等の遺物は少ないが、墨書土器（「釜少領」を含む）・石帯などが出土している。

水守Ⅱ遺跡は奈良～平安時代の官衙関連の集落跡で、五〇基の井戸遺構、掘立柱建物群に伴う遺構や、区画する溝状遺構が検出されている。特に遺跡の中心部とみられる一面では、溝で区画されたおよそ六〇m×七〇mの範囲に、方向性と規格性をもった掘立柱建物群（倉庫群か？）が集中し、柱穴の重複の状況から平安時代中期を中心にした数回の建て替えが認められる。土器類、礎板・柱根、祭祀遺物などのほか、墨書土器・銅製帯金具（逆方・円面視・板絵馬など）が出土している。奈良時代を中心とした器遺跡よりも年代はやや下がるが、益頭部衝跡と関連する遺構群と考えられ、注目される遺跡である。

木簡は水守Ⅰ遺跡から三点が出土している。木簡(1)(2)は溝状になった奈良時代末期の低地から、木簡(3)は掘立柱建物（SB一五）の柱穴の埋土から出土した。このSB一五は、約四m×五m、二間×

四間の建物である。

## 8 木簡の釈文・内容

奈良時代自然堆積層

(1) 自今日□□□□□□□□  
〔墨仕カ〕  
 □□□□奉移之□

(82)×24×5 011

(2) □□□□□□□□

72×10×1.5 082

掘立柱建物SB一五柱穴

(3) □□□□□□□□

(32)×(32)×5 088

(1)は二次的に四片に切り折りされた文書風の木簡であるが、墨痕は明瞭でなく、文章はとらえられない。

(2)は上部に切り込みを持つ小型の付札で完形だが、物品名は読みとれない。

(3)は下端を尖らせた串状の木簡で、表面に二二字分ほどの墨痕が認められる。建物柱穴底から検出されており、呪符（地鎮）ともみられるが、内容は不明である。

## 9 関係文献

藤枝市教育委員会『藤枝市文化財年報』平成八年度・九年度・一〇年度（一九九八年・一九九九年・二〇〇〇年）（八木勲行・岩木智穂）



(小田原)

野東線部には、低位白地がある。

本遺跡の立地する足柄平野東線部には、低位白地がある。千代遺跡はJR御殿場線の下曾我駅の南西に展開する広大な遺跡であり、調査地点も多く北側部分から千代光海端遺跡・千代北町遺跡・千代仲ノ町遺跡・千代南原遺跡と字名によって遺跡を呼称している。千代南原遺跡の調査は今回で七回目の調査となるが、低位部分の調査は今回がはじめてである。

## 神奈川県小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点

1 所在地 神奈川県小田原市千代

2 調査期間 一九九八年(平10) 二月～一九九九年三月

3 発掘機関 小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点発掘調査団

4 調査担当者 小出義治・小池 聡

5 遺跡の種類 遺物包蔵地

6 遺跡の年代 縄文時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

千代遺跡はJR御殿場線の下曾我駅の南西に展開する広大な遺跡であり、調査地点も多く北側部分から千代光海端遺跡・千代北町遺跡・千代仲ノ町遺跡・千代南原遺跡と字名によって遺跡を呼称している。千代南原遺跡の調査は今回で七回目の調査となるが、低位部分の調査は今回がはじめてである。

あり、北から水塚・千代・高田の三つの台地面を形成する。台地上は、ほぼ全面が遺跡となっている。水塚台地の東縁部に接する低地には、かつて木簡が出土し、足柄部街と推定されている下曾我遺跡があり(鈴木増民「下曾我遺跡と出土木簡」本誌第三号)、また今回調査地点の東側台地上には、千代廃寺の存在が推定されている。

今回の調査は、土地区画整理事業に伴う事前調査として行なったものである。調査は、千代廃寺に最も近いA・D地区までの四地区で行ない、このうちC地区から、二点の木簡が、多量の土器・瓦・木製品等とともに出土した。C地区の調査では、延暦十九年(800)に降灰したと推定される火山灰純層下から土師器杯・甕、須恵器杯・蓋・高盤・甕・短頸壺・瓶や丸瓦・平瓦、鋳造関連遺物、木製品では刀子形・鏃形・鳥形・琴柱形などの形代、斎串・ささら棒などの祭祀具、下駄・箸状木製品・鈎針状木製品・刀子柄・針状木製品・曲物蓋・曲物底・刺物・丸木弓などの日常用具、かせなどの紡織具、大足・えぶり・田舟・鋤柄などの農耕具が出土した。これらの遺物は、八世紀第Ⅱ～Ⅲ四半紀頃のものとして推定される。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) 八月三日前遺米四斗五升二合

八月四日 四斗

(2) 八月四日 四斗

(2) □ □ □ 連三遍積阿

□ 入麻呂

(2) X 6.5 X 4.8 ㎝

(1)は短冊形を呈するが、下端を欠損する。表面の墨痕は良好に遺存しているが、裏面はわずかに確認できる程度である。冒頭から月日を記載する記録簡であり、表裏で連続した月日の米の出納を記録している。規格性の高いカード形式の使用が想定される。

(2)は上下端とも欠損するが、幅広い木簡である。下端部の形状は、刀状を呈しているようにも観察され、二次的に加工されている可能性が高い。表面には、僧侶名(□連)と阿弥陀経などの経典の講読回数(□遍)が記載されていると考える。裏面は、判読不能部分が多いが、実務担当者名(□入麻呂)を記した文書木簡の末尾部分と考える。

(1)(2)とも台地上にあつたと考えられる千代廃寺に密接な関連を持つ資料であろう。

木簡の釈文と解説は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

小田原市千代南原遺跡第Ⅵ地点発掘調査団「神奈川県小田原市千代南原遺跡第Ⅵ地点・千代台地南縁部における低湿地遺跡の発掘調査報告書」(二〇〇〇年)

小池 聡「小田原市千代南原遺跡第Ⅵ地点の調査成果」(神奈川県

地域史研究」一八 二〇〇〇年)

(小池 聡)



(2)

(1)

(赤外線画像)



(圖 況)

調査地は、茅ヶ崎市内最奥部の砂丘列上、および調査区内を西流する駒寄川の開析により形成された沖積低地上に立地し、標高は現地表面で約八mを測る。また、本遺跡の北方約二〇〇mの微高地は、白鳳後期創建の寺院址とされる下寺尾廃寺の想定地である。下寺尾廃寺の存在年代については諸説ある

## 神奈川・香川<sup>かがわ</sup>・下寺尾<sup>しもてらみ</sup>遺跡群

(下寺尾地区北B地点)

- 1 所在地 神奈川県茅ヶ崎市香川字北
- 2 調査期間 一九九九年(平1)七月~八月
- 3 発掘機関 香川・下寺尾遺跡群発掘調査団
- 4 調査担当者 戸田哲也・中村哲也
- 5 遺跡の種類 旧河道・祭祀跡
- 6 遺跡の年代 八世紀前期~一〇世紀前期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

が、創建期は七世紀末で、九世紀前期の改修期を経て、一〇世紀後期以前には焼亡していたものと現段階では考えられている。なお、本遺跡群の調査は土地区画整理事業に伴うもので、一九九五年度より開始し、現在も調査継続中である。特に下寺尾廃寺想定地の南側隣接地である下寺尾地区では、今回報告する調査成果を含めて、下寺尾廃寺に関連する多数の遺構・遺物が発見されている。

調査の結果、本地点の大部分は駒寄川旧河道であることが判明し、奈良~平安時代の遺物集中区が一一カ所で発見された。旧河道は新旧二条が検出され、いずれも概ね西流する。各遺物集中区は南側の一号河道内およびその周辺より検出されており、北側の二号河道からは遺物が出土していない。時期的には八世紀前期~一〇世紀前期の遺物が主体をなし、内訳は土師器(杯・皿・甕・高杯ほか)、須恵器(杯・皿・蓋・甕・平瓶・長頸瓶・浄瓶・円面硯ほか)、灰釉陶器(椀・長頸瓶ほか)、瓦、土製品(管状土師器)、金属製品(銅製鈴ほか)、皇朝銭(鎮座神宝)、石製品(紙石)、木製品(木簡・付札状製品・曲物・櫛・弓・櫛・田下駄・盆・椀・材・杖ほか)、漆紙文書、動物遺存体(馬骨・馬歯・昆虫類)、植物遺存体(種子類)である。墨書・刻書土器は約五〇点を数え、記載文字については「具」「大町」「田」「力」「高」「横」「病」「野」「十」「〇」などが確認されており、さらに人面墨書土器(土師器形)一点が含まれている。

木簡は、九世紀中期~一〇世紀初頭の遺物を主体とする一号遺物

集中区の東部より出土している。本遺物集中区は、調査区中央部の旧河道左岸から淀み部分（泥炭層下部・ラミナ層）にかけて形成されており、分布範囲は長軸約11m・短軸約6mを測る。木簡は、ラミナ層上位（河床面より約50cm）からの出土である。年代は共伴した土器などから、9世紀中～後期と推定される。一号遺物集中区からは、他に漆紙文書・皇朝銭も出土している。漆紙文書は9世紀中葉に比定される須恵器杯の内面に付着している。一次文書と推定される漆附着面については、文字の存在は確認できるものの、解读できなかつた。二次文書と推定されるオモテ面には、「男」「見」「我」「尊」「若」などの文字が確認された。二次文書の性格については、文字の内容・書体、さらに同一文字が繰り返し表記されている点などから、仏典の習書の可能性が考えられる。皇朝銭は貞觀元年（八五九）初鑄の饒益神宝で、木簡に近接して出土している。

本遺跡の性格については、土師器杯・須恵器杯を主体とした濃密な遺物の分布、多量の木製品・墨書土器・刻書土器・馬骨の存在、漆紙文書・木簡・皇朝銭・人面墨書土器といった特殊遺物の存在、片面視・浄瓶・長頸瓶といった仏器系器種の存在、加えていずれも河道内、および周辺より検出されている点などから、何らかの水辺の祭祀が前述の下寺尾庵寺と関連して、本地点で行なわれていた可能性を想定している。祭祀の具体的な内容は現段階では不明な点が多く、今後の重要な検討課題としたい。

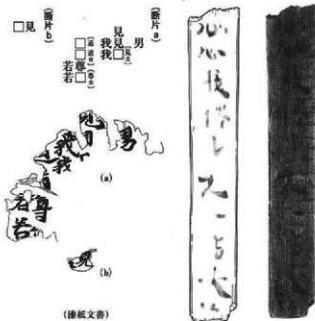
## 8 木簡の釈文・内容

(1) 心心長□□□□大□□

(123)×24×5 019

樹種は杉で、上部を欠損する。木簡の性格は不明な点が多いが、同一文字の繰り返しが見られる点などから、習書木簡と推定される。

(中村哲也・大村浩司)



東京・港区No91遺跡



(東京西南部)

- 1 所在地 東京都港区南麻布二丁目
- 2 調査期間 一九八九年(平一)七月～一九九〇年一月
- 3 発掘機関 南麻布福祉施設建設用地内遺跡調査会
- 4 調査担当者 松本 健
- 5 遺跡の種類 近世都市(武家屋敷跡)
- 6 遺跡の年代 一九世紀中期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、港区による高齢者住宅サービスセンター等新築工事に伴うものである。調査対象地は、港区のほぼ中央にあたり、東側を高輪・三田の台地、西側を麻布の台地に挟まれた沖積低地に位置する。調査は約一〇〇〇㎡が対象であったが、大部分が既に攪乱を受け、遺構が残されていたのは僅かに約一五〇㎡の範囲であった。

調査対象地は、享保八年

(一七三三)以後、旗本屋敷地として利用されたところである。江戸図を見ると、本遺跡を含むこの地域の居住者が、極めて短期間に変わっていることが確認され、本遺跡を形成した時期の住人が誰であったかを特定することはできないが、出土遺物の中には「杉山」の文字を刻んだ石臼がある。

調査によって確認された遺構は、土坑六・井戸状遺構三・土留め状遺構一・池および水路各一であった。

今回報告する木簡は、調査区の南西部に位置した隅丸矩形(長さ四m幅三m深さ六〇cm)の土坑から陶磁器・漆器・番傘部材などとともに出土したものである。

8 木簡の積文・内容

(1)

「三十番神五番普神守護」

無語「思」

140×80×0.1

上端を山形にした矩形の木簡で、顕著な欠損はない。「三十番神」とは、一ヵ月三〇日を毎日番代わりに国家・人民を守護すると信じられている三〇柱の善神で、その五番神は「気多大明神」とされている。気多神宮の主神は医療を能くする神とされる大國主命で、「無語「思」」の文字との関連性が認められ、病除の神札と思われる。

9 関係文献

南麻布福祉施設建設用地内遺跡調査会「南麻布二丁目 港区No91



### 木簡研究 第二〇号

和田 幸

巻頭言—機器の目・人の目—

一九九七年出土の木簡

- 概要 平城宮跡 平城京跡(1) 平城京跡(2) 青野遺跡 藤原宮跡 酒船石遺跡 長岡宮跡 長岡京跡 左京三条坊三町 長岡四坊三町 長岡五坊三町 平安京跡 右京三条一坊三町 平等院庭園 細工谷遺跡 大坂城跡 天満本願寺跡 堺環濠都市遺跡 東浅香山遺跡 猪名庄遺跡 屋敷町遺跡 加都遺跡 明石城武家屋敷跡 境谷遺跡 茂利宮の西遺跡 安教・城の堀遺跡 大將軍遺跡 大藤城跡 瀬名川遺跡 明治大寺記念館前遺跡 千駄ヶ谷五丁目遺跡 山崎上ノ南遺跡 B地点 西原遺跡 松木城三の丸跡小柳町 松木城下町跡伊勢町 三輪田遺跡 一本櫓遺跡 志摩山遺跡 三条遺跡 上高田遺跡 山田遺跡 弘田遺跡 大光寺新城跡遺跡 福井城跡 金石木町遺跡 戸水大西遺跡 堅田B遺跡 七尾城下町遺跡 蛇喰A遺跡 二口五反田遺跡 清水堂F遺跡 下ノ西遺跡 中倉遺跡 大御堂院寺 三田谷ノ遺跡 有福寺遺跡 高田遺跡 百間川米田遺跡 津寺遺跡 木原京跡群(伏原上層) 萩城跡(外堀地区) 高松城跡 観音寺遺跡 上長野A遺跡 香椎B遺跡 博多遺跡群 魚屋町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一〇) 藤原宮跡

釈文の訂正と追加(一) 山垣遺跡 持狭遺跡(瀬田地区) 持狭遺跡

入佐川遺跡 出雲国序跡

再び長屋王家木簡と皇親家令について

長野特別研究集会の記録

信濃の古代と屋代遺跡群:寺内隆夫 七世紀の屋代木簡:傳田伊史

七世紀の地方木簡:錦江宏之 七世紀の宮都木簡:鶴見泰寿、律令制

の成立と木簡—七世紀の木簡をめぐって—:鶴野利己

書評 佐藤信著『日本上古代の宮都と木簡』

仁藤敦史 新刊紹介 大庭脩編著『木簡—古代からのメッセージ』 丸山裕美子

刊価 五五〇〇円 送料六〇〇円



(東京西北部・東京東北部)

本調査は、鹿島建設株式会社を事業主体者とする「後楽鹿島ビル」建設に伴うものである。当該遺跡は、小石川や平河などの河川が、周辺の洪積台地を浸食・開削して合流し、「小石川大沼」と呼ばれる一大湿地を形成していた地域に所在する。過去に、周辺地域で実施された関連遺跡（水戸藩徳川家小石川屋

## 東京・水戸藩徳川家小石川屋敷跡

(諏訪町遺跡)

- 1 所在地 東京都文京区後楽一丁目
- 2 調査期間 一九九二年(平)六月―一九九六年三月
- 3 発掘機関 文京区遺跡調査会(文京区教育委員会)
- 4 調査担当者 加藤元信
- 5 遺跡の種類 遺物散布地・大名屋敷跡
- 6 遺跡の年代 縄文・弥生・奈良・平安時代、近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

敷跡)の調査では、縄文時代前期を嚆矢とする、数度にわたった海進・海退の痕跡と、主として古墳時代以降に本格化する水稲耕作の痕跡が、採取土壌の自然科学的分析によって明らかにされている。当該調査地点は、こうした沖積低地を屋敷地とするにあたって、人為的な客土・整地が行なわれている。かかる整地行為が実施された具体的な時期については詳らかにし得ないが、徳川家康の関八州入国後(天正一八年(一五九〇))の都市整備以後、おそらくは、水戸家が当該地域に屋敷地を拝領した寛永六年(一六二九)まで所在していた、法華宗本妙寺その他の遺宮前後に比定されよう。

本件調査においては、縄文時代中期、弥生時代後期ならびに奈良・平安時代に帰属する遺物の散布と、明治期の遺構の存在が認められたが、調査成果として主体を占めるものは、前述した水戸徳川家の屋敷に関わるものである。水戸徳川家の小石川屋敷に伴う遺構は、掘り抜き井戸三基、神田上水から導水した木樋三条、竹管一六条、木樋による排水施設三条、間知石積みみの排水路一条、配石遺構(用途不明、共同水場か)一基、建物などである。

調査当該地点で検出された間知石積みみの排水路は、「水戸市史」に掲載された同家の小石川屋敷見取り図などとの比較検討から、水戸家に仕えた下級武士の長屋間に設けられた排水路(下水)であるものと判断されるが、同家の江戸屋敷(小石川の他に、駒込、小樹など)については、現時点においては内部構造の詳細を把握し得る屋



敷図面が確認されておらず、想定に留まらざるを得ない。

本稿で紹介する木簡は、前述した水戸藩江戸屋敷動番の下級武士の長屋間に設けられた、圓知石積みによる排水路跡に堆積した覆土中などから、廃棄された陶磁器類に混在して検出されたものである。

木簡以外の文字資料としては、木製品では、鬼の面などを描いた板一点や、桶などに記された番号や記号などが挙げられる。また、「常州／極上吉焼塩／麻生」と墨書された、焼塩壺の蓋一点が出土している。

この墨書資料は、形態的特徴から、一八世紀後半のものと考えられる。当該資料（焼塩壺）は、本来、泉州麻生（現在の大阪府堺市）地域にその生産地が求められるもので、消費地である江戸遺跡においては、ほとんど例外なく出土する資料であるが、「常州」が記されている点では他に類例が認められない。常州銘が付された事由については不明だが、現在の茨城県麻生町においては、霞ヶ浦沿岸という地域性を背景に、縄文時代～中世まで連続と塩生産が続いたことが、遺跡の発掘調査成果（製塩土器の出土）や文献史料



(参考 焼塩壺の蓋)

によって明らかにされており、興味深い資料である。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「水戸杉山卯之助荷物」

・「水戸杉山卯之助荷物」

125×95×0.1

(2) 「辰御城米 下岩瀬邑」

・「辰御城米 下岩瀬邑」

・「改入 八田御郡方 堀左一兵衛」

120×65×0.1

(3) 「く延方村駒」

・「く九月廿日」

130×35×0.09

(4) ・大門新田□主清左衛門 右□□衛門

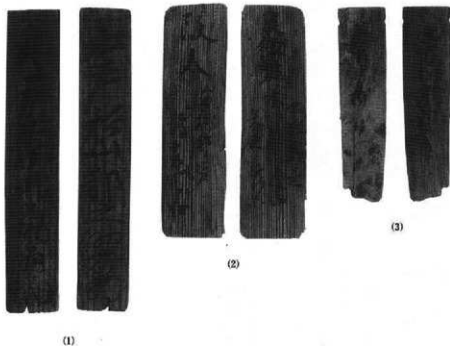
・市之□

120×45×0.1

(1)は荷物の付札で、水戸城下の杉山河岸から発送された、卯之助なる人物の荷物と考えられる。表裏ともに同じ記載内容である。

(2)は献上米に付けられた付札である。表には献上した年を示す辰、差出地である下岩瀬邑と差出人を示す庄屋が記され、裏面には改入の郡奉行所在地である八田と、堀左一兵衛という氏名が記される。

下岩瀬村は水戸藩の所領地で、常州の北東部に所在し、現在の茨城県大宮町に含まれる。水戸藩の領国からの献上米付札については、



- 東京都北区中里遺跡において、類例の出土事例がある（本誌第一号）。
- (3)(4)は、遺存状態が悪く、墨の残りも悪いいため、記載内容の詳細が把握しにくいのが、いずれも地名や人名が記され、荷物などの付札と想定される。(3)の延方村は、現在の茨城県潮来町に、(4)の大門新田は、茨城県常陸太田市にあたる。
- これらの資料の他に、墨書の認められる木簡は四点出土したが、遺存度が悪く、文字が判読できないため割愛した。
- なお、木簡の解説にあたっては、国立歴史民俗博物館の岩淵令治氏にご教示を頂いた。
- 9 関係文献  
文京区遺跡調査会・鹿島建設株式会社「文京区埋蔵文化財調査報告書第九集 諏訪町遺跡」（一九九六年）（加藤元信）

## 東京・西町遺跡

1 所在地 東京都台東区東上野二丁目

2 調査期間 一九九九年(平1)八月—二〇〇〇年四月

3 発掘機関 台東区文化財調査会

4 調査担当者 小俣 悟

5 遺跡の種類 武家屋敷跡

6 遺跡の年代 江戸時代、明治時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西町遺跡は台東区の西より、武蔵野台地東端上野台の東方に位置し、東京低地西側に立地する。本調査は、病院新築に伴う事前調査である。



(東京東北部)

当地周辺は、近世以前には湿地が広がっていたものと思われ、江戸時代に整地されて柳川藩立花家などの武家地が成立している。調査地は、近世の絵図では大縄地や旗本屋敷が確認されるが、主として幕臣鈴木氏

の敷地だったと思われる。明治には民有地となり、その後、一九二三年(大正一二)頃に西町小学校地となった。

遺構は、近世前半の大溝・土坑、近世後半の土蔵基礎・池・木構、更に近代の建物基礎などを検出した。遺物は大溝・池などから、漆器碗・桶・板材などの木製品、中国・ヨーロッパ製及び志野・織部・鍋島様式などの陶磁器、三つ葉葵紋の瓦などが大量に出土した。当地は、主として一八世紀から屋敷地として利用されたようである。木簡(1)が出土した一六号遺構は、一八世紀前半頃廃棄の土坑である。

8 木簡の釈文・内容

一六号遺構

(1) [□□□様]

28.6×6.6×0.61

近世包書層

(2) [醤油]

28.43×7.23 0.61

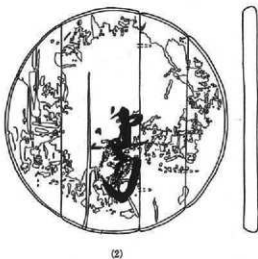
(3) [日藤]

28.43×7.23 0.61

(4) [焼印]

28.43×7.23 0.61

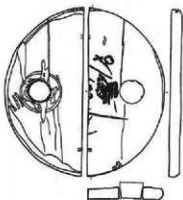
(1)は左側を欠損する。右側の上下に小穴が見られ、木製品を木簡



(2)



(3)



(4)



(1)

に転用している可能性もある。(2)は円盤状で、桶蓋と推定される。(3)は普通油桶の蓋。(3)の墨書は名前と日付か。贈答用とも思われる。(4)は左側を欠損するが、片面に墨書、反対面に焼印が見られる。焼印捺印後に穿孔されて栓がなされており、再利用されていると推定される。墨書がいつの時点でなされたか不明であるが、栓を避けているようにも見える。両面共に丁寧に仕上げられているが、焼印がある面が当初の表面である可能性が高い。穿孔は焼印の○枠内のほぼ中央になされ、焼印を意識しているようにも見える。焼印は穿孔によって欠損し不明瞭だが、○枠内に三角形を三つ、あるいは井

桁を描いていると思われる、商標と推測される。墨書は天地の向きも不明瞭で、横方向の三行の文字列の最下段部分が見えている可能性もある。

その他、明治時代の遺構から、桶の側面に墨書・焼印があるもの二点が出土している。いずれも墨書は判読不能である。焼印は一点には、「皇国最上／小栗全全」(「麗／□」の二つが捺されていた。もう一点には「精□／□豆」とあった。これら以外にも、桶蓋に「十」と刻んだものなどが出土している。

訳説には、坪井利剛・平野恵氏のご教示を得た。

(小俣 悟)

## 東京・浅草芝崎町遺跡

あさくさしばざきまち

1 所在地 東京都台東区西浅草三丁目

2 調査期間 一九九八年(平10)八月～一九九九年二月

3 発掘機関 台東区文化財調査会

4 調査担当者 小俣 悟

5 遺跡の種類 武家屋敷跡他

6 遺跡の年代 古代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



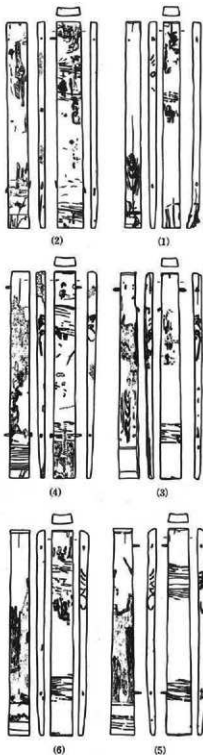
(東京東北部)

浅草芝崎町遺跡は、台東区の中央、武蔵野台地東端の上野台と隅田川の中間に位置し、東京低地西側に立地する。本調査は、台東区生涯学習センター建設に伴う調査である。当地周辺は、近世以前には千束池などの湿地が広がっていたと思われるが、中世末頃から近世初め頃には水田化されていた可能性があり、その後整地されたようである。調査地は江戸時

代前半は「井上中務小輔」、後半は「小笠原希刀」の屋敷であった。調査以前は廃校になった小学校地であり、発掘はそのグラウンドを対象とした。主要な確認面が三面あり、遺構は建物基礎・溝・土坑などを検出した。また最下層には牡蠣の堆積層が確認されている。遺物は漆器・飾りなどの木製品のほか、多量の近世陶磁器、中世陶器、古代の須恵器などが出土している。

8 木簡の釈文・内容

- |     |      |                       |
|-----|------|-----------------------|
| (1) | ・「卷」 |                       |
|     | ・「三」 | (左側面) 1390×180×52 061 |
| (2) | 「」   | 1390×140×40 061       |
| (3) | ・「五」 | (右側面) 1390×140×58 061 |
|     | ・「三」 | (左側面)                 |
| (4) | ・「四」 | (右側面) 1390×140×52 061 |
|     | ・「五」 | (左側面)                 |
| (5) | ・「五」 | (右側面) 1390×180×52 061 |
|     | ・「三」 | (左側面)                 |
| (6) | 「」   | (右側面) 1390×150×56 061 |



これらは井戸枠に墨書があるものである。これらの井戸枠は発掘調査区域外の旧校舎内の地下約5mより、工事中に発見されたものである。桶状に材を縦に並べて、竹製合釘で合わせ、竹製タガで締めていたようだ。なお(5)と(6)は接合していた。墨書は表面及び側面の上部にみられるが、必ずしも全ての面に墨書があるわけではなく、表面は無鉛、側面にもない場合もある。表裏面は基本的に黒く塗られているが、塗料がほとんど見られないものもある。また、材はみな、下部の表裏面を削って先端を尖らせているが、これは地中に打ち込むためとも思われる。そうであるならば、井戸枠の最下段の部材であることになろう。またその場合、(1)の表面の「巷□」は、井戸枠の段数を示すもので、最下段を「巷」としていただろうか。

それならば墨書は「巷番」とも推測される。側面の墨書は、継ぎ合わせの時の目印(合印)とも想定される。ちなみに(5)(6)の接合面は、共に「三□」である。いずれも、数字と記号・文字の組み合わせ(あるいは二字)になろう。他例で「数字+「丁」」(墨田区江東橋二丁目遺跡調査団「江東橋二丁目遺跡」一九九九年、本誌未収)や「数字+「若ん」」(港区汐留遺跡「斉藤運氏の「教示」、本誌第一九号)の例がある。年代は近世の可能性が高いが不明である。

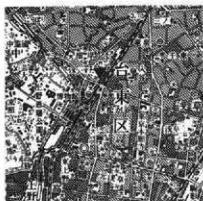
9 関係文献

台東区教育委員会「台東区の遺跡 第二改訂版」(一九九九年)  
同「台東区文化財百五展考古リーフレット」(一九九九年)

(小俣 博)

## 東京・入谷遺跡

- 1 所在地 東京都台東区下谷二丁目
- 2 調査期間 一九九九年(平11)一〇月
- 3 発掘機関 台東区文化財調査会
- 4 調査担当者 小俣 悟
- 5 遺跡の種類 寺院跡・町屋跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(東京東北部)

入谷遺跡は台東区の北寄り、武蔵野台地東端の上野台の東方に位置し、東京低地西側に立地する。本調査は、共同住宅建築に伴う

調査である。

遺跡周辺は、近世以前には千束池などに面した湿地であり、江戸時代に整地して寺院・町屋が成立したのと思われる。調査地は、南側が寺院(良感寺)で北側が町屋(入谷町)であった。なお良感寺は一九一四

年(大正三)に他所へ移転している。

検出遺構は、井戸・竹樋・桶基礎・土坑・道路などであり、廃棄年代からⅠ期(一八世紀前半)・Ⅱ期(一八世紀後半)・Ⅲ期(一九世紀中葉)・Ⅳ期(近代)に区分される。道路は一九世紀後半頃のもので、その時期の寺院と町屋の境となる。出土遺物は大量の木製品、中国・ヨーロッパ・琉球製などの陶磁器、入谷(坂本)産と推定される土器などである。木簡は、(1)は近世包舍層より、それ以外は土坑(二二・四六・五〇号遺構)より出土した。廃棄年代は、四六号遺構がⅠ期、二二号遺構がⅡ期、五〇号遺構がⅢ期である。五〇号遺構は良感寺境内、他は町屋に位置すると推定される。

8 木簡の釈文・内容

近世包舍層

(1) ・「辰(焼印)宝」  
□□太「宝」(焼印)

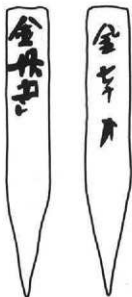
・「九枚  
□宝」(焼印)

五〇号遺構

(2) ・「金七十□」  
・「金廿□□」

8×6×5 8

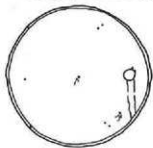
150×70×4 80



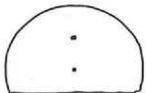
(2)



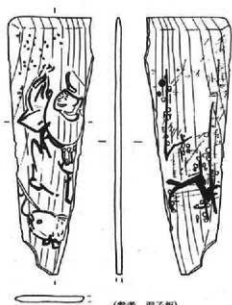
(1)



(3)



(4)



(参考 羽子板)



二三号通稱

(3) 「天明」  
八歳

日□  
三月

伊藤

清光院

四六号通稱

(4) □豆

清光院

清光院

(1)は、方形で四隅が切られている。上側中央に小穴があり札状であるが、用途は不明である。表に「辰」裏に「九枚」と大ぶりの文字を書き、それぞれの左に小さな文字が墨書されている。更に各墨書の下には焼印が押される。「□□□本」は人名とも思われる。本例と類似したものは不明であるが、表面に植物名や季節名などを、裏面に数字を記している札状の木簡には「關茶札」や「聞香札」の例がある（斎藤進「東京・汐留遺跡」本誌第二号）。

(2)は、下部を失らせた付札状の木簡である。値段を記したものであろうか。(3)(4)は円盤状で、桶蓋と推定される。(3)は、「返り」と十字状の柄みを有し、栓の穴を持つ。天明八年（一七八八）の年月

と「伊藤」名の墨書から、贈答用とも思われる。(4)はやや小ぶり、上半が欠けている。「清光院」は寺院名と推定され、近在では浅草（台東区、真言宗）と小日向（文京区、臨濟宗）にみられる。おそらく寺院名産品の容器と思われる、商品名は納豆と推測される。

また文字ではないが、羽子板と思われる木製品に絵を描いたものが出土している。長さ（二七〇）mm幅（九〇）mm厚さ六mm、下部と右側面を欠損する。片面に人物・魚・花吹雪を、片面に梅樹を描く。大半は墨であるが、部分的に朱・金彩が見られる。人物は踊っているようである。その他、漆器碗に朱書で「一本」、柄杓に金彩で「瓢」、桶板に焼印で長方形枠に「大和屋」「改撰」、包丁柄に焼印で横長方形枠・丸枠に「キ」とあるものなどが出土している。

なお釈読にあたっては坪井利剛・平野恵氏などのご教示を得た。

（小俣 悟）

## 滋賀・大將軍遺跡

- 1 所在地 滋賀県草津市追分町
- 2 調査期間 第一次調査 一九九三年(平五)六月～一九九四年三月
- 3 発掘機関 草津市教育委員会
- 4 調査担当者 谷口智樹
- 5 遺跡の種類 官衙関連遺跡もしくは集落跡・古墳群
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都東北部・京都東南部)

大將軍遺跡は、草津市東部の標高一〇〇から一〇六m前後の、低丘陵部に位置する遺跡である。九三年度から九六年度の区画整理事業に伴う発掘調査で、一三〇棟以上の奈良時代中期(平城宮)～平安時代前半(一〇世紀中葉)を中心とした掘立柱建物群が検出された。その後の民間開発に伴う調査でも、

新たに四〇棟以上の建物群が検出されている（遺構図参照）。建物の軸方位は、真北から三―九度前後東に振るものが主流を占め、当地域に遺存する「正方位地割」に概ね合致するものといえる。調査の結果からは、「正方位地割」に係る明確な境界溝等は検出されていないが、建物群を取り囲む区画溝が検出され、溝の中心間で一〇・六m前後となり、ほぼ一町城単位で巡っていたものと解される。また、調査区M―一―区及びL―一―区では、区画溝間に一〇―二m前後の空地が存在することから、通路として使用されていた可能性が高く、通路の中心間を中心にした区画を考えた場合、約一・六m前後で東西三町、南北二町の区画割が想定されるようである。

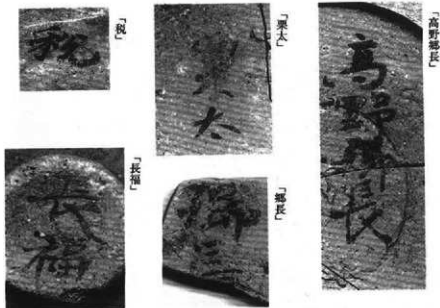
次に、奈良時代から平安時代の遺構群の検出状況を見ると、遺跡の中央部にあたるM―一―三区では、倉庫と考えられる建物群が集中し、L字形あるいはコの字形の計画的な配置形態をとるものと考えられる。また、当地区では明確な井戸は検出されていないが、M―一―三区西側のO―一―S―二―区及び東側のF―一―区では、建物群とともに一区画当り二基から四基の井戸が検出されており、M―一―三区とは異なった様相を呈している（草津市教育委員会『草津市文化財年報』平成五年度・十年度 一九九五年―二〇〇〇年、谷口智樹『草津市追分・矢倉周辺における奈良・平安時代の遺跡動向について』〔奈良朝古代都市研究〕一四 一九九八年）。

今回報告する木簡は、遺跡東部G区井戸SE三最下層から出土し

たもので、「福万呂」「美」の墨書を有する奈良時代中期（平城Ⅱ―Ⅳ）の須恵器杯などが共存している。SE三は直径一・三m深さ二・八mで、中央に一辺〇・九mの方形の井戸枠が遺存していた。井戸枠は地表下一・五m前後までしか構築されていないことから、二時期の使用が確認されている。

区画整理事業に伴う調査以外の周辺での調査を含め、現在までに木簡は一点出土したのみだが、その他、墨書土器は四〇点ほど出土している。判明している文字には、「福万呂」三点、「高子」二点、「南」二点、「美」「五」「甲」<sup>（久）</sup>が各一点、「郷長」五点、「高野郷長」一点、「高野郷」一点、「野郷」一点、「高野」三点、「高野」二点、「高長」二点、「長福」三点、「栗太」一点、「税」二点などがある。墨書土器は一部古墳の周溝内から出土したもの（「南」一点）があるが、他はいずれも井戸及び溝からの出土である。掲載した写真は、二〇〇〇年二月から三月にかけて実施された、第三次調査出土の墨書土器である。O―三―区の西側にあたり、八世紀後半から九世紀初頭にかけての溝から出土したものである。

これらの墨書のうち特に注目されるのは、「高野郷長」「高野郷」「郷長」の墨書である。律令期における栗太郡内の郷名は、「和名類聚抄」などに物部・治田・梨原・木川・勢多の五郷が見えるのみで、高野郷については、栗東町六地藏所在の福正寺絵像裏書に「突西（一五二三）九月三日、江州栗太郡高野郷六地藏福口寺物也」と



第23次調査出土土書土器

あるように、中世に存在が確認されるに留まっていた。しかしながら、今回八世紀末から九世紀初頭の遺物に「高野郷」の墨書がみられたことは、律令期における新たな郷の存在を示す貴重な資料といえよう。さらに、「郷長」は靈龜三年（七一七）の郷里制施行後に存在した地方官であり、本遺跡を官衙関連遺跡とみなし得る一資料と考えている。

その他の遺物として、円面硯・漆塗須恵器鉢・木沓・漆紗片（冠カ）・繪馬・木槌・漆器片（大鉢カ）・鉄鏝などがある。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

〔伴カ〕
〔鈔録簡〕
(31.0) × 13 × 0.61

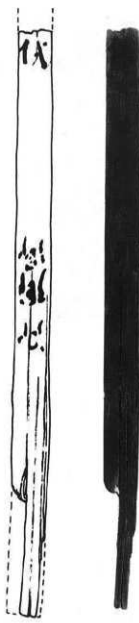
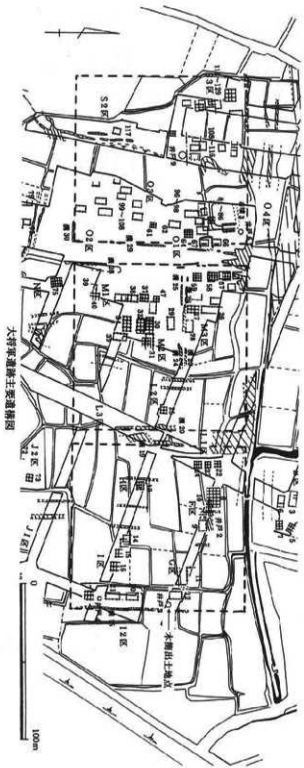
木簡は、上部と下部両端の一部を欠損している。上部は表裏とも削りが認められ、先端に向かって細くなっている。なお、この削りについては一次的なものと考えられる。墨痕は表面で八カ所確認されたが、判明した文字のうち下部の「郷」の三文字は、上部の「伴」に対して上下逆転して書かれており、習書と考えられる。

なお、本木簡の釈文にあたっては、奈良国立文化財研究所の館野和己氏、奈良大学の寺崎保広氏にご教示、ご協力いただいた。

9 関係文献

草津市教育委員会『平成五年度草津市文化財年報』（一九九五年）

（谷口智樹）





(近江八幡)

安土城は、織田信長が天下統一の拠点とするために築いた城として著名である。その特徴は、高石垣によつて構築された郭群、瓦葺建物の採用などで、この後に続く近世城郭の規範となり、与えた影響は非常に大きい。築城は天正四年（一五六六）に開始され、天正七年には天主が完成したが、天正一〇年の

## 伊賀・安土城跡

1 所在地 伊賀県蒲生郡安土町下豊浦・神崎郡能登川町南須田

2 調査期間 一九九九年（平日）一月～三月

3 発掘機関 伊賀県教育委員会（伊賀県安土城郭調査研究所）

4 調査担当者 岩橋隆浩

5 遺跡の種類 城郭跡

6 遺跡の年代 一六世紀末（一五七六年～一五八五年）

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本能寺の変の直後に、天主・本丸・二の丸などの主郭部のみ焼失したことが、これまでの調査でわかっている。その後、天正一三年（一五八五）に豊臣秀次が近江八幡に八幡山城を築くまでは、城は引き続き機能していたと推測されている。

今回安土城で初めて木簡が出土したのは揚手道最下部で、安土山の東山麓部にあたる。安土城の揚手道は、安土山山頂部帯にある主郭部の北虎口から東へと下り、後述のように直接湖面に通じている。「近江国蒲生郡安土古城図」には「台所道」の記載があり、また湖面に近い部分の道の北側には「蔵屋敷」と記されている場所がある。これまでの発掘調査で、揚手道の下半部は他の城内道のような石段ではなくスロープ状になっていることや、蔵屋敷へもスロープ状の通路を通って入ることが判明している。このことから揚手道は、城内への物資搬入路としての性格が考えられてきた。今回の調査で揚手道の最下部は浅い入り江状になることがわかったが、木簡はこの入り江の中にある航路状遺構の埋土の上層から一点出土した。航路状遺構は幅約三・五m深さ約一・六mを測る蒸溜りの溝で、堀土中には木簡の他に多数の木製品や植物遺存体などが含まれていた。また多量の瓦片がこれらの遺物とともに出土したことから、廢城後に城内が荒廃した結果、木簡を含む多数の遺物が、城内より当遺構内に流れ込んだものと考えられる。なおこの遺構からは、安土城時代のものよりも新しい遺物は一切出土していない。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「二斗五升 又三郎  
六郎兵へ」

・「卯月十日 本郷 一」

15.9×3.3×4 0.11

頭部を台形状に整形しており、先端部に向かって幅は徐々に細くなる。厚さは頭部から中心部にかけて厚くなり、先端部に向けて再び薄くなる。先端部の切断面はやや粗いが、残りの面の整形は非常に丁寧である。また表面の中心部には、折れの際にできた横方向の割れが若干ある。形状的には先端部を尖らせていないものの、その内容から、城内に運ばれた物資の荷札に用いられたものと考えられる。この場合、物資名の数量のみ記されていて、その品名が特に記されていないことから、物資は米と考えるのが妥当である。本木簡は先述の搦手道の性格を具体的に表す史料といえよう。

なお釈読にあたっては、奈良国立文化財研究所の綾村宏・館野和己・渡辺晃宏・山下信一郎の各氏に、ご教示いただいた。また写真撮影については、奈良国立文化財研究所の牛嶋茂氏にご協力いただいた。

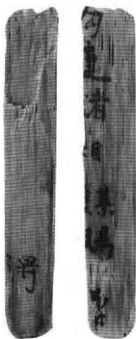
9 関係文献

滋賀県教育委員会『特別史跡安土城跡発掘調査報告』一〇二〇〇年）  
(岩橋隆浩・松下 浩)

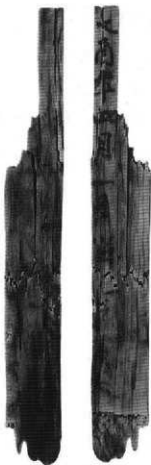








(1)



(3)



(2)

墨書は表裏両面に認められ、表と裏は別筆である。「勾通」は「勾」  
〔現在栗東町には「下鉤」「上鉤」という「まがり」の名を残す字名があ  
る。はば栗太郎治田郷に相当する地域〕を本地地とする評の官人であり、

その指しをうけた十里遺跡の主が、どこかへ何かを「下」給したこ  
とを示すともみられる。裏面の「得」は受領の意味であろう。  
(2)は、板状の木製品(用途不明)に墨書したものである。横材で

木目方向で上端が欠損し、中央やや下寄りに「道師」と墨書する。墨書土器の中に「道」と書かれたものが四点確認されていることも注意をひく。天武一三年（六八四）制定の八色の姓の、第五位の姓に「道師」が存在し、またそれ以前にも土師、鍛師、薬師などとともに道師ということば自体はあったとみられる。共伴遺物に「ふいご」の羽口や漆が付着した土器があることも注目される。その他、滋賀県斗西遺跡出土木簡（本誌第一三号）、長屋王家木簡（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七・二八）に「道師」の用例がある。

(3)は、上部右端を欠損し、下端には切断した跡が認められる。「乙酉年」は、出土した土器の年代観から六八五年とするのが妥当である。「四月一日」は「孟夏の旬」の日、「更衣」の日にあたり、「小口」(そくち)で大口袴の付着だろうか)と「〔字〕」は、その日の儀式に参集する服装について表現したものと考えられる。裏面にも文字らしきものが認められるが判読不能。

なお、解説にあたっては山尾幸久氏のご協力を得、本文の内容も山尾氏の解釈に依拠したものである。解釈の違いがあるとすれば筆者の責任である。

#### 9 関係文献

栗東町教育委員会・栗東町文化体育振興事業団「文字資料が語る 律令期の湖南」栗東町出土文化財センター調査研究報告会

(一) 1000年

(近藤 広)

群馬・前六供遺跡 まへろつく

- 1 所在地 群馬県新田郡新田町上田中字前六供
- 2 調査期間 一九九八年(平10)二月
- 3 発掘機関 新田町教育委員会
- 4 調査担当者 小宮俊久
- 5 遺跡の種類 集落跡・墳墓
- 6 遺跡の年代 古墳時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(深谷)

前六供遺跡は、石田川左岸の低台地上に立地している。今回の調査は、県道の拡幅に伴う狭長な範囲を対象とし、古墳時代前期の前方後方墳一基、古墳時代の堅穴式住居八棟、奈良時代から中世の掘立柱建物六棟、井戸八基などの遺構を検出した。

木簡は調査地の北端部にある三号井戸から出土した。この井戸は直径二・四m深さ一・四mで、最下面には

木製の枠が残存していた。木簡は井戸の底面から上に一〇cmの地点で出土している。木簡の他には須恵器杯・高台杯、土師器杯・壺や木皿、鋤などが出土しており、このうち須恵器三点には「新」と墨

書されている。出土した土器は平安時代の遺物と考えられるが、調査地内では三号井戸の他にはこの時代の遺構は検出されなかった。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「以三月十六日天福 十八<sup>日カ</sup>天福

四月九日<sup>日カ</sup>天福 〇<sup>日カ</sup>天福

別當代<sup>日カ</sup>〇〇

目代<sup>日カ</sup>〇〇 天福

検取権目代壬生<sup>日カ</sup>道〇〇

430×55×110

納に関わる帳簿と思われる。

なお、本木簡の釈文は平川南氏によるものである。

9 関係文献

新田町教育委員会「前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡」(二〇〇〇

年)

(小宮俊久)

「〇親九年」は、出土した土器の年代親などから「貞親九年(八六七)」とみてはほまちがいない。曲物の蓋板を転用し、両面に墨書する。側面の一部を欠損するが、木簡としてはほぼ完形を保つ。また、右側面下部には鋸歯状の刻みが一一カ所入れられている。内容は、日付と賣仕者の自署とを記しており、約一カ月分の物品の出





(郡山)  
郡山南端点土地区画整理事業に伴い、一九九六年度より実施しており、昨年度ま

福島・荒井猫田遺跡

- 1 所在地 福島県郡山市字川向、安積町日出山
- 2 調査期間 第一三次調査 一九九九年(平1) 四月～二〇〇〇年三月
- 3 発掘機関 郡山市教育委員会・財団法人埋蔵文化財発掘調査事業団
- 4 調査担当者 高田 勝・中島雄一・佐久間正明・工藤健吾
- 5 遺跡の種類 町跡及び館跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀後半～一五世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は、JR東北線郡山駅から南南西約三・二kmの地点にあり、市内中央を南北に貫流する阿武隈川の左岸低位段丘面に占地する。

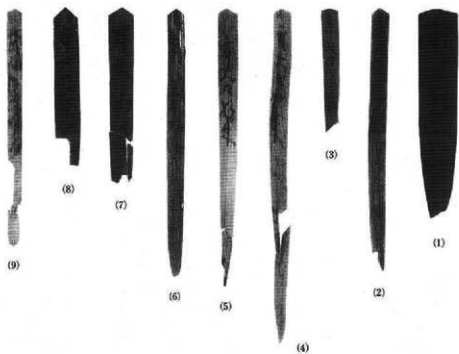
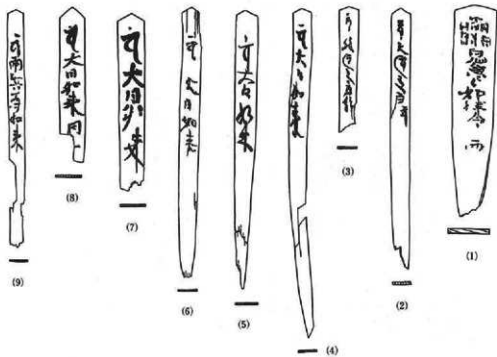
この遺跡の発掘調査は、郡山南端点土地区画整理事業に伴い、一九九六年度より実施しており、昨年度ま

での調査で以下の三地区に大きく分けられることが判明した。  
館跡地区(Ⅱ区) 一三世紀～一五世紀の在地位領主の館跡地区。堀や溝で区画された四つの曲輪を検出。  
町跡地区(Ⅲ区) 南北朝前半の町跡地区。道路跡路面上には、一五世紀前半の町跡地区の木戸の痕跡を検出。  
大別して新旧二時期の木戸の痕跡を検出。

第三地区(Ⅳ区) 前二地区から外れた遺構密度の低い地区。  
これら三地区の位置関係は、館跡地区の南から東にかけて南西北東方向に流れる河川があり、河川の南東対岸が町跡地区で、この町跡地区の西側で館跡地区からは南対岸に相当する部分が第三地区である(郡山市教育委員会・財団法人埋蔵文化財発掘調査事業団「荒井猫田遺跡」一第一次～六次発掘調査報告「一九九八年」、「同」一第七次～一〇次発掘調査報告「一九九九年」、「同」一第一次発掘調査報告「一九九九年」)。

一九九九年度は、館跡地区の東端部や町跡地区の北部、両地区の境となる河川一地点の調査を主に行なった。その結果、館跡地区では、周囲を堀や溝で区画された場所を新たに二カ所以上検出し、館跡が地籍図上の範囲よりもさらに東へ広がることを確認した。また、町跡地区の調査では、南北道路が急激に東へ向きを変えること、その両側には先の調査と同様に柱穴群や井戸、区画のための堀・溝が多数あること、北西の河川や南北道路西側溝からこの河川に向かっ





## 福島・江平遺跡

えたいら



(須賀川)

江平遺跡は、福島空港の南西約2kmの地点に位置し、遺跡は阿武隈川東岸の河岸段丘上に立地する。この付近は古代白河郡の北端にあたり、南東約10kmには白河郡家に比定される関和久遺跡などがある。本調査は、福島空港・あぶくま南道路の建設に伴うもので、一九九九年から二カ年にわたって調査

1 所在地 福島県石川郡玉川村大字小高字江平  
2 調査期間 一九九九年(平1) 四月―二〇〇〇年一月

3 発掘機関 調査主体 福島県教育委員会

4 調査担当者 調査機関 財団法人文化センター

5 遺跡の種類 財団法人文化センター遺跡調査課

6 遺跡の年代 旧石器時代―中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

が行なわれている。一九九九年年度の調査では、竪穴住居四〇軒、掘立柱建物が八〇棟、土坑二二六基、溝七一条、井戸八基、古墳三三基などが確認されている。このうち出土木簡と同時期あるいは連続する時期の遺構としては、遺跡西半の竪穴住居群と遺跡東半の掘立柱建物群がある。

竪穴住居群は八世紀中頃のもので大型住居を含み、主軸方向をすべて真北に揃えて計画的に配置している。掘立柱建物群は、四面掘付建物を中心とし、建物の向きや重複関係より、大きく二時期に区分される。前半期は四面掘付建物を中心として二―三種の建物だけで構成され、明確な区画施設を伴わない。後半期の四面掘付建物は、前半期の四面掘付建物より10mほど北側に移動して建てられ、同所で三回の建て替えがある。その南側には二重の溝やそれと平行する棚列、さらに門状建物が組み合わされた区画施設が造られる。これらの建物の年代は、木簡に記載された年紀よりは若干新しく、八世紀後半から九世紀前半頃と考えられている。なお、この周辺から「寺」と書かれた墨書土器が出土していることや木簡の記載内容から、本遺跡を仏教に関連する施設ととらえている。

木簡は遺跡南西部を流れる沢地から出土した。この沢地からは他に土師器や須恵器、竹製縦笛、木製容器・横槌・歛身などの農耕具、鉄製紡錘車、瓢箪や桃の種子などが出土しており、儀式に用いられた祭祀具を一括して投棄した可能性を考えている。



(1)

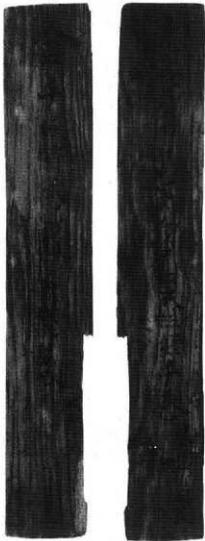
最<sup>〔勝方〕</sup>□□□□<sup>〔大井〕</sup>功徳四天王経千卷 又大<sup>〔散き〕</sup>□□□□百卷

合千卷百卷 謹皆万呂精誦奉 天平十五年三月□日

25×25×2.5

此月廿三日 伊弉册王 功徳四天王 功徳天品 大井功徳四天王

合千卷百卷 謹皆万呂精誦奉 天平十五年三月□日



左下端側面がわずかに欠損するが、ほぼ完形の短冊型をなす。墨書は表裏両面に認められる。裏面の「三月□日」の「□」は、「二」または「三」であろう。内容は、最勝王経のうち大井品・功徳品・四天王品の三品を「合千卷」、加えて大般若経「百卷」を皆万呂という人物が精誦したことを記録したものと考ええる。「天平十五年三月□日」は、精誦を終えて本木簡が書き上げられた日付だろう。

『続日本紀』天平一五年（七四三）正月癸丑（二三日）条には、正月一四日から「七七日」すなわち四九日間（終了日は三月三日）、全国各所で金光明最勝王経を転読させ、また大業徳国（大和国）の金光明寺において法会を行なって天下の模範とする。本木簡は、この「続日本紀」の記載と合致するものである。

律令国家は、当初は金光明経（四巻本・八巻本）、神亀五年（七二八）以降は金光明最勝王経（一〇巻本）を鎮護国家の根本經典の一つとして、全国に配布し、その転読を奨励していた。本木簡の表面の「大井功徳四天王」は四天王品・大井天品・功徳天品と三品を列記している点から、金光明経四巻本の巻二

を用いて精誦していたと考えられる。これは政府が金光明最勝王經一〇巻本の普及を奨励したが、天平期の諸国正税帳（例えば天平一年度伊豆国正税帳では「金光明経四巻」とみえる）から明らかのように、天平一五年段階でも地方では金光明経四巻本を使用していたことを裏付けている。

裏面の「…精誦奉」の記載方法については、經典名は異なるが大般若経では、一五世紀前半までは「…大般若経転読奉」という記載方式だったが、一五世紀後半末頃に「奉転読般若経」という形に変化すると推測されている（嶋谷和彦「中世遺跡出土の大般若経転読札」〔網干善教先生華甲記念 考古学論集 一九八八年〕。本木簡の記載は前者の方式に合致し、本木簡は、中世以降の大般若経転読札の先駆けとなることも指摘できる。

以上のように、律令国家が命じた金光明最勝王経の転読が諸国で実際に勵行されていたことを、本木簡の発見によつて、はじめて陸奥国南部の山間部において、しかも大寺院ではなく簡素な仏教施設と思われる場において立証した意義はさきわめて重要である。

なお本簡の解釈には、新川登龜男氏より御教示を頂いた。

#### 9 関係文献

福島県教育委員会・福島県文化センター「福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告二」(二〇〇一年刊行予定)

(福田秀生・平川 南(国立歴史民俗博物館))

# 宮城・市川橋遺跡

いちかわばし

## 1 所在地

- 1 宮城県多賀城市浮島字高平、市川字鴻ノ池
- 2 宮城県多賀城市浮島字高平

## 2 調査期間

- 1 一九九八年(平10) 四月～六月、一二月
- 2 一九九八年六月～一二月

## 3 発掘機関

- 1 多賀城市埋蔵文化財調査センター

## 4 調査担当者

- 1 石川俊英・千葉孝弥・石本 敏・鈴木孝行・武田健市・高橋圭蔵・菊地 豊・三浦幸子・車田 敏・堀口和代・佐藤恵子・文屋 亮

## 5 遺跡の種類

- 1 地方都市跡



(仙台・塩蔵)

## 6 遺跡の年代

奈良・平安時代

## 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

市川橋遺跡は、特別史跡多賀城跡の西方から南面一帯に位置している。多賀城跡の西側を南流する砂押川東岸の標高二～三mの微高

地上に立地し、面積約七〇万㎡にもおよぶ遺跡である。本遺跡の本格的な調査は一九七五年から開始され、奈良・平安時代の遺構が広範囲に分布していることが明らかとなっている。特に隣接する山王遺跡とともに多賀城南面に施工された方格地割りの存在が明らかとなったことは、古代地方都市のあり方を解明する上で貴重な成果となっている。

## 一 第二四次調査

本調査は、大規模開発に伴う事前の総合確認調査として、多賀城跡南面に位置する浮島字高平、市川字鴻ノ池地区を対象に実施した。発見した遺構には、多賀城に向かって延びる幅三三mの南北大路やそれと直交する幅二二mの東西大路、これらを基準として施工された幅五～六mの道路、掘立柱建物、堅穴住居、河川などがある。遺物には、「安」「真」「神」「伍正」「藤」などと記した墨書・刻書土器も出土している。

木簡は、南北大路と東西大路の交差点から約一四〇m東側を南北方向に区画する溝SD九四六から出土した。SD九四六は幅三・三m以上の溝であり、周辺の調査成果から長さは一六〇m以上にわたっていることが判明している。出土した遺物より九世紀中頃を中心とした年代が考えられる。

## 二 第二五次調査

本調査は、土地区画整理に伴う事前調査として実施した。墨書土

器が多く出土しており、「政所」「酒杯」「磯上」「大」「刀」など  
とある。また、木製の底部に「宅」と記した墨書木器も出土して  
いる。本木簡は南北大路と東西大路の交差点から東に約一六〇mの  
地点の井戸SE九四八から出土した。SE九四八は直径約二・四m  
の素掘りの井戸で、木簡は埋土二層から出土している。年代は、出  
土した遺物から九世紀初頭頃と考えられる。なお、溝SD九四六か  
ら木簡が一点出土しているが、墨の残りが悪く内容は不明である。

8 木簡の釈文・内容

一 第二四次調査

(1) ・「o」<「」

天長六年二月六日  
隊長部人

(123)×22×6 028

付札木簡である。表面は墨痕が薄く判読不可能である。上端は表  
面および裏面に切り込みを入れ折っているのみである。上端部には、  
径二・五mmほどの小孔が確認できる。

二 第二五次調査

(1) ・「」<「五斗黒春」

・「」<「七月廿八日」

115×24×10 028

黒春(玄米)の付札である。上端・下端ともに、表面および裏面

から刃を入れて折っている。

9 関係文献

多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第五五集 市川  
橋遺跡』(一九九九年)

同『多賀城市文化財調査報告書第五七集 市川橋遺跡』(一九九  
九年)

(武田雄市)



二(1) (裏は赤外線写真)

一(1) (表は赤外線写真)

宮城・山王遺跡  
まきのう

- 1 所在地 宮城県多賀城市南宮字八幡
- 2 調査期間 一 一九九一年(平3) 四月～二月  
二 一九九二年四月～一九九三年二月
- 3 発掘機関 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 一 千葉孝弥  
二 瀧口 卓・千葉孝弥
- 5 遺跡の種類 地方都市跡
- 6 遺跡の年代 弥生～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙 台)

山王遺跡は仙台市の中心部から北東約一〇km、特別史跡多賀城跡の南西に広がる遺跡である。本遺跡のある多賀城市西部は、地理的にいうと広義の仙台平野の北東部にあたり、仙台市東部から続く広い沖積地の一部にあたる。そのうち、J

R東北本線岩切駅から多賀城跡にかけての県道泉・塩釜線沿いの地域は、標高五～六mの微高地となっている。この微高地は、七北田川や多賀城跡の西側を南流する砂押川の沖積作用によって形成された自然堤防と考えられており、本遺跡をはじめ多くの遺跡が残されている。

一 第二次調査

本調査区は特別史跡多賀城跡の南西約三〇〇mの地点に位置する。一九八八年度から自動車専用道路建設に関わる調査が行なわれ、古墳時代から近世にかけての遺構・遺物が多数発見されている。中世の屋敷跡や平安時代の街区の下層からは奈良時代の遺構が発見されており、その内SE五二〇八井戸から木簡一点が、SD一八〇溝から木簡一点が出土している。SE五二〇八出土木簡については本誌第一八号に紹介しているので、ここではSD一八〇溝出土木簡をとらあげる。SD一八〇溝跡は幅約四・二mの大溝である。これまでの調査で一〇m以上にわたって検出しており、区画溝と考えられる。堆積土は大きく二分され、上層からは多量の土器・木製品をはじめ漆文書、漆沙冠などが出土している。上層はさらに二層に細分され、一層からは漆紙一号文書、二層からは漆紙一号文書、そして今回紹介する木簡が出土している。漆紙文書の年代などから、SD一八〇溝跡上層の年代は概ね八世紀中葉頃と考えられる。漆紙文書についてはここに釈文を掲げておく。詳しくは関係文献を参照。



具注暦の断簡であり、候風暦の天平宝字七年（七六三）二月下旬から三月にかけてのものとは比定可能である。

二 第一七次調査

第二二次調査区の東側にあたる。木簡はSK五四三二土坑から一点出土した。SK五四三二土坑は、平面形が長辺七・七m短辺〇・八一・三mの長方形を呈し、漆紙四号文書や漆器皿の破片などが出土している。それらの遺物から、SK五四三二土坑の年代は八世紀前半頃と考えられる。それ以外の遺構からも、この調査では計六本の漆紙文書（三号一八号）が出土しているので、主なものについてはここに釈文を掲げておく。

漆紙文書三号

小子

×年□…歳

少×

×年伍拾歳

正丁

×陸拾伍歳

老女上<sub>十</sub>并<sub>十</sub>口<sub>十</sub>白<sub>十</sub>白<sub>十</sub>口<sub>十</sub>

×口<sub>十</sub>卷<sub>十</sub>拾<sub>十</sub>不<sub>十</sub>□…□…男<sub>一</sub>一<sub>一</sub>老<sub>一</sub>一<sub>一</sub>見<sub>一</sub> 口<sub>一</sub>陸<sub>一</sub>女<sub>一</sub>

×課見半輪<sub>手</sub>

財部小里年伍…伍歳

正丁課戶

妻財部古栴売年伍拾肆歳

丁妻

男財部得麻呂年貳拾玖歳

男財部真得年貳拾伍歳

女財部得刀自売年拾伍歳

女財部真得売年拾貳

□□□貳

二層に重なり、さらに小断片が散乱した状態で出土した。内容は、計帳とみて問題ない。「駅家里」の記載から、作成時期は里制または郷里制下に求められる。

漆紙文書四号

(漆付着面)

形見<sub>年</sub>×<sub>形</sub>

出拳八百卅四束

□貳課見輪

戸男<sub>年</sub>獲子<sub>小</sub>

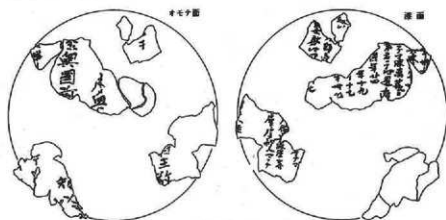
戸叔父<sub>年</sub>那<sub>年</sub>智<sub>年</sub>見<sub>年</sub>輪

戸女古栴<sub>年</sub>呼<sub>年</sub>□<sub>年</sub>

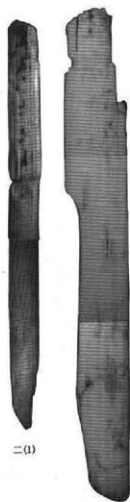
(オモテ面)

土師器に付着した状態のまま出土した。内容は、漆付着面は計帳様文書、オモテ面は出拳・借貸関係の文書と考えられる。計帳様文書は大正二年（七〇二）御野国戸籍の様式に近く、養老五年（七二

1999年出土の木簡



漆紙文書一号



(赤外線画像)



漆紙文書三号



(一) 以前の様式ではないかという指摘がある(関係文献)。また付着している土器も八世紀前葉のものと考えられる。

漆紙文書五号

麻呂参

〔麻呂カ拾カ〕

□□肆

□□参

吉□侯部

侯□部カ)

木□部カ)

□□

(他に異筆で「△」□□(真)など墨痕多数あり)

不規則に折り畳まれた状態で出土した。「吉□侯部」は「吉美侯部」または「吉弥侯部」だろう。『続日本紀』天平勝宝九歳(七五七)三月乙亥条には、「君子部為吉美侯部」とあり、本文書の作成年代もそれ以降に求められる。

漆紙文書六号

(添付着面)

□□

男□□マ智足 丸子マ乙万

□□全女□□

□□

(オモテ面)

重□□

重□□□

## 8 木簡の釈文・内容

### 一 第一二次調査

#### (1) 渠□□仍注事状申送

(16) × (21) × (3) 881

上下端とも欠損しているが、文書木簡の書き止め部分と判断できる。それ以上の内容については不明である。

### 二 第一七次調査

#### (1) 嶋□□□□□□□□

(11) × (12) × (6) 181

右半分が二次的加工によって木簡の墨痕が失われている。内容については不明である。

木簡・漆紙文書の釈文・内容については、関係文献中に平川南氏の報告があり、本稿はそれを引用・要約したものである。

### 9 関係文献

多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡Ⅰ―仙塩道路建設に係る発掘調査報告書」(一九九七年)

(鈴木孝行)



(一) 図

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
 柳之御所遺跡はJ R平泉駅の北方約六〇〇m、平泉市街地の東端の岩手県西磐井郡平泉町柳御所から宇伽羅楽地内にかけて所在する。北上川によつて形成された標高二五m前後の低位段丘縁に立地し、その面積は約一萬m<sup>2</sup>である。  
 一九八八年から実施された緊急発掘調査で、遺跡を

## 岩手・柳之御所遺跡

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町宇伽羅
- 2 調査期間 一九九九年度調査(第五〇次調査) 一九九九年(平)五月一〇日

- 3 発掘機関 岩手県教育委員会
- 4 調査担当者 齋藤邦雄・羽柴直人
- 5 遺跡の種類 厨師跡
- 6 遺跡の年代 平安時代(二世紀後半)

柳之御所遺跡はJ R平泉駅の北方約六〇〇m、平泉市街地の東端の岩手県西磐井郡平泉町柳御所から宇伽羅楽地内にかけて所在する。北上川によつて形成された標高二五m前後の低位段丘縁に立地し、その面積は約一萬m<sup>2</sup>である。

囲む大規模な堀、圍池・塙・掘立柱建物・井戸などが検出され、「吾妻鏡」に記された奥州藤原氏三代秀衡の平泉館であると推定されている。九七年度に国の史跡指定を受け、九八年度から当教育委員会が史跡整備に向けた資料収集を目的として調査を実施している。本年度は圍池跡の北東域を中心に、約一八〇〇m<sup>2</sup>の発掘調査を実施した結果、一二世紀後半の掘立柱建物二棟・塙三条・土坑三基・井戸状遺構三基・土器集中区一カ所を検出した。今回紹介する木簡は、一二世紀後半の五〇S E三井戸状遺構の埋戻土中から出土した。この井戸状遺構は、開口部の径約二・二m深さ約三・〇mを測り、当遺構からは、完形かわらけをはじめ漆塗り木製品・折敷などの各種木製品や漆の染みこんだ麻布で器表面が覆われた完形の白磁四耳壺等が出土している。また文字資料についても、本遺構からは他に銅印一点と、木片に判読不能の文字や絵画の一部を記していると推定されるものが八点出土している。

銅印は完存し、「磐前村印」という文字を二行に陽刻する。印面の縦横四四四方、印面から把手までの高さ三七mm、重さ一六七・四gである。印面の角はやや円みをもち緩やかに反り返っている。摘みの部分は弧状で、孔は穿たれていない(弧縁無孔)。紐の裾の部分に印の方向を示す「上」の文字が刻まれている。銅製の鑄造印で型から取り出した後、タガネ状工具で細部を加工し調整している。朱と思われる赤色顔料が目詰まりの状態で見られることから、実

際の使用が認められる。ただし刻まれた文字などの後縁部に磨耗が少なく、使用頻度はそれほど高くなかったと思われる。「磐前村」は、奥州藤原氏支配圏内に所在する地名を記したものと推定されるが、比定地を特定するには至っていない。

### 8 木簡の釈文・内容

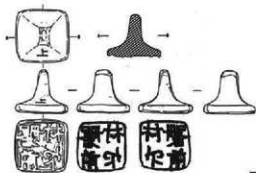
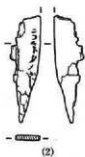
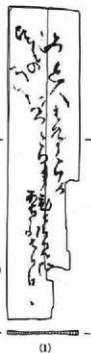


・ニコム□□□ノ□□

(1)は、折敷底板の片面の一部に文字が記されている。未解説である。基本的には段を変え三行取りで文字を書いたと推定される。さらに、一行目の左側、二行目の上部に斜めに数行文字が記されている。一見無秩序に文字が記されているように見えるが、この資料に類似した例は過去の調査でも出土している（本誌第一三号）。

(2)は、円形曲物の底板の周辺部の両面に文字が記されている。上半及び側面が欠損していることから、文章の一部と推定される。表面にも墨痕の一部が認められる。

なお、銅印については国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示、ご協力いただいた。



### 9 関係文献

岩手県教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書 柳之御所遺跡第五〇次発掘調査概報」(二〇〇〇年)

平泉町教育委員会「銅印と白磁四耳蓋」シンポジウム資料(一九九九年)

(斎藤邦雄)

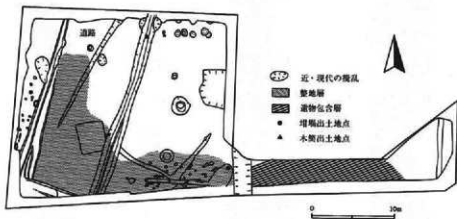


(一) 図

本調査は、「毛越寺街路」建設に伴うものである。調査対象区は、県道「毛越寺・厳美線」の東端北側で、今次は七六六mを調査した。周辺部はこれまでに、七九次にわたる発掘調査が行なわれ、この結果東側に隣接する泉屋遺跡と共に、一、二世紀奥州藤原時代の中心である「都市平泉」を考察する上で貴重な資料を多数提供している。本調査で検出された主な

## 岩手・志羅山遺跡 (1)

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉子志羅山
- 2 調査期間 第八〇次調査 一九九九年(平1) 四月～八月
- 3 発掘機関 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 酒井宗孝・安藤由起夫
- 5 遺跡の種類 都市跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



遺構配置図

遺構は、一二世紀の道路、井戸、土坑、柱穴群、铸造関係の遺物を中心とする包含層などがある。

今回報告する二点の木簡は、調査区西側を南北に走る道路東側溝の北端部から出土したものである。道路は、一九九四年度の第六六次調査で検出された遺構で、確認された部分の総延長は約三〇〇mとなる。南端部から約二〇〇mは真北方向に向かい、それより北では一一一八度東に傾く。今次調査区の北側は未確認であるが、このまま延長すると無量光院の東縁に接する角度である。側溝は、幅〇・五五―二m深さ三―九五cmを測り、少なくとも一回の掘り返し〔改修〕が行なわれたことが確認された。木簡以外には形代や木器部材などの木製品は、かわらけ、瀧美・常滑産の陶器が出土している。なお、土坑からは墨書を有する木屑が出土しているが、文字かどうかも不明。また、井戸跡からは平仮名「うき」が墨書されたかわらけの破片が出土している。

8 木簡の釈文・内容

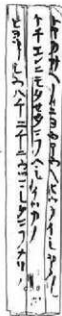
- (1) 「トヤカサキノニヨウホウキヤウノイシヲハ  
ケチエンニモタセタマフヘシイツカノ。  
ヒヨリシウハチニチニウツニシタマフナリ。」  
〔ヤカ〕 273×51×4.5 011

(2) 「一一二三四」

206×57×4.5 061



(1)



(1)



(1) (赤外線画像 部分)



(2)

(1)は、上下両端に1—2mm幅の削ぎ取り面、下端から2・4mmに  
 径約2mmの穿孔二個を持つ。墨書は表面にのみ認められ、片仮名五  
 五文字が記されている。三行目「三文字目の「ニ」は「マ」の可能  
 性もある。解釈及び内容は検討中であるが、「トヤカサキ」は地名  
 で、毛越寺別院の金剛院島屋ヶ崎坊の可能性が高い。「ニヨウホウ  
 キヤウノイシ」が「如法経の石」とすれば、兵庫県尼崎市大物遺跡  
 などから出土している「礫石経」の可能性があり、「結縁に礫石経  
 を持ってきてほしい」との依頼文と考えられる。これ以下の文は詳  
 細は不明であるが、「五日の日より十八日に写にし給うなり」と読  
 むこともできる。

(2)は、左側の上下隅の角が取られ、折敷の底板と考えられる。墨  
 書は表面のみに認められ、三及び四が異体となるが、一応「一二  
 三四」と読める。

文字の解読及び解釈にあたっては、入間田宣夫氏、川島茂裕氏、  
 藤原良章氏にご教示いただいた。(酒井宗孝(花巻市教育委員会))

## 岩手・志羅山遺跡 (2)

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山
- 2 調査期間 第八二次調査 一九九九年(平旦)九月一〇月
- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 及川 司
- 5 遺跡の種類 屋敷地跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(一 簡)

志羅山遺跡は平泉遺跡群の中心域の南端に位置し、海拔標高二四〇三三mの段丘上に広がる。全体的には北西から南東方向へ緩やかに下がる地形で、旧小河道の低地も観察できる。遺跡の南側には比高で三m低い太田川周辺の沖積低地があり、旧河道の低地はこの沖積低地の方向に向かっている。

一九九七年度に勤岩手県文化振興事業団埋蔵文化財

センターによって行なわれた志羅山遺跡第六六次調査では、一二世紀の池が見つかり、鉄地銅象嵌の帯をはじめ、笹塔婆が四七点出土した（本誌第二〇号）。

今回の第八二次調査区はこの約一〇m西側にあたり、池の北汀線の統きを検出してている。池は当初池として使用された後、生活用品の廃棄場になっている。廃棄層からはかわらけとともに漆器・鏡・下駄・箸・火鑽杵・部材などの木製品が多数出土した。そして池底の堆積土から笹塔婆三点が出土している。三点のうち、(1)(2)は墨が消えているものの墨の跡が浮き上がったように認められ、(3)は墨痕が薄れ明瞭でない。

第六六次調査では池の構築年代は二二世紀中葉で、二二世紀後半に機能していたとし、埋没沢の埋め立てと同時に池が構築されていることや、平泉中心地の南端に位置することから、周辺地を含めた大規模な造成に関連して造られた池で、けがれを都市の外に流す「穢」が行なわれていたことも想定している。

今回の調査で得られた新たな知見としては、池の形状が単純ではなく汀線に出入りがあり、規模としても東西長五m以上、南北長一七mはあること、そして笹塔婆は明らかに池として機能していた初期の泥土層から出土していることである。年代としては二二世紀中葉の構築であることに異論はない。

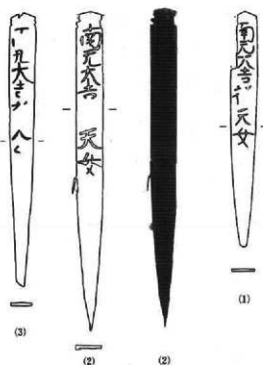
8 木簡の釈文・内容

- (1) 「く南无大吉祥天女」 1.5×4.5 cm
- (2) 「く南无大吉天女」 1.8×4.5 cm
- (3) 「く南无大吉□□□」 1.5×4.5 cm

第六六次調査出土の笹塔婆はその多くが「く南无大吉祥天女」であった。この三点もおそらく同じであろう。

9 関係文献

勸岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『志羅山遺跡第四六・六六・七四次発掘調査報告書』(二〇〇〇年) (及川 司)







(縮小)

遺跡は鶴岡市街地の南西部「R羽越本線羽前大山駅南側の水田地帯」に所在しており、付近には、この地方では数少ない古墳時代の遺跡が点在している。庄内平野の地域で、古墳時代の遺跡の集中的な分布は他には見当たらず、この地域の特徴として注目されている。遺跡の東西には大山川や湯尻川が北流しており、

## 山形・山田遺跡

やまだ

- 1 所在地 山形県鶴岡市大字山田字油田
- 2 調査期間 一九九九年(平1) 五月～二月
- 3 発掘機関 (財)山形県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 須賀井新人・多田和弘
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 六世紀後半、八世紀中期～九世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、都市計画街路事業「山田善宝寺線」に伴うものである。

集落遺跡はこれら河川によって形成された自然堤防状の微高地に立地していると考えられる。

本遺跡は工業団地造成を契機として、鶴岡市教育委員会により一九九六年度から継続的に発掘調査が行なわれている。今回は道路改良に伴い、現渠道を含む六一〇〇㎡を対象に調査を実施した。時期は六世紀後半を主体とし、隣接する鶴岡市教育委員会の調査区では四〇棟以上の住居跡が確認されている。

今回の調査で検出された遺構は、古墳時代の溝や平安時代の土坑などが主で、住居跡は発見されていない。南北に長い調査区の北半域からは穏やかに蛇行する旧河道を検出している。幅約一五m深さ一mほどを測り、堆積は大別三層からなる。下層の出土土器は土師器と須恵器で形成され、器形や調整技法から八世紀中葉の所産と判断される。中層では須恵器のみが認められ、器種も供膳形態に限られる。底部の切離手法から八世紀末～九世紀前半までの時期と考えられる。上層出土の土器には土師器・須恵器・赤焼土器(ロクロ土師器)の種類があり、九世紀後半に比定される多くの遺物が出土した。中層は腐植粘質土壌であるため木製品の遺存状態に優れ、皿・碗や箸などの食器のほか、煮串などの祭祀具も多数出土している。その他、曲物などの容器類や農具、構状・枕状のものなど多様である。今回報告する木簡一点は、この中層と下層の境界より出土したものである。

(1) ・□驛驛四皿驛子人□<sup>〔食カ〕</sup>

・「大辟マ 麻績マ 長浴マ 六人

大伴マ 大日子マ 小長浴マ 六人

(35) X 4 X 3 019 ●

下端が欠損しているが、原形は頭部にまるみを若干つけた短冊型と考えられる。厚さが均一でないことから、繰り返し使用されたと思われる。

表面の冒頭部分の五文字は「驛」字あるいはその一部の習書と考えられるが、以下の「驛子人□<sup>〔食カ〕</sup>」は意味を持った文章と思われる。

裏面は現状で人名（ウジ名のみ）八人が列記されており、表面の文字ともすべて同筆と判断される。したがって、五文字習書したのちに「驛子……」以下、裏面の歴名まで一連の内容を持った文書を記していると判断することができる。また、裏面の人名はその駅子を列記したものと考えられる。ただ、文書木簡としては、文書の差出人および受取者が見えず、「請」などの文言も表面に見られないことなどから推察して、物資の出納に関する書きつけや覚え書き、あるいは役所の事務用の整理カードなどの性格を有した記録簡と考えるべきだろう。

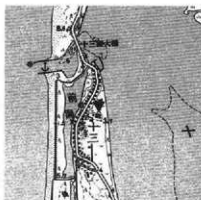


以上から、本木簡は主要道に設置された駅家に関連し、そこに勤務する駅子人の食料支給に関するものと推測する。

本遺跡が所在する鶴岡市は、古代の出羽国田川郡に属している。「延喜式」によれば東山道は田川郡を経由しておらず、また北陸道は越後国蒲原郡の伊神駅までしか記載されていない。おそらく、越後国から出羽国田川郡經由で出羽国内の東山道ルートへ接続する連絡路が通じていたと思われる。従来は北陸道の延長ルートを想定する明確な資料が存在しなかったことから、注目すべき資料の発見といえよう。

なお、本木簡の釈文にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示・ご協力いただいた。

(須賀井新入)



(小) 泊

傾めた中世には、在地の家

十三湊遺跡は本州の最北端、青森県の日本海側に面した十三湖西側の半島状に伸びた砂丘一帯に位置する。遺跡の規模は南北約一・

- 1 所在地 青森県北津軽郡市浦村大字十三湊
- 2 調査期間 第七六次調査 一九九七年(平9)八月～十二月
- 3 発掘機関 市浦村教育委員会
- 4 調査担当者 柳原滋高
- 5 遺跡の種類 港湾・集落跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀～一五世紀中頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

五km、東西が最大で五〇〇mを有する。十三湖周辺は、津軽平野を縦断して流れる一級河川・岩木川の河口に位置し、古くから岩木川流域を通じて結ばれた内陸部との交易流通の拠点であった。また、十三湊が繁栄を

## 青森・十三湊遺跡

族、安藤氏が台頭し、日本国家の北の境界地として、また環日本海交易の中で蝦夷が島(北海道)との北方交易の拠点として、十三湊を支配した。

一九九一年～九三年にかけて行なった国立歴史民俗博物館の調査によって、中世の十三湊を大規模な港湾都市遺跡として捉えるようになった。そこでは、明治期の地籍図や戦後撮影された航空写真の判読を通じて、領主・家臣屋敷、町屋、及び港湾部など、都市全体の復原案を提示できるに至っている。この復原案をもとに九四年から地元市浦村教育委員会が、九五年から青森県教育委員会が、それぞれ十三湊遺跡の学術調査を進めている。

本調査は推定された領主館の確認調査である。検出された中世遺構を見ると、屋敷割りの区画溝の中に、掘立柱建物・井戸・堅穴遺構・集石遺構・土坑(土塚墓の可能性のあるものも含む)などが見られる。特に注目される点は、二六基の井戸が検出されたことである。この場所が頻繁に居住空間として利用されていたことがわかる。そのうち、井戸SE〇二から今回報告する木簡が出土している。SE〇二からは、井戸枠内に廃棄された集石中から数十点ほどの京都系かわらけ(二五世紀中頃)が、さらに下層からは多量の白木の箸が出土していることから、北日本では非常に珍しく、京都のかわらけ文化を真似た宴会儀礼を行なっていたことが明らかとなった。木簡は、井戸枠の部材として利用された薄い硬板材に、文字が記されて

いたもので、木簡を二次的に井戸枠に転用したと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「之身□候

事と申として候(花押)

(2) (長)×(幅)×(厚)

わずかに湾曲する薄い板材の内側に墨書がある。材の上半から中央にかけて墨書がある。材の上端と右側面は削られた痕跡を残すが、左側面と下端は破損している。断片なので文意は明確でないが、二行目の文末に花押と思しき墨痕があり、書状様の木簡かと考えられる。一行目の三文字目は「た」の可能性もあり、そうならば「□候」は「たり」となろう。

9 関係文献

青森県市浦村教育委員会「十三溪遺跡―第一八・七六次発掘調査概報 遺構・遺物図版編―」市浦村埋蔵文化財調査報告書第一〇集

(1) 1000年)

(117・9 柳原滋高, 8 綾村 安(奈良国立文化財研究所)

木簡研究 第一九号

巻頭言

町田 章

一九九六年出土の木簡

- 概要 平城宮跡 平城京跡 藤原宮跡 善仁宮跡 長岡京跡 平安京跡
- 左京八条三坊十四町(八条路) 末葉跡群 大坂城跡 広島藩大坂殿屋敷跡
- 榎葉野田西遺跡 三条九ノ坪遺跡 大物遺跡 深田遺跡 安倉南遺跡
- 明石城跡坤櫓 明石城武家屋敷跡 袴狭遺跡 印場城跡 角江遺跡
- 御殿・二之宮遺跡 川合遺跡志保田地区 北条小町邸跡 伊興遺跡
- 丸の内三丁目遺跡 汐留遺跡 江戸城外堀跡牛込御門外橋跡 尾張藩上屋敷跡
- 青山学院橋内遺跡 岡部桑里遺跡 上山神社遺跡 湯ノ部遺跡
- 観音寺城下町遺跡 小谷城跡 高山城三之丸遺跡 松本城三の丸跡
- 土居尻 松本城下町跡伊勢町 前橋城遺跡 大依田遺跡 根岸遺跡
- 泉平館跡 山王遺跡 舟場遺跡 無量光院跡 志羅山遺跡 後田遺跡
- 亀ヶ崎城跡 宮ノ下遺跡 上高田遺跡 大相遺跡 弘田遺跡 長田南遺跡
- 金石本町遺跡 田尻遺跡 大坪遺跡 舞臺遺跡 馬寄遺跡 下町・坊城遺跡
- 新免田城跡 日久美遺跡 天神遺跡 三田谷I遺跡 湯の果東遺跡
- 吉川元春館跡 長登銅山跡 飛田坂本遺跡 博多遺跡群 香椎B遺跡
- 鞠智城跡 前田遺跡 那覇港周辺遺跡群旧東村地区

一九七七年以前出土の木簡(一九)

美作国府跡

韓国出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡二題

書評 山里純一著『沖繩の服除けとまじない―フーフダ(符札)の研究―』

書評 東野治之著『長瀬王家木簡の研究』

巻報 額価 五五〇〇円(送料六〇〇円)

李 成市 山里 純一 高島 英之 鶴見 泰寿



(高塚川)

福井県若狭地方の中央に、東西方向に広がる狭小な小浜平野がある。高塚遺跡はこの平野を西流する北川の右岸に立地し、遺跡名の由来でもある高塚集落の西側に位置する。この遺跡の背後（北側）には、平野部と若狭湾を区切っている尾根群が存在し、遺跡のすぐ南には前記した北川が支流を集めながら西流する。高塚遺跡は弥生時代後期と奈良時代の複合遺跡であ

## 福井・高塚遺跡

たかつか

- 1 所在地 福井県小浜市高塚
- 2 調査期間 一九九九年（平成）三月～一〇月
- 3 発掘機関 小浜市教育委員会
- 4 調査担当者 松川雅弘・下仲隆浩・西島伸彦
- 5 遺跡の種類 集落跡（二世紀、官衙跡（八世紀）
- 6 遺跡の年代 二世紀、八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

り、すぐ西には弥生時代前期の丸山河床遺跡が存在する。また、北川を渡り南に向かうと、若狭国の国衙推定地である遺敷地区（せきぢく）があり、その東には若狭園分寺跡がある。

本調査は宅地造成によるもので、調査区域は当該遺敷区域内の道路建設によって消滅する部分を対象とした。この地所は高塚遺跡の西端に位置し、遺物の表面採取状況からすると、中心はさらに東に片寄ると思われる。調査面積は約九七〇㎡である。

本調査で確認された奈良時代（上面）の主な遺構には、片面廂を持つ二間×四間以上と方二間の掘立柱建物、湿地・溝（SD101～106）、そして古墳時代後期から続く大溝（SD107）がある。片面廂の掘立柱建物は長軸を南北方向に設定しており、規格性を持つて造られたものと考えられる。また、湿地と北川に挟まれた制約のある用地を活用するために、できる限り建物を東の湿地側に寄せて廂を西側に設けていることから、西側を意識した建築構想が見える。

上面遺構に関連しては、須恵器（杯身）を中心とした遺物が出土している。その中で注目すべきものには、製塩土器と建築部材として人形がある。人形は溝（SD105）から出土しているが、木簡を始めとして、製塩土器・建築部材のほとんどは湿地の汀線付近から出土している。その状況は他の遺物や有機物と混在する状態で検出されており、隣接する掘立柱建物などから廃棄されたものか、そ

の建物自体が廃棄されたときに同時に廃棄されたものと考えられる。平城宮跡など出土の若狭国関連木簡の大部分が、調塩の荷札木簡であることもわかるように、若狭国は律令国家の税制の中で、

調として塩の買納を義務付けられている。この点から本遺跡で、製塩土器が木簡と共存して出土し、さらに溝から人形が出土していることは注目される。これに加え、地理的に重要な項目として次の二点が挙げられる。まず、尾根を挟んだ若狭湾岸の集落ごとに製塩遺跡が存在し、それらの集落と内陸部の集落が現在も経済的関係を持っていること。さらに、川を挟んだ南側には若狭国の国衙推定地が存在することである。これらのことから、高塚遺跡は塩の生産地と若狭国の行政の中心地を結ぶ位置にあり、内陸部における「調塩」もしくは「調塩用の塩」の集散地であったことが推察される。さらには、当遺跡上面で検出された掘立柱建物遺構は、官衙もしくはそれに準じる施設であったと考えられる。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### (1) 「<戸主大乃真」

(B) X 13.5 X 5 809

上端に切り込みがある付札だが、右上端と六文字目以下の部分が欠損しているため、その内容は不明である。また、裏面が削られているため、当初の状態は把握できない。「大部真……」に関連のある荷物につけられた木簡であると考えられる。

なお、本木簡の釈読にあたっては、奈良国立文化財研究所の史料調査室の方々にご協力いただいた。

(松川雅弘)





(永平寺・大野)

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は戦国大名越前朝倉氏の居城、城下町の遺跡として広く知られている。本調査地は朝倉義景館の、一乗谷川をはさんで対岸の場所の字「青藤」にあたり、一九九五年に完成した「町並立体復元地区」の北に位置する。関連史料から、字名の由来は朝倉義景の室少将の父「斎藤兵部少輔」の屋敷跡とみられる。今回の調査では約二〇〇㎡を発掘し、

## 福井・一乗谷朝倉氏遺跡

いちょうやうだにわくらし

- 1 所在地 福井市城戸ノ内町
- 2 調査期間 一〇四次調査 一九九九年(平1) 四月～十二月
- 3 発掘機関 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
- 4 調査担当者 南洋一郎・佐藤 圭・水村伸行・宮水一美
- 5 遺跡の種類 戦国城下町跡
- 6 遺跡の年代 一五世紀～一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

南北方向の道路及び土壘石垣・門五・礎石建物八・土蔵一・井戸四・石積施設五・溝一二・暗渠三など多数の遺構を検出した。遺物の構成は当遺跡の他の武家屋敷の出土例に類似し、陶磁器・木製品・金属器・石製品などからなるが、墨書木製品は一点だけである。その他漆器手箱や小札・綴がまとまって出土し、有力武将の屋敷だったことがうかがえる。今回報告する木簡は、南北道路西側の大規模な武家屋敷跡の青灰色粘土層から出土した。

### 8 木簡の釈文・内容

#### (1) 「青藤」

55×60×5.5 mm

ややいびつな円形の板に二字を墨書したもので、左側の一部を欠く。当遺跡では直径5cm程度の小型曲物容器の部品が多数出土しており、大きさからみてこれに関連する遺物とみられる。文字はこの小型曲物容器の内容物を識別するために記されたものと考えられ、サケの背わたの塩辛を指すものとみられる。

(佐藤 圭)



## 福井・福井城跡 (1)



(福井)

庭園の入口に面した市道に  
おける、電線地中化に伴う

調査地一は、名勝栗沼館  
一〇〇m離れている。

調査地一・二ともに福井  
城跡の北の外曲輪に位置し、  
調査地点は東西方向で約

- 1 所在地 福井市宝水三丁目
- 2 調査期間 一 一九九九年(平1) 四月～七月  
二 一九九九年四月～二〇〇〇年三月(九九九  
年度調査、継続中)
- 3 発掘機関 福井市教育委員会
- 4 調査担当者 一 澤繁忠・天谷賢一・田中伸卓・免美智代  
二 長谷川健一・天谷賢一・田中伸卓
- 5 遺跡の種類 近世城郭跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構  
の概要

調査である。この庭園は福井藩主松平家の別邸、御泉水庭敷の跡を  
復原整備したものである。

庭園は過去の発掘調査の結果から、現在の敷地より広がったこと  
が判っており、調査地一も敷地内にあたる。調査では庭園の続きの  
ほかに、外堀跡、導水用木樋などを検出している。

木簡(1)は、二区遺構四という江戸時代初頭の漆から出土した。

調査地二は、本誌第二二号で報告した調査地二の継続調査である。  
一九九九年出土の木簡は、調査地南側に位置する武家屋敷内のゴミ  
穴から出土している。木簡(1)は、一七世紀中頃と想定するゴミ穴か  
ら、(3)は一七世紀後半、(2)は一八世紀後半の各ゴミ穴から出土した。  
この他に明治時代の木簡も三〇点ほど出土しており、福井県吉田  
郡から農産物を納めたことを示すものや、学年を記すものなどが見  
られる。これらは調査地が廃城後、松平家の管理地を経て、小学校  
として戦前まで利用されたことを示す資料と考えている。

8 木簡の釈文・内容

一 調査地一

(1) ・／＼納子入

・／＼高累郡出乙

福井市教育委員会蔵

上端左右に切り込みが入り、下部は欠損している。両面に墨書が  
認められるが、文意は不明である。



二 調査地一

S四一 (7ミ穴)

(1) 「。□可□右。」  
【構文】

110×29×5 011

S九一七 (7ミ穴)

(2) □□□□□□  
【卯か】

(73)×14×5 061

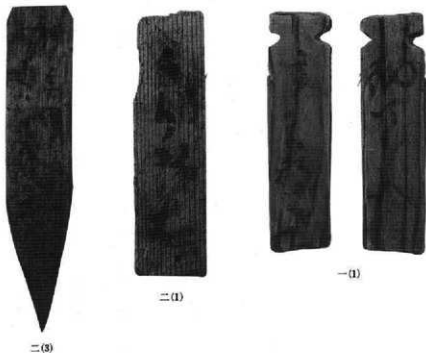
S三三一一 (7ミ穴)

(3) 「飾木三ツ□□  
 烏中取ま志り出之」

265×68×4 051

(1)は方形を呈し、上下に方形の穴が穿たれている。(2)は上下ともに破損している。(3)は上端の左右を切欠き、下部は削って尖らせている。三点とも文意を解していない。

木簡の釈読については、福井市郷土歴史博物館の足立尚計氏の協力をお願いした。また、調査地一に関しては三澤繁忠氏の、写真は天谷賢一、青木元邦両氏の協力を得ている。  
 (長谷川健二)



## 石川・観法寺遺跡

かんぼうじ

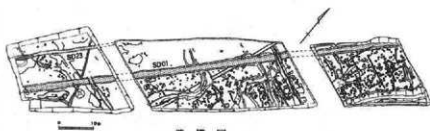
- 1 所在地 石川県金沢市観法寺町
- 2 調査期間 一九九九年(平1) 五月～八月
- 3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 松浦郁乃・荒木麻理子
- 5 遺跡の種類 集落及び道路跡
- 6 遺跡の年代 三世紀・八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(金沢)

本遺跡は、金沢市の北東部に位置する。北西方向には河北潟が広がり、北は能登、東は低い丘陵地帯を越えると富山県となる。後背丘陵上には観法寺古墳群、その谷部には中世の観法寺谷遺跡が存在する。周辺の同時期の遺跡としては、北方約八〇〇mに七世紀末～八世紀前半の今町A遺跡が存在する。

今回は、約二五〇〇㎡について調査を行なった。そ



道構図

の結果、古墳時代初頭の土器及び玉造関係の遺物が出土した溝、奈良時代とみられる掘立柱建物や井戸、ほぼ平行して走る二条の溝を確認した。うち一条は、調査区を貫通するように、約二〇〇mにわたって確認され、SDO一とした。幅約二m深さ〇・五〜〇・七mを測り、遊台形の断面形態を呈する。SD二三としたもう一方の溝は約二〇m確認され、幅約一m深さ〇・五mを測り、SDO一と同様の断面形態であった。この二条の溝の性格としては、道路遺構の側溝部分と考えられる。道路幅は側溝心々距離にして約九mを測る。路面に硬化部分は認められなかった。その規模や地理的な条件、埋没時期から北陸道駅路の可能性が考えられる。

木簡は、SDO一から出土した。この溝出土の土器類は、八世紀末頃の須恵器が多く、墨書土器と思われる個体も数点見られたが、いずれも判読不能であった。また、転用視も数点確認できた。木製品は、建築部

材とみられるものがほとんどであった。

8 木簡の釈文・内容

(1) 加志皮急

(126)×(27)×7 881

上下と左側面を欠損している。墨書は片面のみに見られ、四文字ともに墨痕は非常に明瞭である。「加志皮」については、人名とも思われる。

9 関係文献

① 關石川県埋蔵文化財センター「石川県埋蔵文化財情報」三二二〇〇〇年  
(松浦肇乃)





(金沢)

調査は、区画整理（金沢西部第二土地区画整理事業）に伴う調査の初年度にあたる。

## 石川・畝田・寺中遺跡

1 所在地 石川県金沢市畝田西三丁目

2 調査期間 一九九九年（平旦）五月～二〇〇〇年一月

3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 中善茂明・白田義彦・和田龍介・西田昌弘

5 遺跡の種類 集落跡（官衙関連遺跡カ）

6 遺跡の年代 古墳時代中頃～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本遺跡は日本海に臨む犀川・大野川河口部の扇状地上に立地しており、遺跡地内には犀川支流のひとつである大徳川が流れる。付近

には加賀郡津と推定されている金石本町遺跡や、加賀国府津と推定される戸水C遺跡などが存在し、古代の水上交通の要衝としてよく知られる地域である。本調査は、区画整理（金沢西部第二土地区画整理事業）に伴う調査の初年度にあたる。

本調査では古墳時代中～後期、奈良・平安時代の遺構を検出しているが、木簡を含む古代の遺物を埋蔵しているのは調査地中央を南北に蛇行して流れる旧河道SD〇〇八、調査地北端を流れる溝SD〇〇三一である。旧河道からは土器・木製品が多量に出土する中で、二〇〇点以上の墨書土器と一点の木簡が出土した。墨書土器は八世紀初頭～中頃に比定される須恵器杯に記されており、「語」「語一語」等の「語」字グループが大半を占めるなかで、「天平二年」「津司」「荒田家」などの注目される墨書も散見される。旧河道はほぼ自然河道そのままに蛇行しているが、長い板材を伴う杭列や環状遺構と思われる多量の部材が集中する箇所も確認され、何らかの治水・利水行為がなされていたと考えられる。ただ、これらの遺構は河道下層に存在する古墳時代中期～後期の遺構に伴う可能性も残る。

またSD〇三一と名付けた古代溝は調査地端で検出されており、一部を検出するにとどまっている。掘形は底丸の舟形を呈しており、幅も三mほどでそれほど規模も大きくなく、何らかの施設に伴うものと想定される。この溝からも墨書土器三〇点弱、木簡一点が出土している。墨書土器は「津」字を中心として「山田」「男山」などが確認されているが、旧河道で大半を占めた「語」字グループに属するものは確認されなかった。墨書された須恵器杯の時期も八世紀中頃～後半に下ることから、旧河道とはその性格を異にするものであろう。

溝 SDO三二出土

(1) 「

天平勝宝四年上領  
戸主阿刀足六十六  
兼管足守宅女兼  
阿刀三繩前東  
兼新氣奈加女  
山辺足霜兼  
内麻呂廿  
兼乃呂  
合箱二百肆  
田秋人兼  
管足守□□女兼東  
利阿刀阿小当廿東  
姓兼知乃呂十

(103)×292×9 081

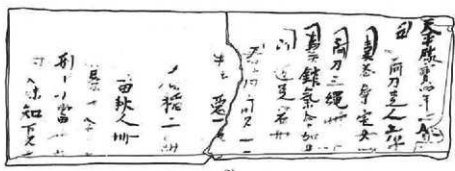
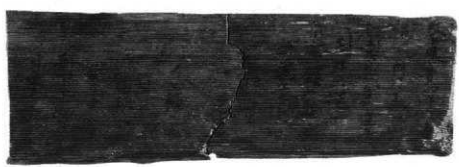
旧河溝 SDO〇八

(2) ・ □ □ □ □

110×18×3 011

(1)は板材を横に用いており、二つに折れた状況で出土した。木目方向から見て上下端・右辺は両面キリ・オリ成形の痕跡を残すが、左辺は潰れたような状態で、墨付も一部欠損している。

全体に「個人名十幅東量」が列記されていることから、出拳関連の木簡と考えられ、「上領」の語から、出拳稲返納時に作成された記録簡とみなすことができよう。合点は倉への収納の際に付された



(1)



「語一語」



「天平二年」



「津司」



「語成人」



「語」



「荒田家」

墨書土器

ものか。記載様式は、籍帳の類から抜き書きしたような規則性のあるもので、総計記載の「合箱」「百番」を境として前半部と後半部に分けられる。前半部は「戸主」「妻」の続柄記載が見え、名前の上に鉤型の合点が付されている。後半部はほぼ「合箱」「百番」に書き出しの高さを合わせ、前半部と区別をはかるかのようにある。

「戸主」「妻」などの続柄記載が見えることから、この木簡の姓名は阿刀足人の戸について記していると思われ、出挙が戸を単位として行なわれていた実態を示している。後半部の四人も同戸構成員と考えられるが、記載様式も異なり、合点もないことから、出挙稲未納者を列記したものと解したい。

本木簡は、籍帳から抜粋した形で一つの戸を一枚の木簡に記載する初めての資料であり、また天平勝宝四年（七五二）という、これまでの出挙関連資料にない時期の資料として重要である。

(2)は、上・左右端には両面キリ・オリ成形による切断の痕跡が、下端には斜め方向の片面キリ・オリ成形の痕跡が見える。これらの結果墨痕は判読不可能になっており、切断廃棄された木簡と見られる。なお、木簡の釈読にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏にご指導いただいた。

9 関係文献

（動）石川県埋蔵文化財センター「石川県埋蔵文化財情報」三・四

(一)二〇〇〇年

(和)和田慶介

## 富山・須田藤の木遺跡

- 1 所在地 富山県高岡市五十里
- 2 調査期間 一九九九年(平11)七月—  
〇月
- 3 発掘機関 高岡市教育委員会
- 4 調査担当者 根津明義
- 5 遺跡の種類 官衙跡(荘園カ)
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃—一〇世紀中頃
- 7 この遺跡は、金田章祐氏らが残存地割や水脈の検討などにより、



(石動・富山)

東大寺領須加荘に比定している地域にあたる(金田章祐「古代荘園図と景観」東京大学出版会 一九九八年)。  
今回の調査区では、掘立柱建物五棟や畝状遺構、そしてやや東方へと下降する湿地帯などを確認した。  
これらのうち、畝状遺構

は八世紀中頃から後半に、建物についてはそれ以降から一〇世紀までの存続を想定できる。

建物はすべて同一場所で重複しており、常時一棟のみが存続していたと思われる。五棟のうちの一棟は北側と東側との二面に庇をもつことから、公的な性格を持っていたとも思われ、また建物が長期間存続している点から、近辺により中心的な施設が存在した可能性も考えられる。

また、東方へと下降する湿地帯、特に調査区東端付近からは多量の矢板が検出され、この東方には給排水施設の存在したことが想定された。さらに、建物などの立地する地域と湿地帯との接点とは溝によつて画され、また明確な段差があることから、湿地帯は水田であった可能性も考えられる。

仮に金田説にしたがえば、今回の調査区は須加荘の北部に比定されるが、奈良時代の須加荘の絵図(天平宝字三年〔七五九〕越中国射水郡須加園田地圖・神護景雲元年〔七六七〕越中国射水郡須加園田地圖)によれば、今回の調査区周辺は「田」がひろがり、調査区から少々東の地点に南北方向の溝が存在したことが記されている。今回検出された当調査区の状況は、この景観と照合する可能性があり、その比定地論に一石を投ずるものとなりえよう。

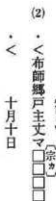
遺物は、八世紀中頃から一〇世紀中頃までのものを検出した。内容は多岐にわたるが、「道」「宗人」「小□家」「吉」「宅」といった



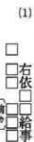
(3)



(75) × (12) × 1 081



(163) × (27) × 4 039



(214) × (48) × 5 081

8 木簡の釈文・内容

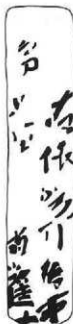
墨書土器のほか、転用硯や水滴といった文具、八世紀中頃の暗文土器、さらには八世紀後葉のものと思われる装飾大刀の銅製山形金具なども出土しており、全体としては官衙的な内容を呈しつつ、中央との交流を色濃く示す遺物も含まれている。総じて、当遺跡は官衙遺跡であるとは言えるが、より具体的な性格については未だ確定できる状況ではないと思われる。しかし、今回の調査成果をみる限りは、金田説にとって有利な要素が追加されたものと考えている。



(2)

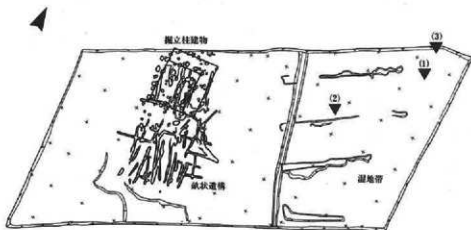


(2)



(1)





遺構図 (S=1/500、▼は木簡出土地点)

(1)は、使用後に別の部材などに転用されたものとみられ、上下左右を欠損している。文字は片面にのみ残存しているが、その釈文や規格から、本来は地方木簡にみられる大型の文書木簡であったと思われる。

(2)は、上下と左側面を欠損するが、上端には切り込みが残存することから、文字は地名から書き出されたものと判断される。「布師郷」とは従来、『和名類聚抄』によつてのみ存在が知られていた郷名で、越中国射水郡の郷である。型式・記載内容から見ても、本木簡は荘園や郡衙などへ税物とともに運ばれてきた荷札木簡であったと解することもできる。この遺跡の性格を考える上でも、いかなる税物が運び込まれているのかは、重要な論点となるだろう。

(3)は、上下左右を欠損する。文字は赤外線投影によつて両面に確認されたが、厚さ1mmと非常に薄いことから、書いては削って、何度も使用した可能性がある。墨痕には濃淡があり、削り残りの墨付が混在しているとも考えられる。裏面には人名らしき記載がみとめられた。

(根津明彦)



(石動・富山)

約一―二mの微高地に位置する。本遺跡周辺は、往古の庄川が形成した扇状地の末端部にあたる。

本遺跡は、弥生時代後期から奈良・平安時代を中心とする遺跡で、検出された遺構の大部分は奈良・平安時代のものである。過去の調査では、掘立柱建物一七棟、護岸施設のある自然流

## 富山・東木津遺跡

- 1 所在地 富山県高岡市木津・佐野
- 2 調査期間 一九九九年(平1) 六月―八月
- 3 発掘機関 高岡市教育委員会
- 4 調査担当者 荒井 隆
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代―中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

東木津遺跡は、高岡市中心部、小矢部川と庄川に挟まれた、標高

路一桑などが確認されている。遺跡はこの自然流路SD二〇五を中心を広がり、SD二〇五の左右に掘立柱建物群が主軸を南東―北西方向にとり、規格性をもって配置されている。また、遺跡の東側から北側にかけては低湿地帯となっている。

本遺跡からは、一九九八年度の都市計画道路の建設に伴う調査(都市計画道路地区)で、木簡がSD二〇五から八点、低湿地帯から一点それぞれ出土している(本誌第二号)。

今回の調査は、資材置場の造成に伴う試掘調査(堀井地区)であり、発掘面積は二七〇㎡である。当調査地区は、遺跡の北東端部にあたり、溝二条と自然地形の落ち込みを確認した。この自然地形の落ち込みは、前述した低湿地帯の一部分に相当し、ここから木簡五点が出土した。伴出遺物として、八世紀後半から九世紀前半の須恵器・土師器、人形・鳥形・馬形・舟形・琴柱形・刀子形・斎串・横櫛・針・曲物・火鑽板・火鑽杵・物差・箸などの木製品、墨書土器、古墳時代前期の赤彩土師器などがある。墨書土器は一点で、須恵器杯蓋のつまみ上面に「下」と記している。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□□□□□□□ (部カ)

・ □□二月六日便

(152)×88×8 0.9



(1)は上端部が欠損している。「二月」の上に文字があり、「年」あるいは「十」であろうと推測する。「便」の意味については不明である。(2)は下端部が欠損し、側面は割れている。「百束」は量として非常に多い。(3)は上部に面取りをし、両側面は割られている。下半部は二次的に削られている。「十」の上の文字は「申」あるいは「中」であろうかと思われる。(4)は両側面が二次的に削られ、下半部は欠損しているため、木簡の原形は不明である。(5)は横材の木簡である。針などの先端の鋭いもので、幅約二四の刻界を木目と直交する方向に刻む。木目から見ても上・左右側面を二次的に削り、下端は欠損している。

伴出した物差は、間隔にばらつきがあるが、両面に約五分(二・五)の間隔で目盛りを磨書する。

墨痕が濃く連存している木簡の多くは、細分され文章の全体が把握できない。意図的に木簡を細分して廃棄したと推測できる。

なお木簡の釈読は、奈良国立文化財研究所の館野和己氏・渡辺晃宏氏・山下信一郎氏・吉川聡氏による。

#### 9 関係文献

荒井 隆 『市内遺跡調査概報Ⅹ』(高岡市埋蔵文化財調査概報四二二〇〇〇年)  
(荒井 隆・岡田一広)

## 富山・手洗野赤浦遺跡

たらいのあかり

- 1 所在地 富山県高岡市国吉
- 2 調査期間 一九九九年（平11）五月1—10月
- 3 発掘機関 財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 越前慎子・深堀 茜・町田賢一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一四世紀—一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(石動)

遺跡は富山県西部の高岡市にあり、  
部川に挟まれた氾濫平野に位置する。  
標高は約6mを測る。現況は  
水田で、能越自動車道建設  
に先立ち調査を行なった。  
調査の結果、上・下二面  
(いずれも中世)の文化層  
を検出した。主な遺構は、  
上層では桁行三間×梁間二  
間の独立柱建物・上部が石  
組みで下部が曲物からなる  
井戸・島のさく状遺構・土

坑がある。下層では区画溝に囲まれた掘立柱建物・道路の側溝と考えられる南北に走る溝・石組み井戸・木組み井戸・曲物積み上げ井戸・自然流路などがある。また、区画溝の付近からは、ロクロ成形の中世土師器約三〇個がまとまって出土しており、祭祀性が窺える。この他に遺構の時期とは異なるが、安政年間の飛越地震によると考えられる北陸地方随一の規模の噴砂を検出している。

今回報告する木簡は、下層の曲物積み上げ井戸S.E一五八の掘形から出土している。S.E一五八は、調査区のほぼ中央の区画溝に囲まれた部分にあり、掘立柱建物に伴う井戸と考えられる。直径約二・一mのほぼ円形の掘形をもち、その中央に曲物を三段に積み上げている。曲物枠は直径五〇cm深さ約七〇cmを測る。遺物は木簡の他に、曲物内から珠洲製の胴部破片・漆器が出土している。

8 木簡の釈文・内容

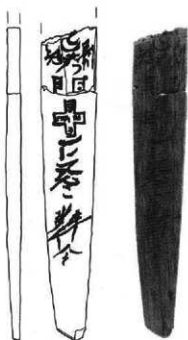
(1) 「符籙」 急々如律令」

(1.55) × 0.8 × 8

上部を欠損し、下端を刀子などで削り尖らせた呪符木簡である。厚さはほぼ一定だが、下端は削り尖らせているため薄くなっている。呪句の判読は難しいが、悪霊撃退の意味を持つ「急々如律令」の他は、恐らく符籙の記号と考えられる。この呪符は、掘形ではあるが井戸内から出土していることから、井戸の祭祀に関わる用途が考えられる。

9 関係文献

①富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所『埋蔵文化財調査概要 平成一一年度』(二〇〇〇年) (町田賢一)



## 富山・八塚C遺跡



大高町は、県中央部にあたる射水部の西端部に位置し、その町域は、庄川及びその支流によって形成された沖積平野の扇端部に広がる。当遺跡は、町南西部の八塚地区、南隣する大門町との境界にあり、標高7m前後を測る。  
住宅団地造成に先立ち、一九九七年から発掘調査を開始した。確認した遺構は、川・区画溝・井戸・土坑・掘立柱建物である。

- 1 所在地 富山県射水部大高町八塚
- 2 調査期間 一九九八年(平10)四月～一月
- 3 発掘機関 大高町教育委員会
- 4 調査担当者 田中 明・島田修一(富山県歴史文化財センター)
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世～近世(鎌倉・室町時代が主体)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

出土遺物には、中世土師器、珠洲焼、越中瀬戸焼、近世・近代陶磁器、五輪塔、懸仏、漆塗椀、曲物、下駄などがみられ、その大半が一五世紀～一六世紀のもので占められる。木簡は、調査区のほか中央部にあるコ字形を呈する区画溝から出土した。

### 8 木簡の積文・内容

(1) 「浄  
寺」  
25×32×3 ㎝

木簡は折敷に文字を記入したもので、底板の裏面中央に五文字が残る。伴出遺物より一五世紀後半に比定され、その当時「愛染坊」という宗教に関連した建物が存在していたことが考えられる。

### 9 関係文献

大高町教育委員会「八塚C遺跡民間分譲宅地造成事業に伴う発掘調査報告(2)」(二〇〇年)

(田中明)



## 富山・道場Ⅰ遺跡

とちじょう

1 所在地 富山県婦負郡婦中町道場字下屋敷

2 調査期間 一 第一次 一九九八年(平10) 〇月―二月

二 第二次 一九九九年五月―二月

3 発掘機関 財団法人文化振興財団埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 酒井重洋・森 隆・三島道子・武田健太郎・

青山 晃・吉田裕子・内田聖紀子・野口雅美・

戸谷邦隆・金三津英則

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 一三世紀―一七世紀



(八) 尾

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

道場Ⅰ遺跡は富山県のは  
中央の婦負郡婦中町に所  
在し、神通川左岸及び中小  
河川によって形成された複  
合扇状地上にある。調査は  
県営公害防除特別土地改良  
事業に伴うもので、調査面

積は延べ約二七〇〇㎡である。遺跡は自然河道の西岸に形成され

た集落で、南北方向の溝を基軸とし、区画溝によって整然と区画さ

れている。建物の軸方向や遺構の切合いなどから、集落は区画以

前・区画を伴う時期・区画が解体する衰退期と三段階以上の変遷を

たどることができ、近世には集落は消滅または移動していったもの

と考えられる。出土遺物には一三世紀―一六世紀代の中世土師器、

瀬戸美濃・珠洲・八尾製陶器、中国製青磁・白磁、石製品、漆器な

どの木製品があり、一四世紀―一五世紀のものが大半を占めている。

木簡は一次調査で一点(一)(1)、二次調査で一点(二)(1)の計二点

が出土している。一(1)は木組井戸SE一八〇二の覆土中から、総黒

漆の漆器碗と共に出土している。SE一八〇二は、斎串状木製品を

出土した木組井戸SE一八〇一の掘形を切っている。二(1)は木組井

戸SE二五の木組下部に据えられた曲物の覆土中からの出土である。

SE二五は区画溝に切られており、一三世紀末から一四世紀初頭頃

のものと考えられる。二点の木簡は共に木組井戸から出土したが、

当遺跡では木組井戸は石組井戸に先行するもので、集落の初期の段

階(区画以前)に伴う遺構と考えている。

8 木簡の釈文・内容

一 第一次調査

(1) 「く南无大日如来





特に花押部分は花押を書くことを想定して、調整しているようにも思われる。また、貫通する穿孔が四カ所、さらに裏には、貫通していないが二カ所の穿孔がある。これらの穿孔は文字を切っており、二次的なものであろう。表の文字は三行以上にわたり、二行目は片仮名で「□□□ベシ」とも読める。三行目の年号ははっきりとしないが、一文字目は「正」かと思われ、三文字目を五年（あるいは丑年）とした場合、他の出土遺物の時期などから正応五年（一二九五）、正和丑年（一三三三）、正和五年（一三三六）の三つの候補をあげることができるとは、確定はできない。裏の花押は荘官クラスの人物のものと思われ、比較的整ったものであるという。本木簡は、石井進「中世木簡の一形態」（本誌第一〇号）などに紹介されている、新潟県馬場屋敷遺跡出土の山札・茅札に、形状・書式・時期などが類似している。本木簡も山札・茅札の類の可能性があろう。

木簡の釈文及び花押については、富山大学の富田正弘氏のご教示をいただいた。

#### 9 関係文献

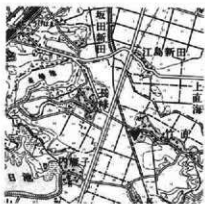
① 富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所「埋蔵文化財調査概要―平成一〇年度―」（一九九九年）

② 同「埋蔵文化財調査概要―平成一一年度―」（二〇〇〇年）

③ 野口雅美「道場Ⅰ遺跡出土の井戸祭祀に関わる遺物」（『富山考古学研究』二一九九九年）

（三島通子）

新潟・竹直神社遺跡  
たけなおじんじや



(梅崎)

遺跡は新潟県の南西部、吉川町の西方、直線的な海岸と東頸城丘陵との間に形成された沖積平野とそれに接する原之町台地の縁辺部に位置する。付近の沖積地には同時代の古代・中世の遺跡が多く確認され、新保遺跡（木炭櫛木棺墓に伴う須恵器壺底部に「石神」の墨書あり）・江島神社遺跡（二五世紀の土屋・船を伴う船跡）などとも発掘調査されている。本調査は、国営農地再編

- 1 所在地 新潟県中頸城郡吉川町大字竹直字南浦
- 2 調査期間 一九九七年（平9）四月～五月
- 3 発掘機関 吉川町教育委員会
- 4 調査担当者 新保誠吾
- 5 遺跡の種類 遺物散布地、自然流路跡
- 6 遺跡の年代 九世紀中頃～一〇世紀中頃、一四世紀～一五世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

パイロット事業に伴うものである。調査対象地は水田部に広がるが、計画水路部分を調査区として設定し、神社周辺の約九五〇㎡を調査した。

本調査で検出された主な遺構は、ピット二基、土坑四基と自然流路のみであるが、遺構に伴う遺物はなく所属年代も不明である。遺物は調査区東側の腐植土層あるいは自然流路からの出土がほぼ全てを占める状況である。

文字資料は、調査区全体から墨書土器一五点（一）「大」「S」「乙」「木山」「大野」など・漆書き土器一点（大）・線刻土器七点（十）「コ」などと木簡一点が出土している。また、斎串とも考えられる木製品（長さ（一九六）mm幅三四mm厚さ三mm）が自然流路から出土しているが、墨痕は確認できない。

今回報告する木簡は、幅約二二m深さ二mの自然流路から出土したものである。この自然流路からは縄文土器・石器や、中世の土師質土器・珠洲焼などが混在して出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「南無大日如来

(36) × (8) × (5) 0.19

長方形の材の一端を尖らせ、下端は欠損しているもので、両面とも調整は丁寧にされている。墨書は表面のみで、墨痕は薄く不鮮明なものである。

なお、本木簡の判読・赤外線写真撮影にあたっては新潟大学の小林昌二氏にご教示ならびにご協力いただいた。

9 関係文献

吉川町教育委員会「竹直神社・竹直下片北部遺跡発掘調査報告書」(一九九九年)

(新保誠吾)



(赤外線画像)



(6) 〔牒〕小池御×

右依取今月六日

故牒々到准状

早送□助□  
故牒々到准状

(6) × (6) × (6)

(1)は、上端および右辺は原状をとどめるが、下端は欠損する。

表面の「宅」も裏面の「家」も、(へうかんむり)の二画目を長く、  
戸(まだれ)のように書いている。表面の「応」の次の文字は、墨痕不鮮明だが、「勘」の可能性がある。裏面の「駅」の字形は、平城  
宮木簡に類似例がある(平城宮木簡三三三三二号木簡)。本木簡は

「三宅史御所」を宛先とする「牒」の文書木簡である。表面は、

「まさに□出すべき事」という事書きに続けて、出すべき物品名  
(米など)を書き、「三宅史御所」に対して物品請求を行なっているものと考える。さらに、裏面に「駅家村に到来すべし」とあること  
から、その物品を「駅家村」に運ぶよう命令しているのだろう。命

令を受けた「三宅史御所」では、本木簡を持参して駅家村に赴き、

「駅家村」で木簡は廃棄されたと考えておく(⑥の理解も参照)。

〔三宅史〕は、「新撰姓氏録」河内国葦香や、延喜八年(九〇八)

「周防国玖珂郡玖珂郷戸籍」(平安遺文一、一九九号文書)に見え  
る。越後国では、「続日本紀」延暦三年(七八四)一〇月戊子条に蒲

原部の人として、姓を異にするが「三宅連笠雄麻呂」が見える。ま

た、「延喜式」神名帳には、古志郡の式内社として「三宅神社」が  
記されており、長岡市妙見町、同市六日市町に比定されている

(式内社調査報告一第一七巻、北陸道三、皇学館大学出版部一九八五年)。

また、「駅家村」は、文獻・出土文字資料を通じて初見である。

類例には、「駅家郷」(平城宮発掘調査出土木簡概報三三二)、「駅里」

(飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報三三)などがあり、駅戸の集団と

考えられている。このことから、箕輪遺跡の付近に駅家が存在して  
いたと考えられる。「延喜式」所載の越後国の一〇の駅家のうち、三嶋駅は、比定地は確定してはいないが、およそ柏崎市近辺とする  
ことで諸説一致していた。今回の木簡の出土によって、箕輪遺跡近

辺に三嶋駅が存在していた可能性が強くなった。

(2)は、上下端および右辺を欠損する。また、中央部付近で折れて  
いる。表面には、「伊加忍上神」と神名を記している。(3)は、上下端および右辺を欠損する。一行目は、文字の右半分を  
欠いているため解読が困難だが、最後の文字は、「神」と読めそうである。(2)(3)ともに「十」のような記号を記すが、意味は不明であ  
る。神名や、(3)に見える「死」「得罪」という語句から、呪術的な

ものと考えられる。

(4)は、上端の切り込み部分左側を若干欠損するが、ほぼ完形であ  
る。二文字目は、「未」であるが、ウジ名や地名に「石木部」があ

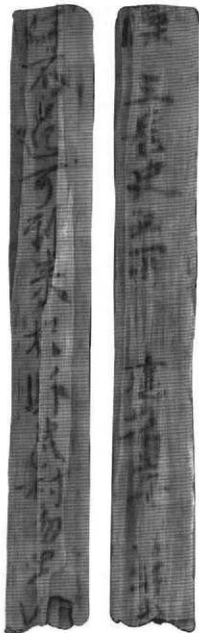
り(長岡京木簡二七八九号木簡・平城宮発掘調査出土木簡概報二二二)。



(5)



(4)

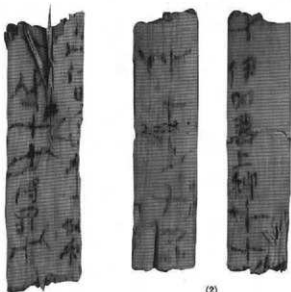


(1)



(6)

(いずれも赤外線画像)



(3)

(2)

本例も「石木部」と考える。ウジ名「石木部」は、越後国では初見である。「大調」は、人名と考えるが、貢納物としての「調」に尊称の「大」をつけている可能性もある。

(5)は、上端および左右辺を欠損する。裏面には、文字の一部に「勿」を有する文字を間隔をあけて書き連ねている。「処」「券」はそれぞれ、「勿」を含む異体字につくっている。

(6)は、五片の断片に割れているが、上端と右辺は原状をとどめる。左辺と下端は欠損する。「牒」の下を一字分あけて「小池御<sup>(所)</sup>」と充所を記し、裏面には「故牒々<sup>(所)</sup>到准状」と、牒の書き止め文言を記す。内容は明確にしないが、表面の「依<sup>(所)</sup>収」や裏面の「早速」という文言から、何らかの物品を送ることを命じたものと考えられる。なおこの牒木簡の宛先は、(1)の宛先と異なっており、宛先を異にする二点の牒木簡が同一遺構から出土している。これら二点の牒木簡は、木簡の宛先で廃棄されたのではなく、宛先から物品などと共に木簡の差し出し元に戻ってきて、そこで廃棄されたと考えられる。なお釈説にあたっては、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏のご教示をいただいた。本稿の「8木簡の釈文・内容」は、関係文献中の相沢央・小林昌二「箕輪遺跡出土木簡」を要約したものである。

#### 9 関係文献

財新海果地蔵文化財調査事業団「新潟県地蔵文化財調査事業団年

報 平成二一年度」(二〇〇〇年)

(高橋 保)



新潟・馬越遺跡  
うまごし



(加茂)

馬越遺跡は、加茂市域の北西、下条川左岸の沖積地に位置する。遺跡の現況は、一面の水田であり、水田面の標高は約七mを測る。下条川を挟んだ対岸には鬼倉遺跡（一〇〇点余りの墨書土器・皇朝十二綫三枚など出土）や中沢遺跡など、同時代の遺跡が多く見られる。調査は、国道四〇三号線

- 1 所在地 新潟県加茂市大字下条
- 2 調査期間 一九九八年（平10）七月～二月、一九九九年八月～二月

- 3 発掘機関 加茂市教育委員会
- 4 調査担当者 伊藤秀和
- 5 遺跡の種類 集落もしくは官衙関連施設跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

バイパス建設工事に伴い、二カ年度をかけ、調査区をI～IVに設定し、約二二〇〇mを対象として実施した。

本調査で検出された主な遺構は、多くの掘立柱建物・軌状小溝・溝・井戸・土坑・河川跡などである。注目すべき遺物としては、銚子金具（丸形・石帯（丸形・石製品（分銅））などがある。墨書土器も数十点出土しており、「大田」「是人」などが記される。

今回報告する三点の木簡のうち、(1)と(2)はそれぞれ土坑から、(3)は包含層から出土した。(1)と(2)が出土した土坑は、極めて近い位置にあり、木簡以外にも、齋串や用途不明の木製品などが出土している。また、両土坑付近には、石帯・緑釉陶器・灰釉陶器が出土する。L字型に配置された掘立柱建物群や、齋串・舟形木製品が出土した溝などがある。両土坑とも出土土器から九世紀後半～一〇世紀初め頃に位置づけられ、(1)と(2)の木簡も同時期と推測される。

8 木簡の釈文・内容

土坑SK六一（仮称）

(1) 「丈部」  
「家カ」  
「九九九九九九カ」

（285）×（11）×（119）

土坑SK二八（仮称）

(2) 「丈部」  
（161）×（11）×（119）

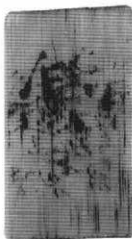
包含層



(1)



(2)



(3)



(3)

85 × 65 × 5 011

(1)は、下端を欠損するが、上端は方頭(かぶ)に仕上げ、幅が中程で細くなる形状で、齋(さい)申と考えられる。(2)も下端を欠損するが、(1)と同じ形状のものと推測される。(1)(2)とも氏名である「丈部」が明確である他は、解説できない。(1)の「家」の下は「一」と、波線状の符号を書いているように見える。その形状と出土状況から祭祀に関係したものと思われる。「丈部」は、和島村八幡林遺跡出土の郡符木簡の差出人にも見える(本誌第一三号)。

(3)は、矩形を呈した厚みのある完形の木簡である。中央やや上部に「日」の文字が確認され、その周囲にも様々な墨痕が見られるが、

意味不明である。

なお、木簡の釈文については、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏よりご教示いただいた。(伊藤秀和)

## 新潟・大武<sup>だぶ</sup>Ⅱ遺跡

- 1 所在地 新潟県三島郡和島村大字島崎  
2 調査期間 一九九九年(平11)五月1—10日

3 発掘機関 和島村教育委員会

4 調査担当者 丸山一昭

5 遺跡の種類 自然流路跡方

6 遺跡の年代 一三世紀—一六世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(三) 条

遺跡は村の北東部、西山丘陵に属する低丘陵の裾部にある。周辺には中世の水田祭祀が行なわれた大武遺跡が、また郷本川の対岸には南北朝時代の山城跡である奈良崎遺跡がある。郷本川は明治時代に開削された人口河川であるから、奈良崎遺跡と本遺跡とは一連のものと考えられる。また、この丘陵沿いでは製鉄関連遺跡が多く見つかっており、山田郷内遺跡では鍛冶工房

跡や呪符木簡、人面墨書石が出土している(本誌第一四号)。

近接する奈良崎遺跡は、「色部高長軍忠状案」に見える「島崎城郭」に比定され、同史料には建武三年(一一三三)、立てこもる南朝方の小木・風間・河内・池氏らを北朝方の色部氏らが攻め落城させたことある(和島村「和島村史 資料編」(一九九七年))。本遺跡・木簡の性格を考えるうえでも重要である。

調査は異道改修に伴うもので、調査面積は約四〇〇㎡である。狭い範囲ながら出土遺物の密度は高く、珠洲などの陶磁器片、漆器、下駄、箸状木製品などが多量に出土した。遺物は主に上下一枚の包舎層から出土し、下層からは(自然?)流路を中心に木簡を含む木製品が多く出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「符條」鬼急々如□□」

1.80×0.84×0.11

(2) 「日本国諸仏諸神悦也忽々」

・「文和三年六月十八日」

1.80×0.84×0.11

(1)は呪符木簡である。上端は圭頭に整形するが、下端は欠損の可能性もある。(2)は上端を圭頭に下端を尖らせており、状態は非常に良いが裏面の墨痕は若干かすれている。頭部両側面には食い込み痕があり、何かにくりつけた可能性もある。「文和三年」(一一三五



(2)



(2)赤外線画像



(1)



(1)赤外線画像

四)の紀年銘を持ち、内容的には諸々の神仏を祭るものである。本木簡の釈読・赤外線写真撮影は新潟大学の小林昌二氏・同大学院生相沢央氏にご協力いただいた。(丸山一昭)

新潟・馬見坂遺跡  
うまみざか

- 1 所在地 新潟県新発田市大字佐々木中ノ割
- 2 調査期間 一九九九年（平成）五月～一〇月
- 3 発掘機関 新潟県教育委員会・動新潟県埋蔵文化財調査事業

図

- 4 調査担当者 土橋由理子
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(新発田)

本調査は、日本道路公団の日本海沿岸東北自動車道建設に伴うものである。調査対象地は新発田市の西部に当たり、JR白新線の南東に接している。一九五二―五六年の第二期鉄道建設で砂丘を削平した際に、縄文時代や平安時代の土器など遺物が多量に出土し、現在もそれらの遺物は保管されている。

調査を行なった地点は、遺跡の南側外縁部に該当するものと考えられる。遺跡の本体は、今回の調査対象地の北側にあり、本来の遺跡は、日本海に沿って形成された新潟砂丘の新砂丘I-2と呼ばれている砂丘の南面に位置している。調査地点は砂丘間低地で、約七六七〇㎡について調査を行なった。

本調査では縄文時代と平安時代の遺構が検出されたが、いずれも性格不明のものばかりだった。

ここで紹介する木簡は、新砂丘の内陸側で検出された自然流路内から出土したものである。この流路は調査対象地の東側から南西側に向かって流れ、かつては加治川水系の一流をなしたとも考えられる。流路には、上流部から流れてきた土石流と推定される砂利層が堆積し、その中から摩滅した土師器・須恵器の多数の破片や、蕭串・曲物底板などとともに、木簡が出土した。このような状況から、本木簡は周辺にあつた他遺跡から流れ込んだもので、直接的に本遺跡の性格を決めるものではない。

なお、土師器や須恵器の破片はいずれも細片で、詳細な時期判定は難しい。

#### 8 木簡の積文・内容

- (1) X□光如来過十二小劫授堅X (127)×18×3 (81)

左右端は原形を留めているが、上下端は欠損している。下端は、

表面及び裏面から刃物を入れて切断されている。内容は「法華経」譬喻品第三の一部を書写したもので、「舍利仏。華光仏壽。十二小劫。除為王子。未作仏時。其国人民。寿八小劫。華光如来。過十二小劫。授堅満菩薩。阿耨多羅三藐三菩提記。告諸比丘」とある部分にあたる(「大正新編大藏经」第九卷一頁)。

なお、釈説にあつては新潟大学の小林昌二氏からご教示を得た。

#### 9 関係文献

『新潟県埋蔵文化財調査事業団「新潟県埋蔵文化財調査事業団年報 平成二一年度」(二〇〇〇年)』(高橋 聡)



## 新潟・船戸桜田遺跡

1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町船戸ふなとさくらだ

2 調査期間 第二次調査 一九九九年(平旦)八月―二月

3 発掘機関 中条町教育委員会

4 調査担当者 吉村光彦

5 遺跡の種類 集落跡・祭祀跡

6 遺跡の年代 六世紀、八世紀―九世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

船戸桜田遺跡は、塩津湾に流れ込む船戸川の流域に位置する集落跡である。本誌第二号に報告した船戸川崎遺跡の約一・五km上流にあたり、同時期に存在していたと考えられる。調査区の南方に川が西流しており、その右岸に集落が位置していた。



(中条)

この川からは、木簡(1)・(3)のほか、須恵器・土師器・木製品などの多くの遺物が出土している。

墨書土器としては、須恵器には「村」五点、「廣」三点、「古」二点など計一三点以上、土師器には「木」三点、「王」一点以上がある。また漆書き須恵器も一点認められた。さらに川底から人面墨書土師器小甕が出土し、周囲で土鏝二点と輪羽口が発見されている。

木製品としては、六八点もの盤が出土しており(川以外の出土を含む)、「千」の焼印二点と「大」の刻書が認められた。また、蓋四点及び棧鉢も出土しており、注目される。時期的には、八世紀後半から九世紀が主体となる。

これらからみて、本地点においても船戸川崎遺跡・中倉遺跡と同じく律令祭祀が行なわれていたと考えられよう。

なお木簡(4)は川ではなく、溝の上層より出土している。

8 木簡の釈文・内容

河川

(1) 

25 × 26 × 5 120

(2) 「合榎五石五斗」

28 × 6 × 10 (0.0) × 9 180

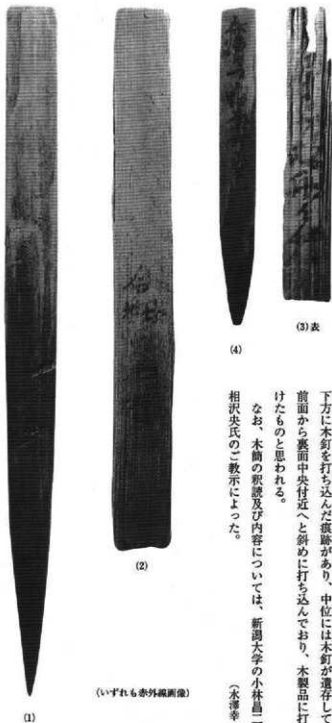
(3) 

15 × 4 × 12 × 8 110

溝

(4) 「麻統マ宿奈万呂」

16 × 25 × 12 × 8 120



(1)は、下端を尖らせる長い木簡で、上半に墨痕が認められるが、墨が薄いため判読できない。下部に折ろうとした痕跡がある。  
 (2)は、木簡の中心から下方に墨書している。下端及び左側面を欠

(3)表

(4)

損している。厚さは、左端が四、右端で九と、一定しない。

(3)は、上方から縦に切り込みを入れ、一部を折りとっている。

(4)は、完形の付札木簡である。ウヰ名「麻統部」は、焼後では初見である。下方に行くにしたがい、薄くなる。向かって左中位及び下方に木釘を打ち込んだ痕跡があり、中位には木釘が遺存している。前面から裏面中央付近へと斜めに打ち込んでおり、木製品に打ち付けたものと思われる。

なお、木簡の釈読及び内容については、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏のご教示によった。

(水澤幸一)

(いずれも赤外線画像)



## 新潟・中倉遺跡

なかぐら

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町中倉
- 2 調査期間 第六次調査 一九九九年(平11) 四月～七月

- 3 発掘機関 中条町教育委員会

- 4 調査担当者 吉村光彦

- 5 遺跡の種類 集落跡・自然道路

- 6 遺跡の年代 八世紀～九世紀、一四世紀～一五世紀

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は、砂丘列の内側の湖に面して立地している。今回は、集落のほぼ南東限と考えられる部分とそれに面した湖端を調査した。



(中倉)

古代の遺構は、第三次調査(本誌第二〇号・中条町教育委員会「中倉遺跡三次」(一九九九年)を参照)と同様、川跡に遺物を投棄した状況が検出され、「王」など四点以上の墨書須恵器や石帯二点(帯上帯)が出土している。ただし今回報告する

木簡は、その上層より出土しており、中世に属するものと思われる。中世の遺物としては、一四～一五世紀の青磁、瀬戸・美濃、珠洲、土器、瓦質鉢、砥石、漆器、銭などが出土している。

木簡は、調査区の端近くの、川跡中からの出土である。

- 8 木簡の釈文・内容

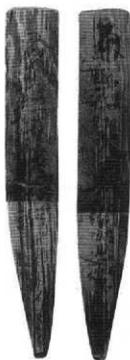


図1 木簡(1)

完形の木簡で、下方を尖らせているが、先端は1cmほどの幅を残して切り落としている。そして、真中辺りで二つ折りにされている。両面ともびっしりと墨痕が認められ、なんらかの呪符と考えられる。表面は、縦方向に部分的に墨書が削り取られていることから、用が済んだ後に表面を削り、折ってから廃棄したものと思われる。

なお、木簡の性格については、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏にご教示を賜った。

(水澤幸一)





(倉吉)

調査により、墨書土器から、  
郡名「久米郡」を負う「久  
米寺」と称された寺院であ

鳥取・大御堂麁寺（久米寺）  
おみどう

- 1 所在地 鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目
- 2 調査期間 一 第三次調査 一九九八年（平10）七月～一九九九年三月  
二 第四次調査 一九九九年七月～二〇〇〇年三月

月

- 3 発掘機関 倉吉市教育委員会
- 4 調査担当者 根鈴智津子・加藤誠司・岡平拓也
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 七世紀後半～十一世紀、中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は日本海へ注ぐ天神川とその支流小鴨川に挟まれた、標高一六mの沖積平野に立地する。これまでの

ったことが判明している。寺域は東西を築地塀で囲し、その心々距離は約一三五m、南北は二〇〇m以上と推定される。伽藍配置は観世音寺式で、埴仏・銅製匙・銅製獣頭等が出土していることから、本格的寺院であったことが窺える。

一 第三次調査

西築地塀を推定した調査区で、旧河道の中世層から木製品とともに転読札が出土した。

二 第四次調査

出土木簡は、本誌第二〇号所載の番付を付した木簡に接続する、溜枿S E O一の部材と、溜枿内出土の木簡である。溜枿は、中心伽藍の北西部に位置し、西築地塀から約二〇m、木樋取水口からは直線距離九六mの地点に設置され、規模は内法約一m四方、構造は方形横板組隅柱留である。その部材に番号を記した墨書があり、枿板一枚一カ所、隅柱二本五カ所、土層桁二本二カ所の計八カ所に確認された。方位を一、二字記すもので、実際の設置方位とは九〇度西に振っている。材質は、木樋・溜枿とも杉材である。枿板の年輪年代の測定から、木材の伐採時期は西暦六六三年～約五〇年との結果が得られた。

木簡が出土した溜枿内下層には、木製祭祀具（人形一・馬形一・鹿串二など）・曲物・匙・建築部材など多量の木製品の他、モモ・ウメなどの種子類や植物遺体が遺存し、出土土器は七世紀後半～八世

紀前半のものを含んでいた。大掛かりな施設でありながら、比較的短期間のうちに使用不能となったものと推定される。赤外線テレビカメラ装置で墨痕の認められた木簡は、削層三点と判読不能の断片六点を含めて一点である。墨痕の認められなかった木簡状木製品も二点ある。他の文字資料としては、溜枿彫形から「久寺」と刻印した須恵器杯片が二点出土している。

8 木簡の积文・内容

一 第三次調査

(1) 「 $\times$ 奉転読大般若経十六善神王皆来守護門所也」

508×45×10 011

完形だが、墨は殆ど消失し痕跡が盛り上がった状態である。十六善神は大般若経の守護神である。

二 第四次調査

溜枿部材

(1) 「東一」 (溜枿北辺枠板) 306×82×65 080

(2) 「北東」 (溜枿北西隅柱北面) (西) (東) 165×130×130 081

(3) 「東」 (溜枿北東隅柱北面) (南) (東) 130×130×130 081

(4) 「南」 (溜枿南東隅柱東面) (西南) (南) 130×130×130 081

(5) 「南」 (土居桁北辺) 1790×150×150 061

(6) 「西」 (土居桁南辺) 1580×150×90 061

(7) 「三日仏」 (溜枿内出土) 聖 300×44×3 019

(8) 「一升半」 (溜枿) 一升小甲 300×38×3 019

(9) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(10) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(11) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(12) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(13) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(14) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(15) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(16) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(17) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(18) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(19) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(20) 「一升小甲」 (溜枿) 300×38×3 081

(1) (6)は赤外線テレビカメラによる判読を行っていない。(4)東面は5cm大の文字に対して小さめの丸を右上に付したものの。(7)(8)ともに墨痕は明瞭。(7)は付札木簡。縦に二分割している。(8)は上下端を折損。幅を狭めて再利用された木簡。削り残りの墨痕が認められる。

なお、木簡・転読札の釈読などに際しては、奈良国立文化財研究所の館野相己氏からご教示を得た。

(根鈴智津子)

1999年出土の木簡



一(1)



二(8)



二(7)



二(8)



二(7)

木簡研究 第一八号

巻頭言―簡牘研究の今昔―

永田 英正

一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 興福寺  
 旧境内 大衆院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡  
 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・釜所・侍所跡 大坂城  
 跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡  
 長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内親屬遺跡 柿布ヶ森遺跡 香住エノ  
 田遺跡 神戸大学医学部附属病院構内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城  
 三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 葦山反射炉 大師東丹保遺跡  
 甲府城岡本遺跡 騎村B遺跡 北条小町跡 宮町遺跡 南瀬貫遺  
 跡 西河原森ノ内遺跡 屋代遺跡群 大狼田遺跡 山王遺跡 市川  
 橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎九遺跡 磯部カンダ遺跡  
 横江荘遺跡 加茂遺跡 豊田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町  
 遺跡 佐渡金山遺跡佐渡奉行所跡 桂見遺跡 若吉遺跡 米子城跡  
 八遺跡 山崎一号遺跡 長登銅山跡 小倉城跡 大宰府桑坊跡 興  
 福町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡  
 一九七七年以前出土の木簡(一八)

塩田城跡

ノウゴロド白種文書

長屋土家木簡三題

算本と古代実務官人

書評 沖森卓也・佐藤信著『上代木簡資料集』

堂報

B・J・ヤニン

森 公章

鈴木 景二

大隅 清岡

原価 五五〇円 送料六〇〇円

島根・大坪遺跡  
おかつば



(松江)

調査地は松江市の南東部にあたり、茶臼山の東南麓に広がる水田地帯に位置する。調査面積は約九四〇㎡である。  
調査地は出雲国庁跡から北西五〇〇mの地点で、古代山陰道ルート<sup>1)</sup>の最有力候補地である。しかし、遺構は弥生土器を多量に含む旧河道と、二世紀頃と推察されるピットのみで、古代

- 1 所在地 島根県松江市山代町・大草町
- 2 調査期間 一九九九年(平日) 二月一、二〇〇〇年、月
- 3 発掘機関 松江市教育委員会・勤松江市教育文化振興事業団
- 4 調査担当者 江川幸子
- 5 遺跡の種類 桑里ほか
- 6 遺跡の年代 弥生時代―二世紀頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山陰道の痕跡を検出することはできなかった。ただ、調査区中央付近で堆積土層の大きな変化を確認できたことから、そのあたりに桑里の境界があった可能性は高いと思われる。

今回報告する三点の木簡は、堆積土層が変化する境界のやや北側にあたる、沼地状堆積土層の最下層から出土したものである。木簡以外には板状の木片多数と極小の須恵器片一点が出土したが、沼地状土層の年代を特定できる遺物は出土しなかった。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「恐々謹解□□□□

(1) 1388×21.5×8 0.18

(2) 又進□□

(2) 2035×(96)×4 28

(3) □□(歴々年々)□□□□

(3) 671×(15)×4 28

(1)は上端が原形をとどめているが、左右から段違いに刃を入れているため端部は「L」状を呈している。下部は欠損しており、裏面は未調査である。墨痕は肉太の文字が明瞭であるが、現時点では最初の四文字しか判読できていない。

(2)は上下端が欠損しており、左側は割れている。墨痕は不明瞭で、赤外線テレカメラ装置を利用してかろうじて肉太の二文字が判読できた。

(3)は上下端が欠損しており、右側は割れている。墨痕は不明瞭で、

赤外線テレビカメラ装置を利用しても、文字の判読は不可能であった。

なお、本木簡の判読にあたっては、奈良国立文化財研究所の館野和己氏・渡辺晃宏氏・吉川聡氏、関東学院大学の田中史生氏、鳥根県立博物館の平石光氏、鳥根県埋蔵文化財調査センターの熱田貴保氏からご教示、ご協力いただいた。

(江川幸子)



(1)

## 島根・喜時<sup>きじょう</sup>雨遺跡

- 1 所在地 島根県鹿足郡津和野町大字田一穂
- 2 調査期間 一九九八年(平10)七月～十二月
- 3 発掘機関 津和野町教育委員会
- 4 調査担当者 宮田健一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀後半～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(津和野)

喜時雨遺跡は津和野城の西麓、中世津和野城の大手口があったと伝えられている地区にある。遺跡の主体は中世武士団の集落跡と考えられ、この地域の領主となる吉見<sup>よしみ</sup>氏が津和野城周辺に館を移したと伝えられている。嘉暦二年(一二三二)以降の遺構と、それ以前の在地領主層による遺構の大きく二時期に分けられる。木簡は、集落の縁辺部に相当する調査区北西隅の木



棺蓋(四一S X二)から出土した。木棺蓋は、墓標(二三七×九五×二五cm以上)に木棺の棺材(九二×五五×三三cm以上)がほぼ完全な状態で遺存していた。木簡は、土庄で風状に落ち込んだ棺材蓋板上、東辺中央部付近に横たわって出土した。供獻品として、木棺外南四隅からは伏せられた曲物とその上に伏せられた漆器碗が、また木棺外北東隅からは竹筒の上に漆器が横たわって出土した。棺内からは、頭蓋骨片、齒冠三、数珠玉五九(水晶玉四〇・白色玉四・木製玉一五)、銅錢一四枚(咸平元玉一・祥符元玉一・祥符通宝五・天福通宝三・不明四)が出土している。頭部付近からは有機質塊が出土しており、分析の結果イネの類(稲穂)であることが判明している。

供獻された漆器漆絵は、概ね一三世紀―一四世紀の特徴を持つと考えられ、曲物底板の年輪年代測定では、やや統計的な確率が低いものの、一二六一年を上限とする伐採年という結果が出ている。これらのことから、木棺墓の時期は概ね一四世紀と推定されよう。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) □禪定尼 □□□

(383)×44×7.60

墨書は表面のみで、成人女性を指し示す戒名の一部と考えられる。木簡の材質はスギで、上端を欠損している。木簡下端の約三cmの遺存状況が比較的良好であることから、卒塔婆としてこの部分が土中に埋められていた可能性がある。

今回の報告に当たり、鳥根県埋蔵文化財調査センターの赤外線テレビカメラ装置を使用させていただき、同センターの深田浩氏・鳥根県立博物館の平石充氏からご教示を得た。年輪年代測定は、奈良国立文化財研究所光谷拓実氏のご協力を得た。

#### 9 関係文献

津和野町教育委員会『喜時雨遺跡』(二〇〇〇年) (宮田健一)



(赤外線画像 部分)





(2) ・「<sup>〔五カ〕</sup>▽□□□□□」

151×21×3.5 002

・「▽□□□□」

(3) ・「<sup>〔いふへか〕</sup>遍□□□□□」

222×56.5×2.5 001

・「あん」

(4) □□無<sup>〔カ〕</sup>□□

(12)×12×2.5 001

土坑四

(5) ・「<sup>〔さ〕</sup>。くほたもち米五斗□□」

150.5×23×2.5 001

・「。やとう中 □□□□」

(1)(2)は上端に切り込みがあり、(3)は下端を失わせる。(5)は下端の左右を削り細くし、上端に穿孔が見られる。いずれも読めない文字が多い。

木簡の釈読にあたっては、岡山県立博物館の竹林栄一・田村啓介・中田利枝子氏にご協力いただいた。

9 関係文献

中国電力内山下変電所建設事業埋蔵文化財調査委員会「岡山城一の丸跡」(一九九八年)

(松本和男)



(1)



(3)



(4)



(5)

(1)(4)は赤外線写真

岡山・鹿田遺跡

しかた

1 所在地

岡山市鹿田町二丁目

2 調査期間

一 第九次調査 一九九八年(平10)一月一—  
一九九九年五月  
二 第二一次調査 一九九九年八月—十二月

3 発掘機関

岡山大学埋蔵文化財調査研究センター

4 調査担当者

岩崎志保・小林青樹・喜田 敏・豊島直博・  
山本悦世・横田美香

5 遺跡の種類

集落跡(荘園関連)

6 遺跡の年代

弥生時代中期後半—近世

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

鹿田遺跡は、弥生時代中期後半に始まる集落遺跡で、古代・中世では摂関家領「鹿田庄」との関連が強く指摘されている。また同庄関連とみられる木簡が、本遺跡の約五〇〇m東の新道



(岡山南部)

遺跡から出土している(本誌第二号)。本格的な発掘調査は一九八三年から始まり、今回報告の調査は第九・二一次調査にあたる。二度に分けて行なった医学部附属病院棟建設に伴うもので、調査総面積は四七四八㎡である。両調査では、平安時代末から室町時代を中心とした集落を確認し、建物・井戸のほか、木棺墓、大小の区画溝や池状遺構などを検出した。大形溝は近世まで継続するものが多い。その他には、弥生時代の水田関連遺構(畦畔・溝)も検出された。

今回報告する木簡は、第九次調査出土のものが二点と、第二一次調査出土のものが一点である。

一 第九次調査

木簡(1)は一辺二五m程度の方形を呈する池状遺構の底面から出土した。遺構の時期は、出土土師器の年代観から平安時代末(二世紀末—二世紀)と考えられる。(2)は、中世に属する井戸の掘形内に打ち込まれた状態で出土した。状況から井戸が埋没した後の所産であり、井戸の伴出遺物ではないと考えられる。また、その位置は、井戸を破壊して構築された幅六m程度の大形溝の東縁に一致し、さらに、東北側に居住域が広がることから、集落の角を意識して立てられた可能性が考えられる。同溝は、鎌倉時代後半—近世に属する。

二 第二一次調査

(1)は、調査区南端を東西方向に走る幅五m以上の大形溝の底面か

ら出土した。出土位置は、(2)に関連して述べた南北方向の大溝が、北側にとりつく交差点にあたる。東西方向の溝の時期は、遺物が少なく不明瞭であるが、室町時代→近世と判断され、底面付近は室町時代に含まれる可能性が考えられる。

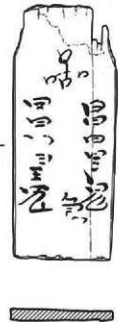
8 木簡の釈文・内容

一 第九次調査

(1) 「(符録) 鬼 急々」  
 1.23 × 0.96 × 0.1

(2) 衆生皆共成仏道夫意趣者為香夢童子第四十…施主」  
 0.90 × 0.53 × 0.04

(1)は墨跡の残存状況が悪く、赤外線テレビカメラ装置によってよ



うやく確認できる程度である。上端には道教の符籙を思わせる記号が記され、その下には二行で互いに形が類似した文字様のものがなげ、なかに「鬼」と判読できるものがある。下部中央には「急々」とあるから、以下はおそらく「如律令」と続いたと思われる。以上から呪符木簡と判断される。なお、下端断面は直線的になつており人為的に切断されたように見える。

(2)は香夢童子の供養を行ない、その功德をさらに衆生に及ぼし悉皆成仏をねがうという内容で、仏教的な供養碑のようなものか。枕状の丸太の面取りを行なつて、そこにしっかりとらした筆致をしめす。ただ下端の「施主」は窮屈な記載となっている。書体からみると室町時代後半のものではないかとの印象をうける。

## 二 第一次調査

(1) ×正四年十一月十三日 [者カ] 金阿禪門一百 [ ]

著也  
(E1)×E2×7 簡

墨痕はほとんどなく、墨の部分がわずかに浮き上がっていることからかろうじて一部が判読できる。左側の一行は表面の摩耗もすすみ判読できない。この木簡はしばらく野外にあったものと思われる。「正四年」は年号記載と思われるから、寛正四年(一四六三)、永正四年(一五〇七)、天正四年(一五七六)のいずれかに推測される。

書風や出土状況からみて前二者の可能性が高い。ここまで年代が絞り込めた遺物は鹿田遺跡では初めてであり、貴重。内容は「金阿禪門」のなんらかの仏事に関するもので、その菩提か逆修のため供養法衆を行なったことを記したものであろう。

なお、これらの判読作業は今津勝紀氏と共同で行ない、一部、狩野久氏の教示を得た。

## 9 関係文献

岡山大学埋蔵文化財調査研究センター「岡山大学構内遺跡調査研究年報」一六(二〇〇〇年)

同「岡山大学埋蔵文化財調査研究センター報」一三三(二〇〇〇年)  
(1) 山本悦世、8 久野修義(岡山大学)



二(1)



二(1)

## 木簡研究 第一七号

巻頭言——書は言を尽くさず、言は意を尽くさず—— 佐藤宗諒

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡  
左京七条一坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内遺跡 高安城間遺跡  
跡 藤原宮跡 藤原京跡左京七条一坊東南坪 藤原京跡左京十一條三  
坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四條一坊一  
町 平安京跡左京八條三坊十四町 平安京跡右京八條二坊一町 慈照  
寺境内 寄坊山遺跡群 大坂城跡 栲狹遺跡 見鏡岡遺跡 有年原・  
田中遺跡 櫻子北遺跡 曲金北遺跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡  
宮町遺跡 前橋城遺跡 芎田日条里遺跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪  
遺跡 中尊寺境内金剛院 花立II遺跡 志羅山遺跡 福井城跡 大友  
西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 水鏡堂  
町遺跡 山木戸遺跡 上福遺跡 除田小大田遺跡 米子城跡七連跡  
三田谷I遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 袖川城跡 中園遺跡Ⅲ区  
一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京(一)条一坊六坪

剱齒間遺跡採掘・遺物形勢論のために——

新潟特別研究集會の記録

榊山 明

因史跡指定答申なつた八幡林官衙遺跡：小林昌一、八幡林遺跡の時代  
的変遷：田中靖、古代越後平野の環境・交通・官衙：坂井秀英、封城木  
簡考：佐藤信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論：平川南、討論のまとめ  
書評 鬼頭清明著「古代木簡の基礎的研究」 今津勝紀

象報

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

広島・郡山城跡こみやまじょうあと  
(大通院谷地区)だつういん



(八重・可部)

遺跡は、吉田町の中心部、江の川と多治比川の合流する市街地の北東にあたる郡山城の南西麓に位置する。市街地からの比高は二〇―五〇m程で、南西方向に開けた谷地形となっている。調査区はこの谷の東側部分で、約一四〇〇〇㎡を調査した。検出した主な遺構は、一六世紀の郡山城内堀・礎石建物・掘立柱建物・井戸・溝・石垣、古代の大型掘立柱建物・土坑・竪穴住

- 1 所在地 広島県高田郡吉田町上迫かみせ
- 2 調査期間 一九九六年(平8)一月―一九九九年六月
- 3 発掘機関 駒吉田町地域振興事業団
- 4 調査担当者 新川 隆ほか
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙関連施設跡・城館跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代―近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

居、弥生時代前期から埋没が始まる旧河道などで、中世には郡山城内堀のほか毛利氏家臣の武家屋敷、古代では旧高宮郡の郡衙関連施設(本誌第一六号)が存在していたと考えられている。これらの遺構に伴う様々な遺物も出土している。中世では大量の輸入陶磁器・国産陶磁器・土師質土器・金属製品・木製品など、古代では、円面硯・緑釉陶器・墨書土器「乙足」・刻書土器「厨」・漆土器・石帯のほか、大量の須恵器・土師器などが出土している。

今回紹介する木簡は、調査区の東側で検出した石組みの井戸(S E三〇二)の底から銅製の鉄繫付皿と一揃に出土した。この井戸は屋敷の敷地内にあつたと考えられ、一六世紀後半の遺構である。規模は、現状で内径約一m深さ一・八mを測る。構造は、上部が円形、下部は方形に石組みされているが、障木は組まれていない。他の遺物としては、中層から出土した息抜きと思われる竹筒の一部や大型の木製杓子などがある。

8 木簡の釈文・内容

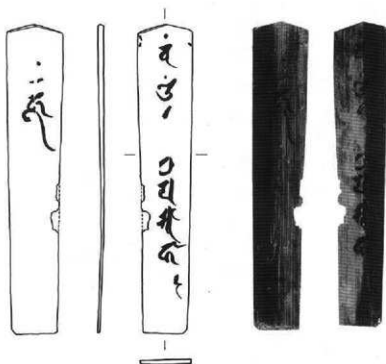
(1) ・「**青**字**□□□□** **□□□□** **□□□□**」

・「**・**」

昭和三十六 011

長方形の材の一端を圭頭加工し、表裏に梵字を墨書した御札か呪符と思われる木簡である。表面は中ほどの三文字が判読できないが下の文字が**口**と推測でき、この文字数、配列で表される真言は水





天を表す「バン水オン」しか該当する尊格がない。意訳をすると「水天に帰命し奉る成就あれ」となる。裏面は「ワン水」であるが、これを種字とする尊格は非常に多いため特定することが難しく、一慣忌尊とするに留まる。ただ、仰月点があり、流れパン字に似るスタイルは水との関連を示唆するという。表面の梵字が水天の真言とすれば、表裏とも水との関連があり、井戸の底部からの出土ということからみても、井戸に関する祭祀に使用されたものとすることができよう。出土状況から、おそらく井戸の廃棄時に鉄漿付皿とともに埋められたものと思われる。

なお、本木簡の釈読にあたっては、木下密運・渡辺軍空両氏よりご教示を頂いた。

(新川 隆)

山口・萩城跡 (外堀地区)

1 所在地 山口県萩市北片河町

2 調査期間 一九九八年度調査 一九九八年(平10)五月～一九九九年三月

3 発掘機関 山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 谷口哲一・鈴木卓・井川隆司・藤川貴和・

村崎賢一・福本和久・吉武裕文

5 遺跡の種類 城下町跡

6 遺跡の年代 江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(萩)

萩城跡(外堀地区)の発掘調査は、都市計画街路整備事業に伴う事前の調査として一九九七年度から実施され、一九九八年度が二次にあたる。調査面積は約一九〇〇㎡。調査では外堀内に形成された町屋と、外堀の一部を検出した。町屋

は遅くとも一七世紀後半には外堀内に形成されていたことが判明し、一八一九世紀にかけての二ないし三面の遺構面を確認した。検出された町屋遺構は、石垣・石列・石段・排水溝・礎石建物・埋堿・井戸・廃棄土坑・胞衣納遺構などである。

木簡は一八世紀前半～中頃の大型廃棄土坑であるSK二九三から二〇点、SK二七七から二二点が出土した。そのほかに木簡状木製品四六点が確認されている。両土坑からは多数の近世陶磁器とともに、約千点の木製品(建築部材・下駄・漆碗・櫛・箸・曲物・栓・シユロほうき・へら・舟形木製品・人形頭部など)が出土している。なお木簡に使用された樹種はヒノキ科・スギ科が多い。ここでは、SK二九三出土木簡のうち三点を紹介する。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「く鯨油九ノ八百目」

・「く符於印(兼印) 通る」

(2) 「く一米四斗三升喜右工門組」

・「く 地福村貞右工門組」

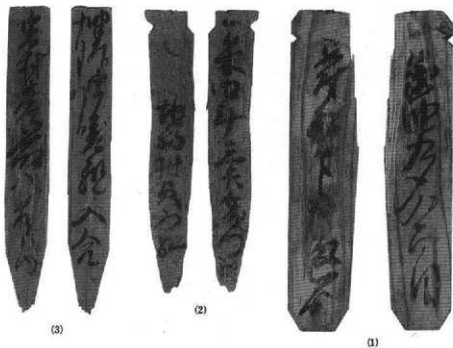
(3) 「畔頭字兵太組入合」

十月八日  
「宇田村庄や藤八郎内」

181×34×4 022

143×23×5 023

171×20×2 021



(1)は左側面上部を折損する。下端は台形にカットし、表・裏面と側面は丁寧な削り調整を施す。裏面中央には焼印を押す。(2)は上端の一部を欠損。折損はスギである。(3)はほぼ完存。全体に削り調整を施し、樹種はヒノキである。

これらの木簡は、人名、地名、商品名や数量が記載されていることから、荷札として使用されたと考えられる。(1)の「通」は現在の長門市通であり、江戸時代日本海における捕鯨基地として繁栄したところである。「鯨油」は灯明の燃料などとして搬入されたものであろう。(2)の「地福村」は阿東町地福。(3)の「畔頭」は防長地域内における組頭のこと、庄屋のもと地域の行政を担当した。「宇田」は阿武町宇田。これらの荷札に記載されている地名から、防長各地より萩城下町にさまざまな物資が搬入されたことが窺える。

9 関係文献

山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター「萩城跡（外堀地区）」〔図集〕二二一九九九年 (谷口哲一)

## 山口・周防国府跡

すおうこくふ

1 所在地 山口県防府市多々良一丁目

2 調査期間 一九九八年(平10)七月—一九九九年二月

3 発掘機関 防府市教育委員会・周防国府跡調査会

4 調査担当者 羽島幸一

5 遺跡の種類 官衙跡

6 遺跡の年代 八世紀—一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は都市計画道路「新橋・牟礼線」建設に伴い、周防国府跡第一・二次調査として実施した。道路は、史跡周防国衙跡として整備された公園に北接する東西道路から、北へ一町隔てた場所に、現行条里にほぼ平行して建設される予定である。また調査地の東には近世山陽道が南北に通るが、これは古くは、国府の基軸となつたともみられる。調査地は国府政庁推定域に近



(防府)

い位置にある。南の既調査地の自然流路からは、「三家山公」と墨書された丸木弓の弓身部分と考えられる木製品(第四次調査、本誌第九号)、「目」の墨書がある須恵器杯(第五次調査)などの文字資料が出土しており、以前より注目されている地区である。

九八年度の発掘調査の結果、周防国府で初めて明確な区画施設を伴う遺構群が検出された。雨落溝を伴う築地塀に区画された、東西幅五三mの敷地の存在を想定することができる。区画内からは、掘立柱建物・掘立柱塀・井戸・土坑・溝が検出されており、造営基準を踏襲しながら配置改変を重ね、八世紀後半から一〇世紀前半まで機能を維持・整備している様子が窺える。今回報告する木簡のほか、墨書土器四点が出土した。主体となる建物は未検出であるが、この施設の性格として国司館を考えている。

木簡は井戸から七点(うち削屑六色)が出土した。井戸は廃絶時期に井戸枠が抜き取られており、木簡はすべて抜き取り坑から出土している。須恵器・斎串・用途不明木製品などが共存しており、廃絶の年代は九世紀前半と考えている。

西区画溝からは、残存部分の形状から封緘木簡と判断される木製品が出土したが、文字はない。溝の深さは検出面から約1m、逆台形状を呈し、溝を埋めた土の層序は、上下二層に大別されるが、上層からは遺物の出土はほとんどなく、下層から封緘木簡をはじめ、木製食器、建築部材など多量の木製品が出土した。この溝は建物群

の最終時期まで維持されず、九世紀代には機能を停止している。  
 8 木簡の釈文・内容

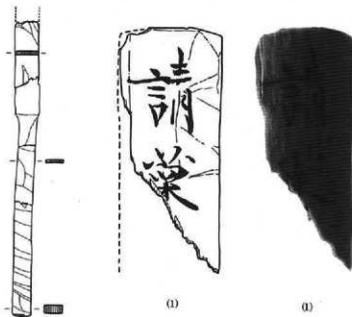
(1) 「請菜」

(81)×(32)×4 881

木簡はヒノキの板目材を加工しているが、裏面は調整痕跡がなく割られたままになっており、再利用のため割って剝離された断片である可能性も考えられる。宛先が記されていないが、「請」から始まる請求木簡と判断している。二文字目は「菜」とするのが妥当と考えるが、「ツ」部分の左払いが一本多い。井戸からは他にも小片で文字の判読はできないが、削屑が六点出土している。

なお西区画溝から出土した封緘木簡は、ヒノキの柱目材を加工して羽子板の柄状に作りだしたものの下半分で、折られて四片に分かれる。広範囲にわたって、バラバラの状態で出土している状況から、上流で破棄され溝に棄てられたと認識している。羽子板状の柄、残存部上端左右に残る切り込みの痕跡、そして裏面はその大半が割ったままに調整されていないことから、封緘木簡と判断できる。本体部を表裏に割いて用いたが、廃棄時にさらに割いたため、柄部下端から約3cmのところまで割りが通み、そこで切離されたとみられる。残存部分に墨書は確認できない。長さ(三八二)mm幅三〇mm厚さ三mm。柄部の長さが二六cmあり、柄部が長く、全長も長大なものに復原できる。

木簡の釈文については、京都学園大学の八木充氏のご教示を受けた。  
 (羽鳥幸一)



(参考) 封緘木簡

## 山口・東禅寺・黒山遺跡

- 1 所在地 山口市大字錦銭司字大岡
- 2 調査期間 一九九九年(平11)五月～一〇月
- 3 発掘機関 山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 西田 宏・村崎賢一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 九世紀前半～一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(小部)

本調査は、調整池を建設する南若川一般河川改修・二級工事に伴うものである。調査対象地は、山口市の中心部から南へ約一・一km、吉南平野の北東部の水田地帯に位置し、山口山地より南流する金毛川、高橋川が形成した扇状地の扇端付近にある。

平安時代に皇朝十二銭を鋳造した官営工房跡である開防錦銭司跡は、金毛川を挟んで調査区の対岸にあつた。

る。

本調査で出土した主な遺構は、古代・中世の掘立柱建物・土坑・井戸・溝・堀葬遺構・畑などで、これらの遺構に伴う遺物が出土した。

今回報告する木簡は、調査区の中央北寄りで見出した一五世紀の井戸の底面付近から出土したものである。この井戸は、上端の直径二・二・二m、底面の直径〇・九m深さ一・七mを測る。平面形はほぼ円形である。この井戸からは、木簡以外に土師器の杯、青磁の椀、瓦質土器の鍋や、漆椀の底部や曲物の一部などが出土した。

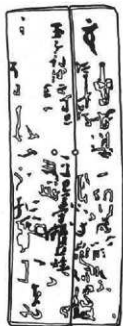
### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「一切日皆善 一切宿皆賢」



この木簡は、中央で左右に割れるが、完形である。中央部に釘孔をもち、表面のみに墨書が認められ、梵字「バン」を文頭に記す。御札の類と思われる。

なお、本木簡の釈読にあたっては、山口芸術短期大学の田中倫子



氏にご教示ご協力いただいた。

(西田 宏)

## 徳島・敷地遺跡<sup>しきじ</sup>

- 1 所在地 徳島市国府町敷地
- 2 調査期間 一九九九年（平11）四月～二〇〇〇年三月
- 3 発掘機関 徳島県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 氏家敏之
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代後期～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

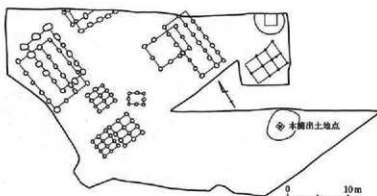


(川 島)

本調査は、道路改築事業徳島環状線建設に伴うものである。調査対象地は、徳島市の西部にあたる。一―五区の調査区を設定し、九四九六㎡を調査した。

調査対象地は阿波国府方八町推定域から北に約一〇〇m、国庁の存在が考えられている四国霊場一六番札所観音寺や、また多数の木簡が出土した観音寺遺跡（本誌第一〇・二二号）付近からは北に約六〇〇mの地





主要遺構配置図

点である。

本調査で検出した主要遺構は、古墳時代の二期（五世紀末・七世紀前半）の竪穴住居群・土竊墓、奈良時代～平安時代にかけての掘立柱建物・井戸・土坑・溝・水田などである。

今回報告する木簡は、掘立柱建物によって構成された居館の敷地内に構築された井戸より出土したものである。居館は「コ」の字状に建物が配されており、建て替えにより八世紀前半と八世紀後半～九世紀前半の二時期のものが検出されている。木簡の出土した井戸は前者に伴うものである。

井戸の掘形はほぼ円形で、径四・七m深さ二・八mを測る。井戸枠は検出面より下約1m以上については木質が遺存しており、隅柱

をもつ方形で内法は九〇cmである。井筒には、径四〇cm深さ二〇cmの円形の曲物が挿えられていた。木簡以外の出土遺物には、刀形木製品・曲物・檜扇・用途不明木製品・土鏝・土師器皿などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「勝浦板野麻殖那賀」

50x50x10 011

木簡は短冊型と考えられるが、「那賀」の下の右側に切り込みが見られる。内容は阿波国七郡（阿波・麻殖・板野・名方・美馬・勝浦・那賀）のうちの四郡の郡名を記したものである。（氏家敏之）





(徳島)

池・両屋敷を区画する溝や  
欄列、大量の瓦や陶磁器を  
廃棄した土坑・井戸・池状

## 徳島・徳島城下町跡

とくしまじょうかまち

1 所在地 徳島市中徳島町二丁目

2 調査期間 一九九九年(平11)六月―二〇〇〇年二月

3 発掘機関 徳島市教育委員会

4 調査担当者 勝浦康守・北條ゆうこ

5 遺跡の種類 城下町跡

6 遺跡の年代 一六世紀後半―一九世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は徳島城下町を形成する六つの島のうち、徳島城が構えられた「徳島」に位置する。安政年間(一八五四―一八五九)に描かれ

た「御山下島分絵図・徳島」からは、調査地が徳島藩士「酒部丹後」「寺沢弥次右衛門」の両屋敷跡の一面に該当することがわかる。

調査では、「酒部」「寺沢」両屋敷を区画する溝や欄列、大量の瓦や陶磁器を廃棄した土坑・井戸・池状

遺構を確認し、屋敷裏地における土地利用形態を窺い知ることができると考えられる。

木簡は、酒部家屋敷の裏地に位置する池状遺構より出土した。その形態・規模は、長辺八m×短辺六mの長方形を呈し、深さ一・二―一・三mを測る。底部中央には升状の木組を設置しているが、用途は不明である。池状遺構は当初は溝と接続していたと考えられるが、後に溝への開口部に石組が構築され閉塞する。木簡は底部に堆積した層厚一〇―二〇cmの水成堆積層からの出土である。木簡の出土総数は一〇〇点余り。水成堆積層の中には木簡をはじめとする生活物資が廃棄されており、肥前産陶磁器や、木製品では木簡・箸・柳・羽子板・傘・下駄・曲物・折敷・箆・へら状製品などが出土している。

池状遺構の存続時期については、木簡に酒部家初代の「酒部勘左衛門」や二代目以降が度々使用する「酒部舎人」が見られることと出土陶磁器の年代観との照合から、初代酒部勘左衛門が召出される寛永一七年(一六四〇)から二代目酒部舎人が隠居する元禄一一年(一六九八)頃までと考えられる。

その後、池状遺構は一七世紀末の屋敷裏地における土地改変に伴い、人為的に埋め戻されたと考えられる。

### 8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「く」酒部舎人様 かぢこ 惣右衛門  
 ・「く」上々□□ 五〇  
 (186)×31×5 039
- (2) ・「く」酒部勤左衛門様御用 かぢこ 惣右衛門  
 ・「く」由良浜御番物七拾□□  
 (御用々)  
 171×28×4 032
- (3) ・「く」酒部勤左衛門様 □□  
 ・「く」上々生諸白 梶や惣右衛門  
 170×26×5 011
- (4) ・「く」酒部舎人 手嶋□□門  
 御内□□ 内より  
 ・「く」干鯉  
 286×25×4 032
- (5) ・「く」酒部舎人殿 伊吹五兵衛  
 御内へ  
 ・「く」干鯉□枚  
 212×40×2 011
- (6) ・「く」酒部舎人様  
 ・「く」下大野村 喜左衛門  
 米五斗  
 177×25×8 033
- (7) 米□□ 田野村 九郎右衛門  
 (147)×21×2 039



(10)裏



(5)表



(3)表



(2)表



(1)表

(8) ・「  樺右衛門

おりん 参

は、

・「  あこ式十 いなはよりあ  

「181×28×3 08

(9) ・「 酒部舎人様内岡本  太夫  ・「 か  す 

(128)×(11)×5 08

(10) ・「 松平阿波守内・「 松平阿波守内

(125)×51×8 08

ここでは、整理がすんだもののうち、一〇点を掲載する。木簡はいずれも荷札であり、表に受取人と送り人の名前、裏に送り荷の品名を書くのが基本パターンである。

(1)～(3)の「かちこ惣右衛門」や「梶や惣右衛門」は、酒部家の当主に対する敬称に「様」を使用していること、また、送り荷に「生諸白」が見られること、さらに、品物が「由良浜御番」(淡路の由良に置かれた番所)を経由させていると考えられることから、物資の調達に動いた商人の名である可能性がある。

一方、(5)の伊吹五兵衛は、酒部家当主に対し、敬称に「殿」を使

用していることから、この木簡は武士間での物のやりとりを示すものである。「干懸」は上級藩士である「酒部舎人」に対し、「伊吹五兵衛」から送られた贈答品であると考えられる。正月などの祝祭事あるいは季節時に行なわれる贈答慣習を示す可能性がある。

(6)(7)は、酒部家の所領地である「下大野村」(阿南市・羽ノ浦町)や「田野村」(小松島市)から得られる米が、年貢米として納められていることを示すものであり、徳島藩の統治制度である地方知行を裏付けるものである。ここに紹介する資料以外にも、「五斗」の記載が多く見られることから、「五斗」が基本単位の数量と考えられる。

(8)(9)は酒部家の俸給を受ける者(おりん・岡本  太夫)たちへ荷が送られる際に使用されたものと考えられる。

(10)は「松平阿波守内」より下を欠損するが、「酒部……」と続くことが想定される。阿波国外から品物を送る場合の標記方法の一例を示す可能性が考えられる。

このように今回出土の木簡は、一七世紀後半の武家社会における物資流通の具体的な様相を窺い知ることのできる資料である。

なお、木簡の釈読にあたっては、徳島市立徳島城博物館の根津寿夫氏にご教示いただいた。

(勝浦康守)

## 福岡・今山遺跡

- 1 所在地 福岡市西区横浜二丁目
- 2 調査期間 第八次調査 一九九九年(平11)九月～二〇〇〇年三月

3 発掘機関 福岡市教育委員会

4 調査担当者 米倉秀紀

5 遺跡の種類 港河施設跡カ

6 遺跡の年代 縄文時代、弥生時代、古墳時代、平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(福岡)

今山遺跡は弥生時代の石斧製作遺跡として著名であるが、今回の調査は、今山の東麓を走る主要地方道の拡幅工事に伴うもので、幅約5m長さ二五mを調査対象とした。調査区の標高は三・九mである。検出した遺構・遺物は、平安時代の溝、古墳時代の製塩土器群、弥生時代の石斧製作関連遺構、縄文時代

前・中期の遺物包含層で、地山の標高は最も低い所で五〇cmである。

木簡が出土したのは平安時代中頃の溝で、この溝は調査区南端近くから始まり、北側に伸びて調査区外へ続いている。溝は底で幅約二・二mを測り、上幅五m深さ二・五m前後と推定される。南側両壁は石垣を施し護岸している。溝の底の途中に地山削り出しの土手が二カ所あり、土手を境に北側が深くなっている。南側土手は幅一mと広く、杭の痕跡が約一〇本ある。北側土手は幅五〇cmと狭いが、上面の標高を南土手とあわせている。南側土手から北には下層に水分を多く含んだ砂の堆積層があり、木簡はその層から自然木などとともに出土した。江戸時代の絵図によると、調査区北側には海が湾入しており、溝は湾の奥まで伸びると思われる。溝の南側土手から北には、満潮時には海水が入っていたとみられ、土手の存在や溝幅の狭さなどから、ドブツクの可能性が考えられる。

三点の削層が出土したが、字が判読できるのは一点のみである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 南 □ □



(米倉秀紀)



(甘木)

豊後に抜ける交通の要衝であった。長安寺廃寺跡は朝倉町のほぼ中央部の長安寺区に所在する。本遺跡は江戸時代から、齊明天皇が行幸した朝倉橋広庭宮跡の比定地と考えられてきた。この伝承にもとづき、一九三三年より「宮跡」究明のため数回の発掘調査が、福岡県により行なわれた。「福岡県史蹟名勝

## 福岡・長安寺廃寺跡

- 1 所在地 福岡県朝倉郡朝倉町大字須川字馬乗・鐘突
- 2 調査期間 第八次調査 一九九九年(平成)一月―三月
- 3 発掘機関 朝倉町教育委員会
- 4 調査担当者 姫野健太郎
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 八世紀前半―十一世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

朝倉町は筑後川中流の右岸に位置し、古代においては大宰府から豊後に抜ける交通の要衝であった。長安寺廃寺跡は朝倉町のほぼ中央部の長安寺区に所在する。

本遺跡は江戸時代から、齊明天皇が行幸した朝倉橋広庭宮跡の比定地と考えられてきた。この伝承にもとづき、一九三三年より「宮跡」究明のため数回の発掘調査が、福岡県により行な

天然記念物調査報告書」第二二輯(福岡県 一九三七年)によると、寺域推定地のほぼ中央に「葺石の如き状態」で地固めされた区域と、寺域推定地の東端において、南北四六尺東西三四尺の規模をもつ三間×五間の南北棟礎石建物が検出されている。また、三七点の墨書・ヘラ書・刻印土器が報告され、これら墨書土器の内容から寺名を「朝倉大寺」とし、主要伽藍のほか僧坊・食堂・鐘樓などの建物を持ち、四〇人以上の僧侶を配する寺院と推定している。その後、「朝倉橋広庭宮跡伝承地第三次発掘調査報告書」(九州歴史資料館 一九七六年)では、寺域東端の礎石建物を四間×五間の南北棟と修正したうえで、検出遺構を総合的に考察し、「宮跡の存在は勿論、主要伽藍の存在さえあやぶま」れ、「かなりの大寺院を想定していたが、それさえ検討を要する」として、寺院の規模を下方修正した。一九九七年からは、町教委が大宰府式鬼瓦、鴻臚館・老司式の瓦が出土する「長安寺廃寺跡」としての遺跡保護を目的に、範圍確認調査を行なっている。第八次調査は、一九九三年に調査された東西方向の落ち込みを寺域の北端の溝と想定し、寺域北辺区画溝の様相を把握するために行なわれた。溝は概ね東西方向に流れ、これと直行する方向に三×二mの調査区を設定した。

調査の結果、溝は幅九m深さ一・二mで、断面は逆台形状を呈することがわかった。遺物の出土は周辺の整地土の流れ込みを挟んで、上層と下層に分かれる。整地土の流れ込みから出土した遺物は概ね

奈良時代後半で、木簡の多くは整地土流れ込みの上面付近で出土した。また、遺物は両岸から廃棄されており、溝の南北に建物が見定されるが、建物の性格は不明である。

なお、一九三三年から二〇〇〇年までに、九五点の墨書土器が出土している。その内容は、「大寺」「寺」「知識」など寺院に関するもの、「乙成」「又王」「何東」（筑前国上座郡何東郷）など固有名詞と考えられるもの、「主帳」「須」「小」「申」「中」（ハラ書き）などがある。

## 8 木簡の釈文・内容

(1)

・ [座座座座座] [座座座座座]  
 (削り残り)

・ [ ] [ ]  
 (削り残り)

(285) × (36) × 11 081

(2)

「万呂民上主村国」  
 [上] [ ]

(138) × 28 × 9 019

(3)

「二升合」 [各] [次] [ ]

(80) × 23 × 4 081

(4)

「二升合」 [各] [次] [ ]  
 (157) × (20) × 4 019

(5)

・ [宗] [表面]  
 ・ [ ] [左側面]

「不」 [裏面]  
 (65) × 17 × 15 085



(裏面)

(左側面)

(表面)

(5)



(2)



(1)

出土木簡は全部で五点。(1)は上下折れ、右削り、左削れ。表面は「座」字の習書であるが、あるいは本遺跡が位置する上座郡と関係するか。(2)は上・左右削り、下折れ。右側面の削りは左側面よりも荒く二次的削りの可能性あり。裏面は加工され、あるいは何らかの木製品を転用したものか。歴名風の木簡とみられる。(3)は上下折れ、左右削り。小断片であり、文字は確定し難い。(4)は下折れ、左削れ。上部は丸みをつけて加工する。荷札か。「各マ」は「額部」で額田部のことであろう(「平城宮木簡」三、二九一五号・三一九五号木簡など参照)。(5)は四角柱の三面に文字を書く。上部は四角錐状に削る。中国ではこうした形状の木簡は「觚」と呼ばれる。同様の形状のものは徳島県観音寺遺跡に例がある(本誌第二〇号)。裏面を中心に焼痕あり。

いずれも字数はあまり多くなく、不明な点も多いが、墨書土器の記載や郡名と関係するとみられる習書から、本遺跡が上座郡のいわゆる「郡寺」である可能性も想定できよう。また、「觚」状木簡の出土も興味深い。

なお、木簡の釈読は奈良国立文化財研究所の樋野和己・馬場基が行なった。

(117 樋野健太郎 8 馬場 基(奈良国立文化財研究所))



## 木簡研究 第一六号

巻頭頁

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京三条三坊四坪 薬師寺旧境内 大安寺旧境内 興福寺旧境内 東大寺 阪屋阪戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡 右京九条四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 持快遺跡(1) 持快遺跡(2) 砂入遺跡 柿布ヶ崎遺跡 見蔵岡遺跡 木梨・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二丁宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 大皮支遺跡 杉崎庵寺 元総社寺田遺跡 南A遺跡 安守島城跡 山王遺跡 今坂遺跡 弘田欄跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 戸木大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 タテチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 郡山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の呪符木簡について

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいつ廃棄されるか

史料紹介 近世の畳の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

巻報

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

山里純一

奥野義雄

今泉隆雄

今津勝紀

鈴木京一

## 大分・飯塚遺跡

1 所在地 大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ

2 調査期間 一九九九年(平11)一月～九月

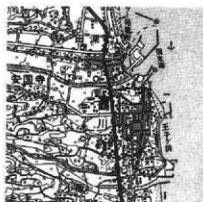
3 発掘機関 国東町教育委員会

4 調査担当者 永松みゆき・藤本啓二

5 遺跡の種類 集落・泥湿地跡

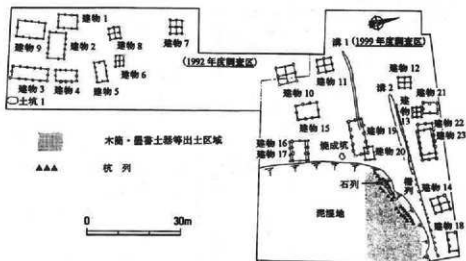
6 遺跡の年代 八世紀後半～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(鶴川)

調査対象地は、国東半島の東岸ほぼ中央に位置する国東町の中心部にあたり、町の中心を東西に流れる田深川下流域右岸で、現国東港より南西へ約1kmの沖積層の水田地帯に位置する。東側には九世紀頃の古瓦が出土した桜八幡社があり、西側の独立丘陵上には、中世の飯塚城跡がある。本遺跡は丘陵下の沖積地上、標高約三～五mに位置する。国東半島はかつての豊後



遺構配置図

国田郡にあたり、「和名抄」によれば、同郡には七郷（但しうち一郷は他郷の重出かの名が見えるが、当地はそのうち国前郷に含まれる）と考えられる。一九九二年に行なわれた南側隣接地の調査では、古代の掘立柱建物を検出した（国東町教育委員会「飯塚遺跡 大分県国東町文化財調査報告書第二巻」一九九四年）。

本調査は、東国東広域総合文化施設建設に伴うものであり、調査区は東西約七〇m、南北最大幅約六〇mで、面積は約三五〇〇m<sup>2</sup>を占める。調査区の東半部に泥湿地が広がり、その西側と北側に掘立柱建物群があるが、その中でも北側の密集度が高い。建物は全部で一四棟検出したが、そのうち五棟は、二間×二間の総柱建物である。北側の建物群では、汀線沿いに東西に走る横列があり、建物群はそれに沿って東西に並ぶ。根石を伴う建物三三は六間（柱間一・八一二）×二間（同二・三三）で、検出した建物中で最大規模である。泥湿地は、検出した範囲では最深一・五mで、北側建物群から東南側への傾斜地に、約三〇cmの厚さで包合層の主体となる黒褐色粘土層が堆積していた。そして北側の汀では、汀線に平行に杭列と人頭大の石列が検出され、泥湿地へ張り出すような構造物があったとみられる。その他、溝状遺構・焼成坑などを検出した。

遺物は現在まだ整理調査中であるが、泥湿地内の主に北側建物群の近く、杭列の南側から最も多く出土しており、墨書土器や木製品・木簡が黒褐色粘土層に含まれていた。その他、黑色土器・製塩

土器・貿易陶磁器・大型土鉢などの土器類、布目瓦、石帯、馬形・曲物・杓文字・種・皿・碗・糸巻・櫛・鏝・横櫛・下駄・杭状人形・陽物形などの木製品、多量の木片、種子・ひょうたん・木の葉、白黒の玉砂利・獣骨などが出土した。

大分県下の土器編年などによれば、泥湿地より多量に出土した土師器杯・皿、墨書土器を主とした須恵器杯蓋・杯身は、八世紀後半から九世紀初頭頃までのものであり、中には九世紀後半に下るものも含まれている。また緑釉陶磁碗・中国産白磁碗Ⅰ類・越州窯系青磁碗Ⅰ類・黒色土器A類碗は、九世紀一〇世紀頃のものと考えられる。なお二世紀一四世紀を主とする時期の土器類も上層の堆積層から出土している。

文字資料としては木簡五〇点の他、墨書土器（須恵器杯身・黄、土師器杯身）が約一〇点、ヘラ書土器（土師器杯身）が二点（うち一点は「大心」あり、墨溜痕が見られる土器も約一〇点出土している。墨書はその大半が「種」「種万」であり、他に「二」がある。なおその他、解説不明なものが数点ある。

#### 8 木簡の釈文・内容

- (1) □二月十七日作人十二人

太□

〔318〕×〔52〕×〔8〕



- (8) □□□□□□□□<sup>〔移カ〕</sup> 納七十五束  
 (174)×(93)×5 081
- (9) ・ 八月<sup>〔十カ〕</sup> 二日□□□□ 五百廿<sup>〔(前リ残リ)〕</sup>  
 六月廿日下六十七<sup>〔(前リ残リ)〕</sup> 残所十四束八把 友□  
 三百廿二束<sup>〔(東カ)〕</sup> 友□  
 (210)×(34)×7 081
- (10) ・ 以六月十一日下糴廿九束四把□□<sup>〔×〕</sup>  
 □□□□□□□□<sup>〔月カ〕</sup> 十三日□□  
 (120)×(18)×3 081
- (11) ・ 石丸上春息米□  
 (113)×20×6 039
- (12) ・ 秦宮次息米□  
 〔V〕嶋丸米二升十□八□  
 (113)×13×7 039
- (13) ・ 鳥女十束 □ 刀自女十束<sup>〔阿カ〕</sup>  
 □ 女十束 田長丸女十束 成次女五束<sup>〔五カ〕</sup>  
 丸女五束上<sup>〔東カ〕</sup>  
 (99)×4×7 011
- (14) ・ 田□田□并□<sup>〔利カ〕</sup>  
 □ 車□田□并□  
 (135)×45×6.5 019
- (15) 雑<sup>〔物カ食カ〕</sup>所□□<sup>〔食カ〕</sup>  
 人□  
 夫五人 金<sup>〔三カ〕</sup>所一人 今丸<sup>〔切カ〕</sup>一人 柳丸<sup>〔切カ〕</sup>一人 松<sup>〔切カ〕</sup>一人  
 工三人 □ 一人 □ 木工二人 □ 丸<sup>〔多カ〕</sup>九<sup>〔切カ〕</sup>  
 535×49×7 011
- (16) 造所請<sup>〔工功カ〕</sup>□□ 酒 工十二人<sup>〔工功カ〕</sup>  
 314×36×7.5 011
- (17) □□ □□ 十<sup>〔人カ〕</sup>所給物百廿<sup>〔人カ〕</sup>  
 (160)×33×4 019

08 □綱置一人

(137)×(42)×6 009

09 「十八」

(206)×24×11 061

20 ・「召□□<sup>〔所々〕</sup>作人□□<sup>〔署〕</sup>

・「知月廿日以前作畢其狀申於殿門不得怠倦 專当珍榮師 十一月十八日被宣国前臣刀佩」

512×21×9 011\*

21 「今日物忌不可出入」

1502×25 002\*

26 「大式從四位上藤原朝臣□□□□」

22 「<(符藤) 鬼□□□□<sup>〔急急如律令カ〕</sup>

(138)×45×9 003

26 「<sup>〔前残り〕</sup>□□□□<sup>〔宗良 宗良〕</sup>」<sup>〔(繪册)〕</sup>

241×23×1 061

23 ・「以四月廿三日□□□□

尿丸 □□丸

27 ・「武藤原朝臣

□□□□<sup>〔繪册〕</sup>

(77)×21×1 061

・「<sup>〔可〕</sup>□□□□<sup>〔前残りカカ〕</sup>

乙方

(122)×60×3 019

28 「。武藏里□□□□<sup>〔奉カ〕</sup>

・「。馬□□□□馬<sup>〔武藏里長〕</sup>

(156)×21×5 019

波□□

・「□□□□<sup>〔前残り〕</sup>

(130)×23×1 061

29 「<sup>〔足〕</sup>□□□□<sup>〔田原相云所子〕</sup>

・「<sup>〔作〕</sup>□□□□<sup>〔中又壓位不〕</sup>

286×27×6 011

25 □□□□<sup>〔益刀自女〕</sup>

(116)×21×1 061

30 「六月□□□□<sup>〔日カ〕</sup>

六月□□□□□□□□

(256)×48×8 019





(25)



(1)



(7)



(16)



(22)



(12)



(11)





(19)



(5) 裏



(参考 人形)



(参考 人形)



(参考 人形)



(9)

人ないし二人、そして(1)では二人であるから、ほぼ三人が作田労働の一つの単位になっていたことがうかがえる。

ところで作人の内訳中には、「太」「少子」「殿子」という語が見える。そして(2)では「少子」と「太」が、(3)では「殿子」と「少」が対になっていることからすると、「太」と「殿子」とは同じ意味を持つのであろう。「少子」は大室令制下では一七歳以上二〇歳以下の男子を意味した。ただしこの木簡は後述するように、既に大宝令の時期のものではない。その後「少子」は養老令では「中男」と変わり、また天平勝宝九歳(七五七)四月には、一八歳以上二二歳以下と変更された。また大宝・養老令制下では四歳以上一六歳以下を「小子」と言ったが、右の「中男」の年齢変更に伴い、四歳以上一七歳以下となった。

このように令制の年齢規定には「少子」「小子」があるが、木簡の「少子」がこの意味で使われていると考える必要はない。平城京左京三条一坊で大量に見つかった長屋王家木簡の中には、「西宮少子」「大司少子」「少子」などが頻出する。それらは王家に仕える青少年たちを示しており、必ずしも法律の規定にかかわらずない用法であったとみられる。しかも飯坂遺跡ではそれと対になる「殿子」「太」は、令制用語ではない。したがって(2)(3)の「少子」も長屋王家木簡と同様に、令制用語ではなく、青少年という意味であったのではなからうか。そして「殿子」「太」は、他に類例を知らない

が、成人男子のことを指すのであろう。

第二は(5)と(6)で、稲穀の収納や出納に関わる一節である。(5)は全体に墨の残りが悪く読めない部分が多いが、九月から二月まで、日付の配置からすると、主には一〇月の日付を順に表裏に書き、その下に「加納春息米」の量を記す。日毎の収納量を書き付けた木簡である。一〇月一八日と二二日について、その下に書かれた「真麻呂(丸)」は「春息米」の納入者である。さらにその下に書かれた「池作」は、「助収」にあたった人であり、一九日・二二日にも見える。「加納」の意味するところは、「加」を重視すれば、本来あるべき納入量に付加されて納められたものという意味にならうが、あるいは単に「納」というのと同じかもしれない。また「息米」は利息として支払う米の意味であらうか。しかし二二日の部分では、「依真丸田」とあることからして、人ではなく田に賦課されたようであり、どう理解してよいが不詳。

この木簡は日毎の米の収納量を書き上げたものであるが、長さ八四四mm幅六七mmと大きく、上端の左右には切り込みを持つ。こうした大型木簡に日付を追って記録を書いたものは、これまでにも滋賀県高島町鴨遺跡出土の貞観一五年(八七三)の木簡(本誌第二号)や、藤原宮跡出土の弘仁元年(八一〇)の木簡(奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概観』七、本誌第五号)などの例がある。これらの大型木簡は倉札と呼ばれるもので、荘園などの管理や経営の

拠点において用いられたものである(原秀三郎「倉札・札安考」本誌第八号)。こうした出土事例を参考にすると、本遺跡出土の(5)も倉札の例に加えることができよう。そして鴨遺跡の木簡には釘に掛けるための孔があり、壁に掛けて用いたとみられることからすると、(5)の切り込みも紐をくりつけ、壁の釘に掛けるためのものと考えることができる。すなわち壁に掛けられたこの木簡に、某年九月以降二月まで、主に一〇月の間、収納した日毎に米の量を書き付け表が一杯になると裏返してさらに書き継いでいったのである。

一〇月というこの桶の収束の時期としてはやや遅い感はあるが、先の藤原宮跡出土の倉札でも一〇月二〇日の収納があり、収束時期と、その後の何らかの手続きを経た上での収納までの間とに、若干の時期差があることも想定できよう。(6)も「勸納」とあることから、収納した桶の量を示すものである。「公男□」は納入者の名であろう。

(7)(8)は倉への桶の移納や収納の記録、(9)(10)も桶の出納記録だが、現存部分では支出を記している。(7)は左右両辺に刻み目があり、表面左辺では上から一〇カ所目の刻み目に刻線をつける。裏面ではやはり左辺の、上から五・一〇・二〇カ所目に、同じく筋線をつけている。上端から各線までの長さは、表面は五九〇、裏面では三五・六七・一二五となる。この数字からすると、かなり誤差はあるが、刻み目一〇個で一寸になるようにした物差しに、木簡を転用したのかもしれない。しかし刻み目の間隔はばらつきが大きいし、途中に

刻み目のない部分もあり、検討の必要がある。(11)(12)は個人名と「春息米」「息米」を記しており、(5)の春息米の納入と関わり、各個人がそれを納入した際に用いた付札である。これらを日々合計して、(5)は作成されたであろう。

第三は(13)(14)で、出挙に關係する木簡である。(13)は複数の女性の名と、その下に書かれた「十束」ないし「五束」という桶の量の記載がある。女性と桶との關係は明示されていないが、これは出挙の量を表すものと考えられるのではなからうか。常陸国衙付属工房跡とみられる茨城県石岡市鹿の子C遺跡から出土した漆紙文書の中に、公出挙の貸し付け原簿(出挙帳)とみられる帳簿が含まれているが、そこには男女ともに個人毎に三月いくら、五月いくらと、「十」から「卅」までの数字を書いている。これは桶の束数であろう。この書式は(13)木簡と類似しており、かつここでは貸し付け数は一〇束単位であるが、(13)でも一〇束が多く、また五束、一〇束とさりの良い数字となっている。こうしたことから(13)は、個人ごとの出挙の貸し付け量を記したものであると判断する。木簡に見える限りでは、作人には男性がなり、出挙の対象には女性になるという興味深い男女の差がある。ただし(5)(11)(12)の「春息米」も出挙に関わるとすると、その納入者は、知られる限りでは、男性ばかりである。

(14)も「利」という語から、出挙に関わるとみられる。第四に(15)(16)で、木工・金工などの手工業に関わる木簡群である。

④は読めない部分が多いが、「雑物所」の食を請求ないし支給したことを示す木簡である。支給対象者には、「夫」と「工」があり、前者の中に「金口所」に属する人と、「松切」がいる。松は燃料用であろう。そして後者の中には「木工」がいる。本遺跡からは多くの木皿をはじめとする木製品や、轆轤の爪痕の残る木材片が出土しており、「木工」の存在を裏付ける。この木簡からは「雑物所」という組織があり、ここでは木製品のみならず金属製品を製作していたことが窺える。

⑥は「造所」が工のために酒を請求している木簡である。「造所」は④の「雑物所」と同じものであろう。⑦も工への給物の可能性があろう。⑧は労働の内容による内訳部分である。「綱置」の意味はよくわからないが、夫の一種であらう。⑨は刀形（重刀で切っ先は尖らない）の刀身の根元、目釘穴の上に数字を書く。飛鳥池遺跡出土の釘形木製品に、「□□人皇□／百七十」「大釘一」（本書第一四号）などと書かれていたことを参考にすると、この刀形は様であり、これを見本に刀を一八振作ることを意味していると考えられる。そうであるなら、これは金工（鍛冶）の存在を示すものである。なお⑫でも、水田の作人のことを書いた木簡に「工」が見える。

⑩は召文で、召喚の対象になった某所作人は工人であろう。名前是不詳ながら、殿門と敬称される人物、専当としての僧珠楽師、その宣を受けた人として、この地方の有力氏族である国前臣の人物が

登場する。

第五に信仰・宗教に関わる木簡で、⑫⑬がそれにあたる。⑫は自然の木の枝を切り、下端を尖らせ、上端に面取りをして文字を書く。物忌札であるが、こうした形態のものは初の出土である。門口等に突き立てたのであろう。やはり昨年、長岡京跡で長さ一一〇cmの長大な物忌札が見つかったが（本号三七頁）、それよりも長い。このような形状のものには、茨城県鹿嶋海岸北部采里遺跡・群馬県二之宮宮東遺跡・岡山県鹿田遺跡などから出土した塔婆があり（本誌第八・一五号、本号一〇四頁）、また現在でも使用例がある。⑬は呪符である。その他、人形・馬形などの祭祀用具も出土している。特に人形は、男性・女性の両方あり、形状も平面的なもの・杖状のものと、種類に富む。

第六に歴名の木簡で、⑭⑮である。いずれも断片であるから、内容全体は不詳だが、⑭は男性名を列挙しており、書き出しから判断すると、⑭に類するものかもしれない。⑮⑯はもとは同一木簡の破片とみられるが、直接には接続しない。

最後にその他で、⑰⑱は楯扇である。⑱の「大武」は大宰府の官人であり、⑰も大武か少武であろう。同筆である。いずれも藤原朝臣であり、名は記されていないため特定できないが、一〇世紀以前で従四位上の藤原氏が大武であった例としては、八世紀の田原呂、九世紀の藤原（嗣）・広敏・衛・冬緒・保則、一〇世紀の興

範・扶幹・朝忠・元名が知られる(「国司補任」参照)。なぜこうした棺槨が出土したか、本遺跡の性格にも関わってくるであろう。⑧には「武藏里」とあるが、「和名抄」によると、国東半島にあたる豊後国国埼郡には武藏郷があり、現在も武藏町が国東町に南接する。

表面には「武藏里長」とも見えるが、木簡の内容は不詳であるし、後述のように木簡の時期は、里制が施行されていた八世紀初頭以前とは考えがたい。⑨の右側面は二次的に削って整形。文書木簡だが、読めない部分が多く、内容は不詳。しかし「田屋」などがあり、水田経営に関わる可能性がある。⑩の右側面及び⑪の左側面は二次的に切断。

⑨の一文字は「日」か「口」とみられる。⑩⑪は習書。⑫は角柱状の材の三面に文字を記す。⑬は曲物の底面外面に墨書したもの。

さて、残念ながら年記を記した木簡はないが、木簡の書風や、令制とは異なる年齢区分の用語、人名の麻呂・万呂を多く「丸」で表記すること、⑬の「大武從四位上藤原朝臣」に該当する人たちの時期などから判断して、木簡は九世紀頃のものと考えられよう。伴出した、下端を尖らせた枕状の人形も、奈良時代よりも時期が下るとみられるところである。

木簡から遺跡の性格を考えてみると、まず農業経営を行っていたことがわかる。そして四月や六月に作人を組織していることからすると、賃租ではなく直接経営をしていたことがわかる。作人の数

や加納春息米の量からすると、かなりの面積の田地とみられるし、出挙も行っていた。そしてさらに工・夫を組織して木製品・金属製品の製作も行なうという、多角的な経営の実態が浮かび上がってくる。したがって倉を含む多くの建物が建ち並ぶ本遺跡は、そうした経営の拠点であると言いうことができよう。経営に関与した人物として、⑫に見える珠采師や国前臣刀佩、(5)の池作、あるいは墨書土器に多く登場する桶万呂があげられる。ただしそれが寺院・貴族などによる荘園経営なのか、それとも在地の有力者による経営なのかは、明確ではないが、⑬からすると、大宰大式藤原朝臣ないしは大宰府の官人が経営主体として浮かんでこようか。

なお本遺跡の建物群は泥湿地の汀に面し、汀には棧橋ともみられる施設がある。建物群を限る塀に沿って汀まで道が東西に続いている。したがってこの遺跡は汀とは有機的な関連を持つて立地しており、かつ喫水の浅い船を使えば、この遺跡と海岸を結ぶことも可能であったろう。このことは経営にとっても重要な意味をもつものである。国埼には国埼津があったが、それは難波津へと続く瀬戸内航路の重要な津であり、官人・百姓・商旅の徒がそこを拠点に運漕・交易活動をしてきたことが知られる(「聖徳太子傳」延暦十五年二月二日太政官符)。国埼津は豊後国国埼郡国前郷にあったと思われる。当遺跡からそう遠くないことは確かであろう。

(1-17 水谷みゆき、8 館野和司)(奈良国立文化財研究所)

佐賀・中原遺跡  
なかやま



(唐津・浜崎)

本遺跡は鏡山の西部五・五kmの水田地帯にあたり、唐津湾と松浦川によって形成された古砂丘列上に立地する。従来の、一九六五年の日仏合同調査や一九八六年の唐津市教育委員会の調査によって、鉄戈、鉄矛を副葬した弥生時代中期の周亮棺墓や古墳時代中期の周亮墓などが確認されている。本調査は西九州自動車道建設に伴うものであり、弥生・古墳時代の墳墓を確認

- 1 所在地 佐賀県唐津市原字西九田
- 2 調査期間 一九九九年(平11)七月―二〇〇〇年一月
- 3 発掘機関 佐賀県教育委員会・唐津市教育委員会
- 4 調査担当者 小松 謙・美浦雄二・辻村美代子
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 六世紀後半―九世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

した地点から東方約四〇〇mに位置する。これまで一区から四区の調査を実施し、奈良時代の集落と水田を検出した。主な遺構には、一区では掘立柱建物四棟・井戸一基・旧河道と水田、四区では掘立柱建物三棟がある。掘立柱建物の規模は二間×三間が主で、特別大型のものはみられない。柱の掘形は円形である。建物群の配置は、二区は雑然としているのに対して、四区の建物の主軸は正方位で水田畔の区画方向と一致する。

二区の集落と水田の間を流れる旧河道は、幅約一五m深さ約一・五mで、埋土は植物遺体層や黒褐色中砂層などからなる。埋土中から多量の須恵器・土師器・木製品が出土した。特筆される遺物として墨書土器や中空円面硯・転用硯、木製品には挽物櫛・舟形木製品・槌の子などがある。墨書土器は約四〇点あり、須恵器を中心とする。主なものに「林」「川嶋」「魚女」などがある。出土遺物の時期は六世紀後半から九世紀前半である。

今回報告する木簡二点も、旧河道から出土したものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「大村戸主川部組次□付カ□部カ□」

(191)×82×9 019

(2) 「□」

(82)×83×4 019

(1)は下半部を欠損する。上端木口面は両面から削られ、やや丸味

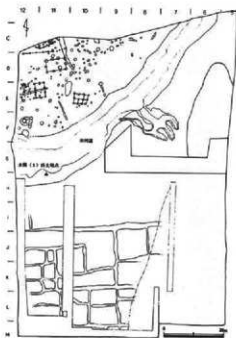
をもって仕上げられる。表面および側面は平滑で、表面上部一カ所にわずかながら削り痕がみられる。

大村に関しては、肥前国には大村駅が存在が知られる（『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条）。その所在地は、松浦郡内に想定する説と、「和名類聚抄」にみえる後件郡大村郷に比定する説とがあるが、今回松浦郡内にあたる当遺跡から「大村」と記した木簡が出土したことは興味深い。川部氏は、『続日本紀』宝龜六年四月壬申条に肥前国松浦郡人の柁師として登場する川部酒麻呂の一族とも考えられる。また日下部は、『肥前国風土記』松浦郡の項に日下部君の祖先伝承が見える。

(2)は、上端は右側から中央まで二次的に刃物を入れており、そこで折れて欠損する。表面上部に墨痕があるものの文字は判読できない。下端の右側面は削りによりやや細くなる。両面にタテ方向の削り痕が認められる。

本木簡の釈読にあたっては、京都橋女子大学の狩野久氏・奈良国立文化財研究所の鶴野和己氏・群馬県教育委員会の高島英之氏に教示いただいた。

(小松 潤)



中原遺跡2区



(2)



(1) (赤外線画像)



(1)

沖繩・銘苅直祿原遺跡  
めかるすくさる

1 所在地 沖繩県那覇市銘苅小字直祿原

2 調査期間 一九九八年(平10) 一〇月―一九九九年三月

3 発掘機関 那覇市教育委員会

4 調査担当者 當間麻子

5 遺跡の種類 遺物包蔵地

6 遺跡の年代 一四世紀―一五世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、那覇新都心整備事業地内における天久公園整備事業に伴うものである。遺跡は標高約二二mの湿地帯に位置し、北西側は標高約二二mの台地に接している。東側および南側には河川が流れ、周辺には銘苅原遺跡や安謝前東原遺跡など同時期の遺跡が点在する。層序は大別すると四層あり、このうち、カワニナや、砂・粘土などの粗粒子を含むII層より、多くの遺



(那 覇)

物が出土した。遺構は掘り込み遺構や築石遺構などが検出されているが、その性格については判然としない。

今回出土した木簡二点は、これらの遺構からやや離れた地点の遺物包蔵層より出土したもので、遺構との関連は明確ではない。木製品は約六〇点の出土があり、儀式用とみられる墨壺や、漆碗・下駄などがあるものの、大部分は用途不明である。それ以外の遺物としては鎗蓮弁文碗などの中国産磁器・東南アジア産褐釉陶器・在地産土器ならびに獣骨(牛)などが出土した。

8 木簡の积文・内容

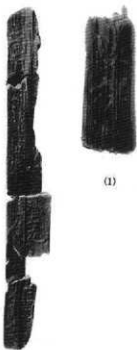
(1) □□提

(30) × 12 × 4 081

(2)

□□五穀豊饒〔急々如律令カ〕

(137) × (18) × 3 081



(2)



- (1)の木簡は上下が破損しており、一文字しか判読出来ない。「提」の上部にも何らかの文字の一部が認められるものの、不明瞭である。
- (2)は上端が圭頭に整形されている。下端は摩耗しており、判然としない。「五穀豊饒」の上下にも文字が認められ、下部の文字は、「急々如律令」の五文字があると推測される。これは、沖繩において「フーフダ」と呼ばれる呪符木簡の一種であると考えられる。山里純一「沖繩の魔除けとまじない」(第一書房 一九九七年)参照。
- なお、(1)(2)いずれも墨が完全に失われており、文字が凸状に浮き上がった状態である。

(富岡麻子)

『木簡研究』在庫状況のお知らせ

頒価

一―四号 品切れ 五・六号 三五〇〇円

七―二五号 三八〇〇円 一三号 四三〇〇円

一四・二五号 四五〇〇円 一六―二二号 五五〇〇円

送料

一冊 六〇〇円 二冊 八〇〇円 三冊 一〇〇〇円

四冊 一二〇〇円 五―一〇冊 一五〇〇円

一一―二〇冊 二〇〇〇円

※個人購入の場合は代金前納です。代金と送料は郵便振替で  
〇一〇〇〇―六一―五二七 木簡学会  
までお送り下さい。

※大学・博物館など公的機関の場合は代金後納です。銀行振  
込か右の郵便振替でお願いします。

口座番号 第一勧業銀行西大寺支店

普通預金 一一一〇三二五

口座名 木簡学会 佐藤宗諱(さとう そうじゅん)

連絡先 〒六三〇―八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良国立文化財研究所

平城宮跡発掘調査部史料調査室気付

木簡学会

電話 〇七四―二三四―三九三一(内二三九)

## 一九七七年以前出土の木簡(二二)

### 奈良・飛鳥京跡

あすかきょう

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡
- 2 調査期間 第五一次調査 一九七六年(昭五)一月～四月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 菅谷文則
- 5 遺跡の種類 都城跡



(吉野山)

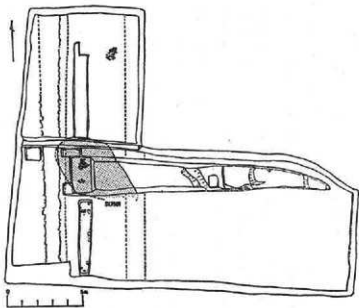
- 6 遺跡の年代 七世紀中頃～七世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
史跡伝承飛鳥板蓋宮跡を中心とする飛鳥盆地一帯は、奈良県立橿原考古学研究所の継続的な調査により、七

世紀中頃から七世紀末頃までの宮殿跡が検出されており、この遺構群を「飛鳥京跡」と称している。ここでは三期の遺構が重層しており、最上層のⅢ期遺構が後園本宮跡・飛鳥浄御原宮跡に比定されている。下層のⅡ期遺構は飛鳥板蓋宮跡と推定されるが、全容は明らかでない。Ⅲ期遺構は、内郭・エビノコ郭・外郭の三地区に大別することができる。

調査地は、伝承飛鳥板蓋宮跡として遺構が復原されている場所の東方約一〇〇mの地点で、飛鳥寺から石舞台古墳に至る県道の西に隣接する。この地点は、飛鳥京跡Ⅲ期遺構外郭の東限を示す南北方向の柱列および溝の存在する場所であり、発掘調査の結果、外郭東限となる石組みの南北溝SD七四一〇が検出された。SD七四一〇東側壁の掘形からは七世紀第四半期頃の平瓦片が出土しており、SD七四一〇の構築年代もその頃と推定される。SD七四一〇が検出された遺構面の下層は、青灰色または緑灰色を呈する粘質の極細砂層で、三〇～四〇cmの厚さがある。この層の下は緑灰色または暗灰色の粘質土層で、この層の上面で、多量の木片類が詰まった土坑状遺構SX七五〇一が検出された。SX七五〇一は北西から南東に

長い、長軸約六m短軸約三・五mの楕円形の土坑であるが、明確な掘り込み屑をもたず、自然地形の傾斜の方向と一致することから、自然な窪地に木片類が投棄されたものと考えられる。SX七五〇一出土の遺物には後述する木簡のほか、木工具による削屑、加工木片、自然木片、種子、土器片などがある。これらの遺物は密着して堆積し、間に土砂をあまり含まず、腐蝕状況も同様であることから、あまり時間を置かず一度に投棄されたようである。この遺構が存在する層からは、口径が九一〇cmに還元される須恵器杯片が出土している。須恵器杯は、蓋の端が三角形に垂れ下がる型式の杯蓋は全く含まれない。出土土器の年代観によると、この土層は七世紀中頃までに形成されたと考えられる。

木簡はSX七五〇一から出土した。合計二七点が出土しているが、その内訳は、付札七点、荷札二点、断片五点、削屑二三点である。木簡は、一括採集した木片を洗浄する過程で検出されたものであるため、土坑内での正確な分布状況は判然としないが、採集された日付と地点、出土点数の関係によると、大半の木簡は土坑東北縁寄りでも出土したらしい。このような分布状況は、木簡が他の木片類と同時に一括して投棄され、投棄直前にも同じ場所にあった蓋然性が高いことを示している。木簡は互いに密接な関連性をもつとみられる。



第51次調査の検出遺構平面図（下層の調査トレンチ）

8 木簡の釈文・内容

木簡は現在も出土当時とほぼ同じ状態を保っており、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館本館収蔵庫に保管されている。木簡の釈文は出土当時、岸俊男・和田翠の両氏により行なわれたが、本稿執筆にあたり実物を再調査し、釈文の再確認・再検討を行なった。

- |      |                           |               |
|------|---------------------------|---------------|
| (1)  | 「<大花下」                    | 86×18×5 032   |
| (2)  | 「 <sup>〔花き〕</sup><br>×□上」 | (82)×20×3 019 |
| (3)  | 「<小山上」                    | 86×18×4 022   |
| (4)  | 「□小乙下階」                   | 86×22×7 011   |
| (5)  | 大乙下階                      | 81            |
| (6)  | 「 <sup>〔小花き〕</sup><br>▽□□ | (43)×12×3 019 |
| (7)  | □□□□ [2]                  | 81            |
| (8)  | 乙                         | 81            |
| (9)  | 吾                         | 81            |
| (10) | □不足」                      | 81            |
| (11) | □□□□」                     | 86×26×3 011   |

03 「<白髪ア五十戸」

・「<殿十口」

125×28×4 022

03 十戸□□<sup>〔十口カ〕</sup>

(81)×17×2 019

04 「▽□□□□<sup>〔アカ〕</sup>」

103×23×4 022

(1)はほぼ完形の付札で、上部に切込みがある。平滑に整えられた表側にのみ墨書があり、裏側は割かれたままで調整されていない。表側中央にやや右上がりの文字で「大花下」と書かれている。大花下は大化五年(六四九)二月に制定された冠位十九階の第八階にあり、天智三年(六六四)二月十亥に改正された冠位二十六階では、「花」が「鐘」に改められ、鐘・山・乙については上・下の二階に中階が加えられている。「日本書紀」に基づけば、大花下の冠位は大化五年二月から天智三年二月までの一七七年間に限って施行されたこととなり、この木簡もこの間に書かれたものとみてまず疑いない。(2)は上部が折損し、下端部のみ残存している。一文字目は折損により判読しがたいが左側に縦画の墨痕があり、二文字目が「上」であり、(1)と同様に冠位を記したものと類推できることから、「花」と読んでおく。形状や内容から考えて、(1)より若干大きめの同形の付札に冠位が記載されたものであろう。

(3)は完形の付札で、上部に切込みがある。上・下端ともに表裏両



(12)




(1)

面から刃を入れた後に折り曲げて切断されたままで、削りによる最終的な調整は施されていない。墨書は表側中央に「小山上」とある。「上」は右下がりに書かれている。小山上の冠位は大化五年（六四九）の冠位十九階にみえ、天智三年の冠位二十六階でも存続し、天武一四年（六八五）一月まで施行されたものである。

(4)も冠位を記載した木簡であるが、上下に切り込みはなく、小形長方形の木札である。表側には若干の凹凸があるが、裏側は凹凸が激しく厚みも一様ではない。表側には細筆で「小乙下階」と書かれている。「小」の上にはやや筆太に横棒が引かれているが、文字とも何かの印とも判断しがたい。小乙下も(3)と同様に大化五年から天

武一四年まで施行された冠位である。

(5)は削屑で右半分が残り、右辺は原形をとどめている。文字も右側の一部しか残っていないが、残画から「大乙下階」と判読できる。同じく大化五年から天武一四年まで施行された冠位である。

(6)は幅の細い小形の付札で、下部は折損している。墨の残りが悉く赤外線写真でかろうじて文字が確認できるに過ぎないが、今のところ「」と釈読しておく。

(7)も削屑で三片に分かれ、削られて左側のみが残存している。下部に異筆で「乙」と記されている。

(8)も削屑で、(7)と似た筆跡で「乙」と記される。

(9)も削屑で、右下がりの文字で「吾」と記される。木簡の右側だけが残ったもので、左側に偏のあった可能性もある。

(10)は木簡下端部の削屑で「不足」と書かれるが、上端部にも若干の墨付きがあり、上にはさらに文字があったらしい。

(11)は一部破損しているが上・下端とも原形をとどめており、短冊形の木簡である。表側には四文字分ほどの墨痕が認められるが、表面の腐蝕が激しいため判読できない。

(12)は定形の付札木簡で、上部に切込みがある。上端は角が落とされてやや丸く整形されている。材の厚みは下へ行くほど薄くなっており、下端は約六〇度の角度で斜めに切断されている。墨書は表側に「白髪了五十戸」、裏側に「賊十口」と記される。表側は貫地地

名のみを記載し、裏側に品名を記している。全体に墨書は極めて明瞭である。「髪」は異体字で、空海撰高山寺本「篆隸萬象名義」に用例がある。「部」字は「マ」よりも「ア」に近い。「腋」は難解であり、岸俊男氏は「腋」と「スキ・クハ」の二案を提示し、後者を妥当と考えている。前者は鞆文皮（ヒキハノカウ）という解釈だが、数量表現が「□」である点に若干の問題が残る。後者はスキ・クハ（鉏・感）という解釈で、「十□」という数量単位も相応しい。スキ・クハと解するならば、「白髪部五十戸」は鞆の主要貢進国である吉備地方の備中国窪屋郡真壁郷につながるものである可能性が高い。

03は木簡の下半部のみで、下端は方形を呈する。墨痕はあまり明確ではないが、肉眼での釈読は一応可能である。「十」の部分で木簡は折損しているが、上にも文字が続く可能性が高い。概ねでは「十戸」より下の文字の釈読が保留されていたが、□□□□と読んで差し支えなからう。「十戸」の下の一文字は折損部にあたり、墨痕も薄いため筆跡を追いがたいが、金偏ではないかと思われる。04と同様に「五十戸+品名+数量」の記載とみてよい。

04は上部に切込みがあり、上端・下端ともに圭形をなしている。片面にかすかに墨書があるが釈読は極めて困難である。

これらの木簡は出土状況から一括投棄されたものとみられ、すべてほぼ同じ時期に書かれたものと推定される。(1)「大花下」の木簡

の存在から、大化五年（六四九）から天智三年（六六四）を大きくは外れない時期のものと考えることができ、冠位を記したほかの木簡が上・下階のみで中階のみえないことも、天智三年までの冠位制に基づくものであることを示唆している。こうしたことから、これらの木簡の年代は七世紀中頃とみてよく、五十戸一里制の成立時期を考える上で重要な史料といえる。

#### 9 関係文献

菅谷文則・岸俊男「飛鳥京跡第五次発掘調査出土木簡概報」

〔奈良県遺跡調査概報 昭和五一年度〕 一九七七年

岸俊男「白髪部五十戸」の貢進物付札〔日本古代文物の研究〕

塙書房 一九八八年

〔鶴見泰芳〕

## 釈文の訂正と追加 (三)

### 兵庫・袴狭遺跡

(第三三・一四・一六・一七・二〇号)

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭
- 2 調査期間 一九八八年(昭63)一月—一九九五年一月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平 茂・岡 昌秀・柏原正民・久保弘幸・  
織 英記・鈴木敬二・中村 弘・西口圭介・  
服部 寛・深江英憲・藤田 淳・三原慎吾・  
村上泰樹・山上雅弘・渡辺 昇
- 5 遺跡の種類 官衙遺跡・祭祀遺跡・集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代—中世
- 7 木簡の釈文・内容  
 表記の遺跡で出土した木簡などは、兵庫県教育委員会調査分については、本誌第一三号から第二〇号にかけて既に報告されている。  
 その後、兵庫県教育委員会「袴狭遺跡発掘調査報告書」(二〇〇〇年。

以下、報告書と記す)を編集するにあたり、奈良国立文化財研究所の渡辺晃宏氏に依頼して、出土木簡を一点一点、肉視および赤外線テレビカメラ装置を利用して実見の上、釈文の再検討を行なった。再検討にあたっては、出土直後の赤外線プリント、処理前の遺物写真なども参考にした。その結果、釈文などを従来と変更したものが多いが多数生じた。本稿では、その中の主要なもの二五点を掲載し、従前本誌で使用した木簡番号、および報告書における遺物番号を提示するものである。

#### 一 第二次確認調査

##### (1) 「鬼」

103×62×25 10 13 (1) T 1

##### (2)

入カ  
 福  
 入里

(2) 9×22×24 8 13 (2) T 2

(1) は下坂地区において、中世の整地層よりも下層で出土した。広葉樹の小さな角柱材に、「鬼」の一字を記したものである。六角に面取りされ、上下両端は数回のハツリで切り落とされている。

(2) は関分寺一区で出土した。上下を欠損し、墨は不鮮明である。



二 第二次確認調査（旧坪井遺跡）

(3)



幅20×奥行110×4 051 14旧坪井遺跡(5) T 4

(4)



三月十日  
幅20×奥行6 022 14旧坪井遺跡(2) T 7

(5)



幅30×奥行3 019 14旧坪井遺跡(1) T 8

(3)は近世の洪水砂層中から出土した釘結合曲物の銅板である。内面には縦平行線のケビキが多数ある。墨書は外面にみられるが、墨は薄く不鮮明である。

(4)(5)は平安時代の浅い流路肩部から出土している。(4)は墨は残っており、一行にわたってわずかに墨の跡が隆起するに過ぎない。上下両端と右辺上部を欠損する。(5)は禁制木簡で下半を欠損する。

三 内田一区

(6) □□乙豊日巳令交易糸□

幅187×奥行11 081 20内田地区(4) T 12



調査区配置図



だものと考えられる。

次に個別の遺物について述べる。(6)は比較的厚みのある細長い木片であるが、上下と左辺を欠損している。下部約2cmほどは焼け焦げて文字が失われている。墨は鮮明である。

(7)は上部を欠損し、中ほどで二つに割れている。下から7cmぐらいいまでも傷みや割れが多い。墨書は両面にあるが、墨は薄く不鮮明である。

(8)は本来の形の右下部分のみが残存する。表裏両面に墨書があるが、一部を除いて墨は残らず、墨の跡が細く隆起する。裏面の文字は表面に比べ不明瞭である。

(9)は里制表記の木簡で上部を欠損する。下端は三角形に尖らせ、上部左辺を削るが、これは木簡を何かに転用したためと考えられる。

墨の残りは比較的良い。

00は下部を欠損する。両面とも表面を削っている。墨書も両面にあるが、不鮮明である。

01は上部と左辺を欠く。下端は削って尖らせようとしている。墨書は不鮮明である。

02は大型の木簡であるが右辺上部を除いて欠損する。裏面下部の文字がない部分は、約一四cmにわたって表面が剝離している。墨は比較的良く残っている部分と不鮮明な部分がある。

#### 四 谷外地区

03 語部  (長)×(短)×厚 17(1) T 24

04  (宝亀方) 九年  西七倉桶下 (長)×(短)×厚 17(1) T 25

05  (長大領外従八位上カ)   (長)×(短)×厚 17(2) T 26

06 出石郷秦部牛万呂戸  本 (墨線)  己口分桑  上二斤四   文作人  人福  足石 (長)×(短)×厚 17(4) T 27

第三面上層包含層出土09と第四面上層包含層出土03、09があるが、いずれも平安時代前半の水田土壌層である。

03は木簡を斎串B類に転用している。文字よりも上部は、表面が削られている。墨は鮮明である。

04は本来の形の左上半部のみが残る破片である。上端から2cmほどはわずかに窪んでいる。下方の「種下」あたりは表面を削る。墨痕は薄く肉眼ではほとんど見えない。

05は人形に転用された木簡である。脚部の加工により墨書が大きく削り取られているが、墨は鮮明で、わずかな残存部から「擬大額外従八位上」と釈読した。

06は大型の簡指木簡ではほぼ完存している。墨書は両面とも中央に一行のみある。表の上半部「桑」の字までは墨が鮮明に残るが、それ以下は極端に不明瞭となる。また「上一斤四」の左下側は表面が傷んでいる。裏面は墨がほとんど残らず、墨痕が隆起するのみであるが、文字は比較的読み取り易い。

五 国分寺一区

07 「秦マ大山 秦マ弟麻呂 秦マ□山」

・「秦」(刻書)

86×13×5 011 14国分寺一区(1) T 31

08

・□衣依言事右 □唯  
□大祖父世時 □本

・□在

11月□□ (12)×8×6 180 14国分寺一区(2) T 33

07は第一水田面土壌層、08は第一遺構面のS D O四で出土した。

いずれも奈良時代—平安時代初頭の時期が想定される。

07はほぼ完存する。全ての面に粗い削りがあり、表面の下部や裏面には斜めの刃傷が走る。墨は「秦マ大山」までは比較的鮮明に残るが、それ以下はしだいに不鮮明となる。裏面上部には刃物で「秦」と刻む。

08は両端を欠く。表面は文字の部分と比較的しっかりと隆起し、その所々に墨が残る。裏面も同様であるが墨はまったく残らず、下部では隆起も曖昧である。

六 国分寺一区

09 [大□□□□]

86×26×4 011 T 35

09

[石□□□□] [不可削所□□]  
[知件方] [分方] (2+2)×21×3 009 13 T 37

09 [く啗吠定(符集)]

・[く四]

(26)×21×3 009 13 (2) T 38

09は旧河道であるS D O二の下層で出土し、09はS D O二とその上位にあるS D O一との間の砂層で出土した。いずれも奈良時代に属する。

09は遺存状態の良い完形品であるが、墨は薄く不鮮明である。表

面の一部が割られている。

㉒は二片あり、接合しないが同一個体と考えられる。下端の両側に切り込みを施す。墨は鮮明に残る。

㉓は上端の両側に切り込みを施す呪符木簡である。墨は濃く鮮明である。

七 大坪一区

㉔ [本カ] [入カ]

14×18×6 190 T 34

㉕ 下田二段 戸

他人作乱

(113)×24×6 80 14 三(1) T 40

㉖ 納米四斗 出

八

[十] [十] [十] [十] [十] [十]

(113)×22×6 019 14 (1) T 41

㉗は第二水田面土壌層、㉘㉙は第二水田面を覆う洪水性堆積物である第二包含層からの出土である。第二水田面土壌層と第二包含層は平安時代前半の時期が想定される。

㉚は小型の人形E類で、小径木から作り、顔を出で簡略に表現する。大型のE類とは違って足先は左右に開かず、股も小さく割り入れたたけである。左胸に一文字を記す。

㉛も禁制木簡の断片と考えられる。本来の形態の左辺の一部が残

るのみである。「下田二段 戸」の文字は肉眼でも墨が確認できるが、「他人作乱」は肉眼ではまったく見えない。

㉜は、上部を欠損するが、下端も欠損の可能性がある。表裏側面すべてに粗い削りがあり、墨は部分的のみに残る。

八 深田一区

㉝

咄天道皇(符巻) 正道王 盗人総殺

20×28×12 80 20 深田地区(1) T 43

㉞は、羽子板状の呪符木簡である。側溝から出土したため、正確な層位は不明であるが、おおよそ第一遺構面上層シルト層あるいは第一遺構面ベース層と考えられる。墨はまったく残っていないが、墨の跡が比較的しっかりと隆起している。中央に大きく目を見開いた顔を描き、顔には三つ星、その上に「咄天道皇」と記す。目を大きく開いた顔の表現は狹狭遺跡群出土の人形には例が無い。頸紐状の文様の下には四行の文字があり、中二行はなんとか文字として認識できるが、両側は痕跡しか留めない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会『狹狭遺跡発掘調査報告書』(二〇〇〇年)

(鈴木敏二)

教文の訂正と追加

報告書の 番号	報告書一本 の 番号	本館の 出土地区等	過去に掲載された「本館研究」 と当時の番号
T 23	(4)	内田一區	一七号一第八次調査(1)
T 22	(1)	内田一區	二〇号訂正と追加(一七号)一(2)
T 21	(9)	内田一區	一七号一第八次調査(2)
T 20	(9)	内田一區	一七号一第八次調査(3)
T 19		内田一區	一七号一第八次調査(5)
T 18		内田一區	一七号一第八次調査(4)
T 17		内田一區	一七号一第八次調査(6)
T 16		内田一區	一七号一第八次調査(6)
T 15	(8)	内田一區	一七号一第八次調査(6)
T 13	(7)	内田一區	二〇号訂正と追加(一七号)一(3)
T 12	(6)	内田一區	二〇号訂正と追加(一七号)一(4)
T 11		内田一區	一七号一第八次調査(9)
T 10		内田一區	一七号一第八次調査(7)
T 9		崎渡路	二二号一崎渡路(1)
T 8	(5)	第一次確認調査	一四号一旧坪井遺跡(1)※
T 7	(4)	第二次確認調査	一四号一旧坪井遺跡(2)※
T 6		第三次確認調査	一四号一旧坪井遺跡(3)※
T 5		第四次確認調査	一四号一旧坪井遺跡(4)※
T 4	(3)	第五次確認調査	一四号一旧坪井遺跡(5)※
T 3		第六次確認調査	過去に掲載なし
T 2	(2)	第七次確認調査	一三号一内田地区(2)
T 1	(1)	第八次確認調査	一三号一内田地区(1)

本館報告対照表(報告書と「本館研究」の本館報告の対照表)

T 24	03	谷外地区	一七号一第九次調査(3)
T 25		谷外地区	一七号一第九次調査(1)
T 26	04	谷外地区	一七号一第九次調査(2)
T 27	06	谷外地区	二〇号訂正と追加(一七号)一(1)
T 28		下坂地区	一六号一第六次調査(1)
T 29		下坂地区	一六号一第六次調査(2)
T 30		園分寺一區	一四号一第二次調査(3)
T 31	07	園分寺一區	一四号一第二次調査(1)
T 32		園分寺一區	過去に掲載なし
T 33	08	園分寺一區	一四号一第一次調査(2)
T 34	02	大坪一區	過去に掲載なし
T 35	09	園分寺一區	過去に掲載なし
T 36		園分寺一區	二三号一園分寺地区(1)
T 37	00	園分寺一區	二三号一園分寺地区(3)
T 38	02	園分寺一區	二三号一園分寺地区(2)
T 39		大坪一區	一四号一第三次調査(2)
T 40	03	大坪一區	一四号一第三次調査(1)
T 41	04	大坪一區	一四号一第三次調査(1)
T 42		深田一區	一六号一第七次調査(1)
T 43	05	深田一區	二〇号訂正と追加(一六号)一(1)
T 44		大坪一區	一四号一第三次調査(4)
T 45		大坪一區	過去に掲載なし

報告書：兵庫県教育委員会(松原道雄)報告書(二〇〇〇年)  
※旧坪井遺跡：確認調査時に用いられた複製遺跡の旧称。  
※園分寺一區：深田一區とは重複する。

滋賀・湯ノ部遺跡（第一九号）

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町西河原地先
  - 2 調査期間 一九九六年（平8）五月～一月
  - 3 発掘機関 財滋賀県文化財保護協会
  - 4 調査担当者 瀬口眞司
  - 5 遺跡の種類 集落跡
  - 6 遺跡の年代 縄文晩期後半～近世
  - 7 木簡の釈文・内容
- 本遺跡にかかる発掘調査は、一九九〇年度以降、県道の改良工事に伴う事業として継続しており、一九九一年度には「西十年」（六七六）の木簡が出土している（本誌第一四号）。
- 今回の調査では、木簡は区画溝S一・二・三・四、土坑S四四より出土した。区画溝S一・二・三・四からは、未完成の木製品、廃材や剥片、オガクズなどが大量に出土し、その中に木簡の削屑が混在していた。そのうち現地から抽出した木簡六点については、本誌第一九号で紹介している。これらの溝の堆積物をすべて持ち帰り、水洗選別を行なった結果、判読できる木簡が三〇点ほど発見された。そのほとんどが削屑である。比較的内容が明らかな削屑五点をここに掲載する。

S四四はS二〇四の真西約5mに位置する土坑で、四・五m×一・六m、深さ〇・七六mを測る。平城前期の土器に類似する土器が一括して出土した。木簡(6)が土坑底面にほぼ接するように出土した。

区画溝S一・二・三・四

(1) 益麻

(2) □物七里在□

(3) □□里  
〔中カ〕

(4) □□  
〔鎌カ〕

(5) □□  
〔大明カ〕

土坑S四四

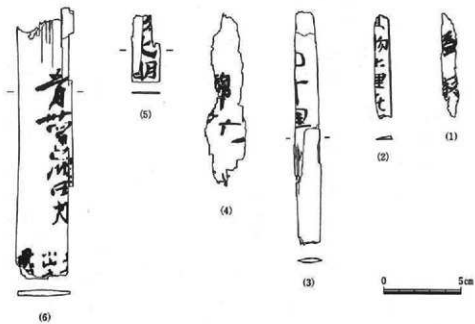
(6) 五月廿四日□□田力

□□小山  
□□

(3)の三文字目は、「十」か「寸」とみられる。

〔瀬口眞司〕

歌文の訂正と追加





群馬・前橋まえばしじょう城遺跡(第一九号)

- 1 所在地 群馬県前橋市大手町
- 2 調査期間 第五次調査 一九九四年(平6)四月～一〇月
- 3 発掘機関 群馬県教育委員会
- 4 調査担当者 赤山容造・巾 隆之・相京建史・松岡正信・井川達雄・藤巻幸男・片野雄介・高島英之ほか
- 5 遺跡の種類 集落跡・城跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一九世紀
- 7 木簡の釈文・内容

発掘調査は一九九二年一月から一九九六年五月まで七次にわたって行なわれ、木簡は一九九三年四月から一〇月まで行なわれた第三次調査で検出された一号井戸から一点(本誌第一九号)、一九九四年四月から一〇月まで行なわれた第五次調査で検出された七号井戸から二点(本誌第一七号)、一五号井戸から一点(本誌第一九号)、六九号井戸から七点(本誌第一九号)の計二一点が出土している。紀年銘を有するものは一点も無いが、遺構の状態や伴出遺物などからいずれも近世のものと考えられる。

今回報告するのは、第五次調査で検出された六九号井戸から出土した木簡のうち、その後の整理作業の中で確認され、本誌で未報告

釈文の訂正と追加

であった六点についてである。

木簡は確認面から深さ三〜四m付近の人為的埋土から出土した。

遺物の様相から最終的に近代になって埋められたことがうかがえる。

- (1) [振河泉カ]  
[□□□□]  
(29) × (36) × 5 081
- (2) [埴埴城城カ]  
[□□□□□]  
252 × 46 × 4 011
- (3) [強カ]  
[□□□□]  
168 × (56) × 8 081
- (4) [房カ]  
[□□□□]  
152 × (46) × 8 081
- (5) [□□□□□]  
173 × (40) × 9 081
- (6) [□□]  
(115) × (49) × 5 081

今回報告するものには断片が多く、木簡の内容や用途・機能が判るものはほとんどない。(1)は下部及び右側面が欠損。裏面は未調整である。文字は、現状で表面に三文字分確認できる。(2)は、左右側面及び下端部の一部が欠損しているが、概ね原形をとどめてい



(1)



(2)



(3)



(4)



る。習書で、多数の文字を重書する。近世の習書木簡は極めて珍しい。

8 関係文献

群馬県教育委員会「前橋城遺跡Ⅱ 群馬県庁舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」(一九九九年)

(高島英之)



釈文の訂正と追加

(8) 「く荒木種一石」 217×23×5 028 第一〇号

(9) 「符懸」急々如律令」 217×23×5 021 第二一号

(10) 符算承知不得追廻符」 231×27×4 021 第二二号

(11) 「く白和世種一石」 160×124×6 023 第三号

(12) 合式」 207×23×6 021 第一四号

(13) 「太麦」 172×19×4 021 第一六号

(14) 「太麦」 177×20×3 021 第一七号

(1)は(11)と文面が同一で、形勢もほぼ同じである。付札木簡で、種  
 籾の「白和世」という品種を明示したものである。「白和世」は  
 「早稲」の品種で、「地方名目」(二七七年、岩代・磐城)に「白早  
 稲」とあり、同一と考えられる。以後、近世の農書に度々見られる。  
 (2)も種籾の付札と考えられるが、「足」が「すく」とも訓まれたこ  
 とから、「足張」は「すくはり」の可能性がある。とすれば、「清良  
 記」(一七〇二—一七三二年)の「橋張(すくはり)」と考えられる。  
 この品種は、明治時代の「縮張(しゅくはり・すくはり)」であり、



(3)



(4)



表(部分)



裏

後に、全国的に広く栽培された「亀治」に受け継がれた品種と考え  
 られる。

(3)の裏面二行目の一文字目は「右」または「左」であろう。

(4)は題籤軸で、軸部の下部が欠損している。某七年の出拳に関わ  
 る文書を券子仕立てにしていたものと考えられる。

(いずれも赤外線画像)

(5)は、本来短筒形であったものを、二次的に先端を失らせている。下端は欠損する。痛みが激しく、墨痕は不明瞭である。符式の木簡で、差出が「見台政所」、宛先が「田中村説祖等」であり、田中村

(遺跡の北、湯川村に田中の地名がある)に在住する仏典講読者に宛てたものか。裏面には、符の施行文が記されている。矢玉遺跡に存在した「見台政所」が、田中村の説祖等を召喚し、被召喚人が本木簡を携えて本遺跡に向向き、そこで木簡が廃棄されたとも考えられる。

(6)は、上・下端とも欠損し、墨痕がわずかに認められるだけである。文書木簡の一部で、「承和五年」(八三八)の年紀があり会津地方では最も古い年号木簡である。また、この木簡は、材質や書体の特徴から(3)と同一木簡と考えられ、文書木簡の一部と推定される。

(7)は、中間部分に折れがあるがほぼ完形である。付札木簡で、種根の「長非子」という稲の品種を明示したものである。「長非子」(ながひこ・長彦)は、平安時代の「庚申西国受領歌合」承暦三年(一〇七九)の中に「我君の御代長彦の苗をしも引きつらねても種うる田子かな」とあり、その後も度々和歌に歌われている。

(8)は、上部左右に切り込みがあり、頭圓になっている。付札木簡で、種根の「荒木」という品種を明示したものである。「荒木」は、天明四年(一七八四)の「遠江国周智郡田中村種明細書上帳」に「荒木」と見え、農林水産技術会議事務局「わが国の在来稲品種の特性」(一九七〇年)にも「あらか」があり、近年まで栽培されてい

た品種である。

(9)は、完形の木簡で、呪符木簡と考えられる。「日」を四行三段に記した符籙が読みとされる。

(四)は、部分的に原形が認められるが、加工痕や削平があり、わずかに墨痕が見える。符式による下達文書木簡で、召喚などに関わる命令と考えられる。

(四)は、ほぼ完形の木簡である。麦の品種などに関する木簡と考えられる。

このなかで種根に関する資料は、同一品種が平安時代以降、近世まで継続していたことがわかり、当時の政権がいかに稲を嚴重に管理していたかが窺える貴重な資料である。

なお、釈説にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

#### 8 関係文献

会津若松市教育委員会「矢玉遺跡 若松北部地区界宮は場整備発掘調査報告書Ⅰ」(一九九九年)

同「若松北部地区界宮は場整備発掘調査報告書Ⅱ」(二〇〇〇年)  
平川南「新発見の「種子札」と古代の稲作」(国史学)一六九、一九九九年  
(石田明夫)

秋田・洲崎遺跡(第二二号)

- 1 所在地 秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎
- 2 調査期間 一九九八年(平10)五月一〇日
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 高橋 学・渡邊慎一・小山有希・工藤直子・山根勇人
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代・弥生時代・平安時代(九世紀)・中世(二三世紀一六世紀)・近世
- 7 木簡の釈文・内容
 

遺跡は方二町(約二〇m)の区画の外周を堀によって囲んだ集落であり、内部には道路、堀・溝による小区画が存在する。また井戸三二基、掘立柱建物一一五棟、竅穴状遺構、土塚墓などの遺構も存在する。

木簡は計二二点あり、その他に三点の墨書きのある木製品が出土した。今回は、前回紹介した木簡(本誌第二号)で新たに釈文が判明した二点(1)(2)と、追加資料四点の計六点を紹介する。

(1)は井戸SE五八七から出土した。年輪年代測定により井戸の構築年代は二二八六年以降と判明している。(2)・(4)は集落の東端を面

する堀跡SD四九から出土した。この堀は幅約5m深さ約1mの規模で、遺跡の東端を南北に走っている。(5)は遺跡の西端にある井戸SE一五〇の最下層より出土している。

(1) 「刺書」 アラツタナヤ 弓ウチ



(僧侶の絵)

(人魚の絵)

そわ可

88×15×5 21 (1)

堀SD四九

(2) ・□可以さワ



25×12×5 21 (2)

(3) 「大」 □ □

125×12×4 10 9



(1) 部分

(4)



(180)×25×3 019

井戸SE一五〇

(5)

・「斗二升」<sup>〔取カ〕</sup>  
「文」<sup>〔文カ〕</sup>了」

・「二百五十」<sup>〔文カ〕</sup>小印」

180×24×3 051

壺穴状遺構SK1一五

(6)



140×12×4 011

(1)は本誌第二二号で紹介したように、上に僧侶、下に人魚の絵を描き、三行の文字を記す。さらに僧侶の右には刀子などで刻まれた文字らしきもの、また同様に人魚絵を囲み、これを消すような線刻も確認できる。(2)は残存する字形から表裏とも同じ文字を墨書したもののか。(3)は圭頭状を呈し、最上部に梵字のパンを墨書している。(4)も圭頭を意識したものである。

その他参考資料として、墨書絵のある木製品一点を紹介する。これは、方形を連続・連結して描いたものである。方形が層敷地、その間の細長い間隙が道路と思われ、集落を描いた町割り図の可能性がある。法量は長さ七三mm幅九四mm厚さ七mm、〇一型式である。

8 関係文献

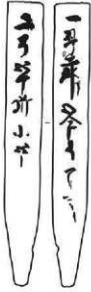
秋田県教育委員会『湖崎遺跡』(二〇〇〇年)(上藤夏子・高橋 宇)



(3)



(4)



(5)



(6)



(参考)

石川・磯部カンダ遺跡(第一八号)

- 1 所在地 石川県金沢市磯部町
- 2 調査期間 一九九五年(平7)八月～二月
- 3 発掘機関 金沢市教育委員会
- 4 調査担当者 楠 正勝
- 5 遺跡の種類 集落跡・祭祀跡
- 6 遺跡の年代 縄文晩期・古墳時代前期・平安時代・中世・近世
- 7 木簡の釈文・内容
 

磯部カンダ遺跡は、金沢市街地の北方約2kmに位置し、西方約0.5kmには浅野川が流れる。遺跡はこの河川の右岸に形成された自然堤防の外側に広がる後背湿地内の微高地に立地する。

今回報告する木簡三点は、先に本誌(第一八号)に報告した木簡と同じ自然流路(幅約9m深さ2m)から出土したものである。同流路からは多量の木製祭祀具(人形○点、素串五一点、舟形二点、鳥形一点、馬形一点)が出土しており、ここで大規模な祭祀行為が執り行なわれていたものと考えられる。これらの木簡は自然流路の肩部付近の同じ地点から出土したことから、ほぼ同時期(平安時代初期・九世紀)に使われた可能性がある。

(1) 「阿閉東吉」

90×45×30

(2) 「丈マ阿古女」

95×45×40

(3) 「□□道□」

95×45×30

(1)・(3)はともに正面全身人形の表面に墨書するものである。頭部は圭頭状、顔は頸部から斜めに切り落とされ、肩部は怒り肩、手の切り込みはなく、股間は三角形に切り取られている。さらに、口の辺りには木釘が打ち込まれ、いずれも根本で切り落とされている。三点とも同形で同じ作りをしていることから、同一の作者の手によるものと考えられる。石川県内では例の少ない形態(金沢市上笠屋遺跡で出土例あり)をもつ人形である。

内容は三点とも人名を記し、祈禱者名と考えられる。(1)「阿閉」の氏族名は石川県内では初例であり、(2)「丈マ」の氏族名は上笠屋遺跡と河北郡津幡町加茂遺跡(本誌第二三号・一八号)に例がある。

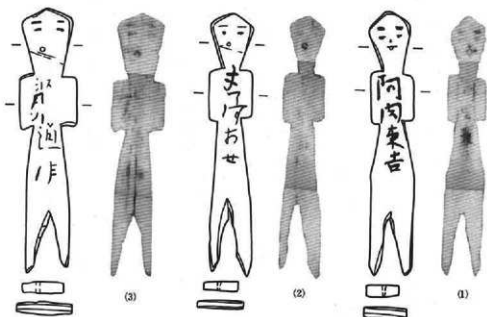
なお釈説には、国立歴史民俗博物館平川南氏、金沢市埋蔵文化財センター小西昌志氏からご教示を得た。また保存処理後の知見をふまえ、先に刊行した報告書での釈文を一部追加・訂正している。

8 関係文献

金沢市埋蔵文化財センター「磯部カンダ遺跡」(一九九九年)

(楠 正勝)





(写真は赤外線画像)

埋蔵文化財写真技術研究会編集・発行  
『埋蔵文化財写真研究』第一号

文化財写真の技術・情報などに関する記事を載せ、文化財調査に携わる人必携のマニュアル書である『埋蔵文化財写真研究』の最新号が刊行された。

内容は杉本和樹「木簡の撮影」、牛嶋茂「樹皮撮影」、山口格「モノクロフィルムの感色性テスト」、加藤春生「カメラムーブメントの基礎知識(3)」、勝田徹「希釈現像について」など  
B5版 一五六頁 カラー図版多数 二〇〇〇年七月刊  
頒価 三五〇〇円

送料 四冊まで五〇〇円、五―一〇冊まで一、〇〇〇円  
一一冊以上は無料

三号以前は品切れ

四―八号 三、五〇〇円 九―一〇号 三、〇〇〇円  
連絡先

埋蔵文化財写真技術研究会 中村一郎  
〒六三〇―八五七七 奈良市二条町二丁目九―一

奈良国立文化財研究所内

電話 〇七四二―三四―三九三二

郵便振替 〇一〇五〇―九九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

## 木簡撮影概説 — 表現しにくい文字の撮影 —

杉 本 和 樹

はじめに

画像として記録すべき文字資料は、文書や保存処理済み木簡のように、比較的文字が鮮明で撮影しやすいものだけではない。撮影困難な資料も多く、それは大きく二つの場合に分けられる。

一つは、墨自体は失われているが、墨がのつていた部分だけが風化を免れて浮き上がるように残っているため、凹凸により文字が認識できる場合である。墨自体は失われているため、赤外線テレビカメラでの識別・撮影は不可能である。

もう一つは、墨は残っているものの、書写媒体が黒ずんでしまっており、墨痕の識別が困難な場合である。たとえば、絹に文字が書いてあるが、絹が燻けて黒くなり、墨痕の識別が極めて困難なことがある。

今回は、私が奈良国立文化財研究所で写真撮影をしてきた経験をふまえ、こうした場合、どのようにしたら画像として記録できるか、

それぞれについて撮影法を紹介していきたい。

### 一 墨自体が失われてしまった木簡

先述の前者の場合である。墨が残っていないため、赤外線テレビカメラでは識別できない。

図1 墨が流れてしまい輪郭の盛り上がりだけが残存する



図2 ライトを低くして文字部分の盛り上がりだけをつける



写真1 通常の懸垂式調木簡形影法師と流出した黒炭を表現できない



写真2 ライトを低くしてセファティングすると形骸は表現できるが均一にライティングできない(図3の状態)



写真3 ライティングスポットをやや上向きにしてやることで解決する(図4の状態)



(資料提供 那覇市教育委員会)

## 木簡の撮影

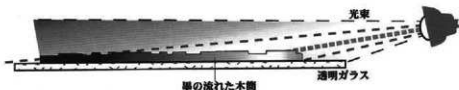


図3 ライティングスポットが近くにあるため照射が不均一な状態

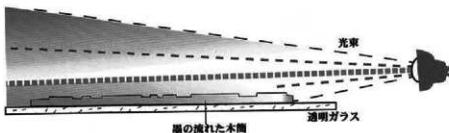


図4 ライティングスポットをやや上向きにすると均一になる

セッティングは井上直夫「木簡の撮影」(本誌第一二号)を参照されたい。普通に撮影すると、写真1のように文字はまったく見えな  
い。しかし、わずかに存在する凹凸の影を強くすると、文字が浮き  
上がって見えてくる(図1・2)。

影を強くするには、ライトは1灯とし、かつなるべく木簡が置か  
れてある位置に近い高さまで下げる。だが、単に位置を下げてだけ  
では、ライトに近いところは非常に明るく、遠いところは真黒にな  
り、写真2のようになってしまう(図3)。真横からライトを当て  
ればこうはならないのであるが、木簡の木目に対し垂直に当たったの  
では、木目の凸凹なのか文字なのか分からない。そこで、ライト中  
心の一番明るい部分を遠くに照射することで明るさを均一にする  
(写真3、図4)。

さて、こうしたライティングをする時、一番明るい部分を使用し  
ていないために光量が落ちるので、ランプの中心の明るさが少ない  
フラッドランプは不向きである。また、ストロボ(フラッシュ)で  
もモデリングランプのないものは影が確認できず不向きである。タ  
ングステンランプか大型ストロボを薦める。カラーが必要ならば、  
ストロボの方が有利である。

他に注意することは、かなりシャープな光を照射するため木簡を  
置いた影がかなりはつきりで輪郭がわからなくなってしまうこと  
である。この対策としてはガラスの上での撮影が良いだろう(井上

写真4 赤フィルターなしで撮影

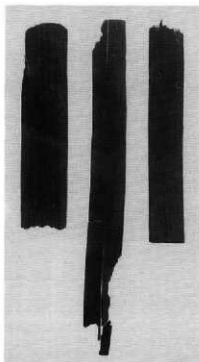
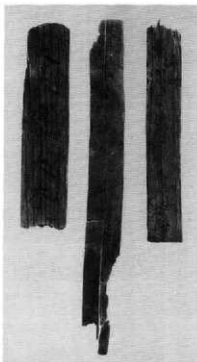


写真5 レンズに赤フィルターをかけて撮影



論稿参照)。また、ライトの位置が低く、ハレーションの影響を受けやすいので、光が直接レンズに当たらないようにするか、カメラの方向へ行く光をカットしてやることも重要である。

露出計は本来入射式を使うが、この方法だとかなり露出アンダーになるため、反射式を使って下の背影の白を感じないように測ると良い。

## 一一 判読困難な墨書を鮮明に撮影する

先述の後者の場合である。今回例示するのは、木の表面に漆で文字を書いた木箱の撮影である。漆で書いてあるため文字は多少盛り上がっているが、ススやホコリのために真黒で文字は識別できない。

写真6はプラスチックパン(PXP)で大型ストロボにパラソルを付け撮影したものである。多少の凹凸はあるがはっきり判読できない。

写真7は同じPXPフィルムで、レンズに赤フィルターをかけ、モデリングランプのみで撮影したものである。ライトの位置は写真2・3と同じである。レンズに赤フィルターを装着すると、赤の波長の光だけが通過するため、コントラストが高くなり、墨書が見えやすくなる(写真4・5)。この際、光源がタングステン光などの赤の波長を多く含むライトに比べ、ストロボ光などは赤の光が少なく赤フィルターを使用しても効果はあまり出ないので、ストロボは発

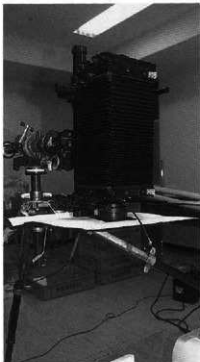
木蘭の撮影



ストロボ撮影だが、赤い光の成分を照射するため光源前にフィルターを垂らす



切り抜きで使用するのが最低限配置には注意する



ガラスを使用するためマスクを使用してカメラの写り込みには注意する



写真7 大型ストロガのモザリングランプでレンズに赤フィルターをかけて撮影



写真8 大型ストロガ（ペラソル使用）で撮影



光させずにタングステン光と同じ効果のあるモデリングランプのみで撮影した。一章で赤フィルターを使用しなかったのは、墨書がなく赤フィルターの効果を期待できない上、赤フィルター使用による光量の低下などの弊害をさけるためである。PXPは一般モノクロ用として市販されている最もポピュラーなフィルムである。同じPXPでもちよつとライティングを考え、赤フィルターを使用すれば、その効果の違いがお分かりになれるであろう。

また写真8はコダックテクニカルフィルム(TP)で、写真7と同様のセツドで撮影したものである。TPはもともと線画やグラフ用に開発された超微粒子モノクロフィルムで、ISO感度と現

写真8 写真7と同様のセツドでTPを使用して撮影



(資料提供 高松市歴史資料館)

像時間・現像液を替えることにより、コントラストを変えることができる。また赤外線フィルムに近い感色性のため、その差の出方が顕著である。写真9は赤外フィルムのコダックインフラレッドフィルムでの撮影。文字は読めるが赤外線フィルム特有の粒子の荒れが目立ち、高拡大には耐えられない。

### 三 撮 影 機 材

木簡撮影に限らず長期間露光をする場合、しっかりした床・三脚・雲台でブレに注意することは当然であるが、フォーカルブレ

写真9 赤外フィルムを使用して撮影



ンシャッターを装備したカメラ（特に中判カメラ）は、シャッター幕移動の振動により1/15と2秒のシャッタースピードでは確実にブレていることがデータで出ている。マミヤRB67・RZ67のようなフォーカルプレーンとレンズシャッターを両方装備したカメラは必ずミラーアップをし、レンズシャッターのみで撮影するべきである。その点、ストロボ光は高速シャッターが使えるよりも少なくなる。カラーフィルムの種類も豊富で、期待した発色のポジを手に入れやすい。しかし前述したように、小型ストロボは影の出方が確認できないし、大型ストロボは機動性に欠け、高価という欠点がある。

必ずしもこんな場合、こう撮らなくてはならないということはない。カメラ・光源の種類や位置、フィルムなどを上手く選択することにより、期待通りの仕上がりになるであろう。

### おわりに

木簡・墨書といえ、ともすれば赤外線フィルムを使つての撮影が良いと思われがちである。しかし、赤外線フィルムは明室でのフィルム装填ができない上、データをきっちり出さないと現像も容易ではなく、現像を外注しても上がりが良くないものが多い。

むしろ、撮影の困難な木簡でも、きちんとしたライティングや工夫をすれば、普通のモノクロフィルムでかなりの効果が得られることを知って欲しい。そうした基礎的な作業や工夫を怠らずに、「文化財」と呼ぶに足る写真を撮影していきたいものである。

### 註

(一) 感色性 各種の色に対する感色性。青色に強く感光するものや赤に強く感ずるものなどがあり、フィルムによってその特性が異なる。

### 参考文献

『埋文写真研究』一一（埋蔵文化財写真技術研究会発行 二〇〇〇年）

告 告 「飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書」について

飛鳥池遺跡は、一九九一年の調査でその存在が確認され、「万葉ミュージアム」建設に伴う事前発掘調査で、律令国家成立時期の国家的施設であることが明らかになった遺跡である。この遺跡の性格が、七六〇〇点を超える出土木簡により解明されたことは周知に属するが、これらの史料は当該時期の歴史を考究する上でも大きな手掛かりになるものと思われる。

木簡学会は、発掘当初から遺跡を取りまく状況を注意深く見守ってきたが、多くの歴史学会や市民団体による度重なる保存要望のいかいなく、多量の杭が遺跡に打ち込まれた。この事態を重くみて、飛鳥池遺跡の保存と活用を求める要望書を一九九九年一月の総会で採択し、奈良県知事・奈良県議会議長・奈良県教育長・明日香村村長・明日香村村議会議長に送付して、善処方を要請したところである。

木簡の研究・保存をめざす木簡学会は、もとより木簡出土の遺跡そのものの保存をめざすことをその責務と心得ている。飛鳥池遺跡の保存をめぐる経緯を謙虚に受け止めつつ、再び同様の遺跡破壊が起こらぬことを切に希望するものである。

飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書

奈良県明日香村では現在、奈良県により飛鳥池を埋め立てて、「仮称」万葉ミュージアム」の建設工事が進められています。

周知のように、奈良国立文化財研究所による事前発掘調査は、そこでわが国の律令体制成立時期の、国家的な施設を発見するという大きな成果をあげました。すなわち飛鳥池遺跡は南北二つの地区に分かれますが、南半部では多数の建物や伊跡などが検出されるところに、金・ガラス・瑪瑙などの貴金属・玉類、それに富本鏡・飾金具をはじめとする鋳造関係遺物が大量に出土し、そこが七世紀後半から八世紀初頭頃の宮廷付属の総合的工房跡であることが判明しました。また北半部には建物や方形石組池などがあり、その北に接する飛鳥寺、それも特に道昭の東南禪院と密接な関係にあることがわかりました。

こうした遺跡の性格付けには、七六〇〇点余と大量に出土した木簡が重要な役割を果たしたところで、すなわち「天皇」の語の見える木簡、天武天皇六年の新嘗祭に関係するかとみられる「次米」の荷札木簡、道昭の弟子「智調」の名が見える木簡、大和各地の寺名を列挙した木簡、それに銀の荷札など、多種多様な内容の木簡が含まれていましたが、特に宮廷や飛鳥寺・工房に関わるものが多いという特徴があり、文献史料の少ない当該時期の

歴史を解明する上で、大きな手がかりとなるものです。約一〇年前、平城京跡で大量に出土した長屋王家木簡・二条大路木簡が、奈良時代史像を実に豊かにしたことは記憶に新しいところですが、それより一時代前に位置する飛鳥池木簡も、それにまさるとも劣らない意義を持つものです。

上記のような調査成果を受け、多くの歴史学会や市民団体などが奈良県に対し、「(仮称)万葉ミュージアム」建設計画の見直しと遺跡の保存を求めたところですが、しかし県は一部、計画変更をしながらも建設着工を強行し、既に多くの杭が遺跡に打ち込まれました。

木簡の研究・保存をめざす木簡学会は、これまで飛鳥池出土木簡の歴史的意義に注目してきましたが、木簡及び遺跡そのものの重要性に鑑み、木簡は遺跡と一体のものであるという認識から、今回の事態を黙視することはできません。ここに強く抗議するものです。

現在、同遺跡の史跡指定に向けた動きがあると聞きます。これ以上の禍根を残さないためには、指定範囲や「ミュージアム」の展示内容などに、今回の調査成果を十分に生かすことを強く求めます。また「ミュージアム」周辺でも、道路をはじめとして開発が進むことが予想されますが、当該地の南には酒船石があり周囲に石垣をめぐらした丘陵が接し、北には飛鳥寺、西には飛鳥京遺

跡が位置するなど、周辺にはわが国有数の古代遺跡が、相互に密接に関連しつつ、濃密に分布しています。これらの遺跡が今後、開発により破壊の危機にさらされるような事態にならないことを、関係機関に要求します。

遺跡を破壊してのミュージアムなどありません。「(仮称)万葉ミュージアム」が、飛鳥池遺跡の史跡指定をきっかけに、文化財の破壊ではなく、保存・活用の良き事例となることを切に要望するものです。

一九九九年二月四日

木簡学会

会告 「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める  
要望書」について

現在、京都と和歌山を結ぶ京奈和自動車道の奈良県北部部分（大和北道）路線決定に向けて、建設省近畿地方建設局による調査が行なわれている。路線の候補の中には平城宮跡の地下をトンネルで通過する案が含まれ、この検討のために一九九七年度以来平城宮跡周辺でボーリング調査が進められていたが、一九九九年一月には平城宮跡内にもボーリングが打ち込まれた。

この計画が実行されると、地下水脈が分断され、地下水位が低下したり地盤沈下が引き起こされる危険が予測される。これは平城宮京跡に埋蔵されている木簡の保存にとっては致命的なことである。

木簡の研究とともにその保存にも努めることを目指す木簡学会としては、この事態を看過することはできない。本来は総会決議の形で道路計画の撤回を求めるべきところであるが、事態の緊急性にかんがみ、委員会決議の形で下記の要望書を二〇〇〇年六月九日付けで探沢、建設大臣・文部大臣・文化庁長官・建設省近畿地方建設局長・同奈良国道工事事務所長宛に送付した。また、関係諸学会へも要望書の写しを送付し、同様の取り組みを行なうよう要請した。

木簡学会としては今後とも事態の推移を注視したいと考える。

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書

七一〇年（和暦三）の遷都からまもなく千三百年を迎える世界遺産・特別史跡平城宮跡において、地下にトンネルを掘って京奈和自動車道を通す計画があることが明るみに出た。建設省は、一九九七年以来地質や地下水の状況を調査すると称して、平城宮・京跡においてボーリング調査を実施している。しかし、世界遺産・特別史跡平城宮跡の保存にとって、これはまことに憂慮すべき事態であり、私たちはこの計画に対し強く抗議するとともに、この計画を即時に白紙撤回することを強く要望する。

平城宮跡が現在のような形で保存されるに至ったのは、幕末の北浦定政の先駆的研究以来、明治時代の関野貞や喜田貞吉の研究、そして棚田嘉十郎や清田文四郎ら地元の人々の献身的な保存運動の成果によるところが大きい。また、戦後の再三の開発による破壊の危機も、全国的な保存運動の盛り上がりによって乗り越えることができ、最近ではユネスコの世界遺産にも登録され、その価値は世界的に認められるところとなったのである。

平城宮跡の価値は、奈良時代の遺構や遺物が良好に保存されている点にある。中でも当時の生の文字資料である木簡が大量に埋蔵されており、これまでに平城宮跡で発見された木簡は、一九六一年（昭和三六）に初めて出土して以来既に五万点にも及ぶ。木簡は史料の少ない奈良時代の歴史の解明の上で重要な役割を果たし、その発見によって奈良時代の歴史が書き変えられることも少

なくない。平城宮跡が世界遺産に登録されたのも、こうした木簡の重要性が世界的に広く認められたからに他ならない。しかしながら、木簡は木片という腐食しやすい素材に書かれており、千三百年もの間、土の中で腐らずに保存されていたのは、豊富な地下水に守られ、日光と空気から遮断されてきたという好条件に恵まれてきたためであった。

従って、平城宮跡の地下にトンネルを掘って京奈和自動車道を通そうという建設省の計画は、平城宮・京跡の遺跡・遺物の保存の上で私たちとしても看過できない。トンネル工事によって地下水脈が断ち切られるようなことがあれば、奈良時代を語る生きた史料である木簡は腐食・乾燥し、その史料としての生命を断たれ、その情報は永遠に失われることになる。ことに平城宮跡ではどこを調査しても木簡が出土するほど、全域にわたり大量の木簡が眠っている。そしてそれが平城宮跡内にとどまらず、平城京跡域でも同様であることは、十二年前に見つかった長屋王家木簡と二乗大路木簡計十一万点が何よりも雄弁に物語っている。

大深度地下の工事だから遺跡とは無関係だという議論も成り立たない。大深度まで適度の傾斜をもって下がるためには一キロメートルにも及ぶ距離が必要であり、この間の平城京跡をはじめとする多くの遺跡が破壊されることは明白である。また、トンネルの排気筒設置による遺跡破壊や大気汚染の文化財への影響も無視しがたい。そもそも遺跡は土に刻まれた人間の活動の痕跡であり、その痕跡の刻まれた地盤、すなわち地下も遺跡そのものなの

であって、トンネル工事は遺跡自体の存立に関わると考えられる。建設省はボーリング調査によって平城宮跡の地下の状況を継続的に調査するとしているが、ボーリング調査には限度があり、木簡を守る複雑な地下水脈の全貌がわかるとは考え難い。トンネル工事が地下水脈を切る可能性があるのは、例えば最近の第二阪奈道路の阪奈トンネルや近鉄線の新生駒トンネルの工事によって明らかであり、そのような危険が少しでもある以上、遺跡・遺物の保存を考えるならばトンネル工事の実施は避けるのが賢明である。先人のたゆまぬ努力によって保存され、世界遺産にも登録される価値が世界的にも評価されたばかりの平城宮跡の地下にトンネルを通すという発想自体が疑問であり、もし地下トンネル工事によってこのかけがえのない遺跡を破壊するならば、後世に大きな汚点を残すことになる。それはこれまでの国民的な保存運動の成果をないがしろにするものであるのみならず、地球規模の人類に対する挑戦といっても過言ではない。

私たちは、これまでの平城宮跡保存の経緯を無視した、京奈和自動車道の平城宮・京跡地下トンネル計画に嚴重に抗議するとともに、将来に悔いを残すことのないようその白紙撤回を強く要望するものである。そしてかけがえのない人類の遺産平城宮・京跡が永遠に保存され、奈良時代の歴史の舞台として、広く世界の人々に愛され活用されていくことを心から願うものである。

二〇〇〇年六月九日

木簡学会委員会

## 彙報

### 第二回総会および研究集会

木簡学会第二回総会および研究集会は、一九九九年二月四・五日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一九九九年の個人会員、二団体の団体会員の参加を得て開催された。会場には飛鳥池遺跡、秋篠・山陵遺跡、長岡京跡、難波宮跡、宮町遺跡、三田谷I遺跡、飯塚遺跡から出土した木簡が展示された。

◇二月四日(土)(二時—一八時)

狩野久会長による開会の挨拶の後、総会、研究集会を開催した。

第二回総会(議長 西別府元日氏)

会務報告(笹野和巳委員)

会員の状況(個人会員三〇名、海外会員三名、団体会員四団体のほか、二〇〇〇年度新入会員一〇名)、学会創立二〇周年記念事業として、「日本古代木簡選」続編の編集を進めていることなどが報告された。

編集報告(清水みき委員)

「木簡研究」二二号の編集経過について、内容、分量、頒価などの報告があり、今後の編集上の問題として、全体の分量との関係で

近年増加している中・近世の木簡への対応が課題であるとの指摘がなされた。

会計・監査報告(山中敏史委員・石上英一監事)

山中委員から一九九八年度の一般会計および特別研究集会・二〇周年記念出版事業にかかる特別会計の決算報告がなされ、石上監事から会計事務は適正に執行されている旨の監査報告がなされた。なお、未収会費の問題、帳簿の作成方法の問題などが付帯意見として提出された。次いで、山中委員から二〇〇〇年度予算案が提案された。

以上の案件は全て承認された。

その他

委員会により作成された「飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書(案)」が西山良平委員から提案され、一部の字句を修正した上で承認された(三四〇頁会告参照)。

研究集会

報告(司会 鎌田元一委員)

帳簿と木簡

難波宮北西部から出土した木簡

山口氏の報告は、東大寺写経所文書と照合して、木簡の用途、機能を再検討したもの、江浦氏の報告は難波宮から出土した「戊申

年」の年紀を持つものを含む木簡群についての事例報告である。

山口英男氏

江浦 洋氏

◇二月五日(日)(九時—一五時)

研究会集

報告(司会 今泉隆雄委員)

一九九九年全国出土の木簡

出雲市三田谷I遺跡出土の木簡

大分県国東町飯塚遺跡と出土木簡 水松みゆき氏・館野和己氏

吉川氏の報告は全国八一遺跡から出土した木簡の概要についての報告で、その多くは本号に掲載できた。熱田氏および水松・館野氏の報告はそれぞれの遺跡の発掘成果に基づく事例報告である。

討論(司会 平川 南委員)

午後に入り、前日の報告も含めて討論が行なわれた。特に、難波宮跡出土木簡に見える干支の問題や、飯塚遺跡出土木簡に見える出挙関係の木簡をめぐって、活発な議論がなされた。

最後に田辺征夫副会長の挨拶で大会の日程を終了した。

委員金報告

◆一九九九年二月四日(土) 一〇時三〇分—一二時

於奈良国立文化財研究所

総会に先立ち、会務、編集、会計および総会、研究会集の運営についての報告、「飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書(案)」の提案がなされ、審議の上承認された。

◆二〇〇〇年六月九日(金) 一四時三〇分—一七時

於奈良国立文化財研究所

1 会務について、会員の異動が報告され、また、新たに堀場基氏、

根内裕人氏に幹事を委嘱することが承認された。2 一九九九年度決算報告および監査報告が行なわれ、いずれも承認された。3 入会希望者(二〇〇〇年度、一六名)に関して入会審査がなされた。4 会誌

二二号の編集(担当は西山良平委員、吉川聡幹事)の経過について報告がなされ、取り扱う木簡の年代などについて議論が行なわれた。

5 第二二回総会、研究会集の予定について協議がなされた。6 京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書(案)が提案され、審議の上で承認された(三四二頁会告参照)。7 二〇周年記念出版事業について編集経過の報告がなされた。8 次回の特別研究会集の予定についての協議がなされた。

◆二〇〇〇年一月七日(火) 一四時三〇分—一七時

於奈良国立文化財研究所

1 会務について、会員の異動が報告された。2 入会希望者(二〇〇〇年度、一六名)に関して審査が行なわれ、全て承認された。3 会誌二二号の編集経過について報告がなされた。4 会計について、二〇〇〇年度中間報告、後半期取支予定、二〇〇〇年度予算案を協議した。5 総会・研究会集について日程・研究報告などの協議を行なった。6 次年度における委員の改選について協議がなされた。7 次回の特別研究会集について協議し兵庫県日高町に行なうこととし



た。8二〇周年記念出版事業についての報告がなされた。

(古尾谷知浩)

木簡学会役員（一九九九・二〇〇〇年度）

会長 佐藤 宗諱

副会長

鎌田 元一

田辺 征夫

委員

今泉 隆雄

岩本 正二

柳本 謙周

栄原水逸男

佐藤 信

清水 みき

館野 和己

寺崎 保広

東野 治之

西山 良平

平川 南

本郷 真紹

榎山 明

山中 敏史

和田 萃

渡辺 晃宏

監事

石上 英一

岩本 次郎

幹事

岩宮 隆司

鷺森 浩幸

鈴木 景二

鶴見 泰寿

土橋 誠

西村さとみ

馬場 基

古尾谷知浩

増岡 徹

山下信一郎

山本 崇

横内 裕人

吉川 聡

吉川 真司

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY  
FOR THE STUDY  
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 22 2000

Contents

Foreword .....	TANABE Ikuo.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1999 .....		1
Outline .....	YOSHIKAWA Satoshi.....	1
Explanatory Notes .....		6
Nara Prefecture: Nara Palace Site; Sairyōji Site; Amida Jōdoin Site; Block 13, East Third Ward on First Street, Nara Capital Site; Garden of the former Daijōin; Naramachi Site (Block 14, East Sixth Ward on Fourth Street, Nara Capital); Kamiya Site		
Kyoto Prefecture: Nagaoka Capital Site; Kokusōin remains of the Heian Palace Site; Rokuhara Site; Block 6, West First Ward on Fifth Street, Heian Capital Site		
Osaka Prefecture: Naniwa Palace Site; Ōsaka Castle Site; Ikejima and Fukumanjī Site; Yoshii Site		
Hyogo Prefecture: Tokitomo Site; Akashi Castle Samurai Residence Site; Archaeological Site at Point No. 4, Himeji Station Environs (temporary designation); Tatsuno Castle Site; Ichibe Site; Miyauchi Horiwaki Site; Kajiwara Site; Nyōgamori Site		
Mie Prefecture: Kumozu Shimanuki Site		
Shizuoka Prefecture: Yama no Kami Site; Nakamura Site; Mizumori Site; Moto- jima Site;		
Kanagawa Prefecture: Point No. 7, Chiyo Minamihara Site; Kagawa and Shi- moterao Site Group (Shimoterao Northern Precinct, Point B)		

Tokyo Prefecture : Minato-ku Site No. 91 ; Koishikawa Residence of the Tokugawa House, Mito Branch (Suwachō Site) ; Nishimachi Site ; Asakusa Shibazakichō Site ; Iriya Site	
Shiga Prefecture : Miyamachi Site ; Daishōgun Site ; Azuchi Castle Site ; Jūri Site ; Gunma Prefecture : Maerokku Site	
Fukushima Prefecture : Arai Nekota Site ; Edaira Site	
Miyagi Prefecture : Dainichi Minami Site ; Ichikawabashi Site ; Sannō Site ; Niida Site	
Iwate Prefecture : Yanagi no Gosho Site ; Shirayama Site (1) ; Shirayama Site (2)	
Yamagata Prefecture : Yamada Site	
Aomori Prefecture : Tosaminato Site	
Fukui Prefecture : Takatsuka Site ; Ichijōdani Asakura Site ; Fukui Castle Site (1) ; Fukui Castle Site (2)	
Ishikawa Prefecture : Kanpōji Site ; Uneda-Jichū Site ; Katada B Site ; Takaokamachi Site	
Toyama Prefecture : Suda Fujinoki Site ; Higashi Kizu Site ; Taraino Akaura Site ; Yatsuzuka C Site ; Dōjō I Site	
Niigata Prefecture : Takenao Shrine Site ; Minowa Site ; Umakoshi Site ; Daibu II Site ; Umamizaka Site ; Holkyū Site ; Sai no Kami Site ; Nonaka Dotetsuki Site ; Funato Sakurada Site ; Nakakura Site	
Tottori Prefecture : Ōmidō Abandoned Temple Site (Kumadera)	
Shimane Prefecture : Ōtsubo Site ; Kijū Site	
Okayama Prefecture : Okayama Castle, Ninomaru remains ; Shikata Site	
Hiroshima Prefecture : Doi Site ; Kōriyama Castle Site (Daitsūdanani Precinct)	
Yamaguchi Prefecture : Hagi Castle Site (Sotobori Precinct) ; Suō Provincial Headquarters Site ; Tōzenji-Kuroyama Site	
Tokushima Prefecture : Shikiji Site ; Tokushima Castle Town Site	
Fukuoka Prefecture : Motooka Site Group ; Imayama Site ; Chōanji Abandoned Temple Site	
Oita Prefecture : Iizuka Site	
Saga Prefecture : Nakabaru Site	
Okinawa Prefecture : Mekaru Sugurukubaru Site	
Wooden Writing Tablets Recovered Before 1977 (22) .....	242
Asuka Palace Site, Nara Prefecture .....	242
Amendments and Additions (3) .....	247
Hakaza Site (No. 13-14-16-17-20), Hyogo Prefecture ; Yunobe Site (No. 19) , Shiga Prefecture ; Yashiro Site Group (related to the Jōshin'etsu Highway construction) (No. 18), Nagano Prefecture ; Maebashi Castle Site (No. 19), Gunma Prefecture ; Yadama Site (No. 17), Fukushima Prefecture ; Suzaki Site (No. 21), Akita Prefecture ; Fukui Castle Site (No. 20), Fukui Prefecture ; Isobe Kanda Site (No. 18), Ishikawa Prefecture ; Inoue Yakushidō Site (No. 7), Fukuoka Prefecture	

Account Books and Wooden Writing Tablets: Wooden Tablets and the Shōsōin's Account Books and Succession Documents .....	YAMAGUCHI Hideo.....	279
General Introduction to Photographing Wooden Tablets: Photographing Items with In- distinct Characters .....	SUGIMOTO Kazuki.....	317
Book Reviews		
KITŌ Kiyosaki, <i>Kodai mokkan to tojō no kenkyū</i> [Research on Ancient Wooden Tab- lets and Cities].....	KITAMURA Masaki.....	325
MORI Kimiyuki, <i>Nagayōke mokkan no hisoteki kenkyū</i> [ <i>Basic Research on the</i> <i>Prince Nagaya Mansion Wooden Tablets</i> ].....	HIRAISHI Atsuru.....	334
Bulletins.....	FURUOYA Tomohiro.....	344
Editor's Notes .....	NISHIYAMA Ryohei.....	346
Column :		
Discovery of a Wooden Implement Resembling a Writing Tablet at the Asagodani Minami Site, Kyoto Prefecture.....	MIZUTANI Hisakatsu.....	57
Reports of the Society :		
Petition Regarding the Preservation and Utilization of the Asuka-ike Site.....		340
Petition Calling for Withdrawal of the Plan for a Subterranean Underpass of the Keinawa Highway beneath the Nara Palace Site .....		342

*Published by*  
**JAPANESE SOCIETY**  
**FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS**

木簡研究 第二号

二〇〇〇年十一月二十日 印刷

二〇〇〇年十一月二十五日 発行

〒630  
-8577 奈良市二条町二丁目九番一号  
奈良国立文化財研究所

平城・史料調査室 氣付

編集発行

木

簡学會

会長 佐藤宗諱

TEL (電話) 三四—三九三—

Email mokkan@sabunken.co.jp

振替口座 0100—六一—五二七

〒600  
-8475 京都市下京区滝小路仏光寺上ル

印刷

真

陽社

TEL (電話) 三五—一六〇三四



